

令和 8 年度松戸市防災会議

日時 令和 8 年 5 月 20 日(水)
14 時 00 分～15 時 00 分

次 第

1 開 会

2 会長挨拶(松戸市長)

3 議 事

- (1) 議案第1号
松戸市防災会議運営要領の修正について(資料 1)
- (2) 議案第2号
松戸市地域防災計画の修正について(資料2)
令和 8 年松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表(資料2-2)
松戸市地域防災計画 修正後本文(抜粋)(資料2-3)
- (3) 議案第3号
令和 8 年度松戸市総合防災訓練について(資料3)

4 報告事項

- (1) 令和 7 年度災害対応について(資料 4)
- (2) 災害時応援協定の新規締結について(資料 5)
- (3) 特殊災害対応訓練について(資料 6)

松戸市防災会議運営要領の修正について

【概要】

松戸市防災会議条例については、平成26年4月1日付けで改正が行われ、第5条が第6条に繰り下げられましたが、当該条文を引用している松戸市防災会議運営要領の修正が未了となっていたため、所要の修正を行うものです。

1 修正箇所

第1条（趣旨）中、「第5条」を「第6条」に修正する。

2 施行日

令和8年5月20日（本会議議決日）

3 参考

松戸市防災会議条例

第6条（議事等）

前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

松戸市防災会議運営要領

〔 昭和 5 6 年 3 月 3 日 〕
防 災 会 議 議 決

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、松戸市防災会議条例（昭和 38 年松戸市条例第 8 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、松戸市防災会議（以下「会議」という。）の議事および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規程による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会 議)

第 3 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第 4 条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第 5 条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項を専決処分することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合における災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。
- (4) 災害対策本部の設置に関すること。
- (5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第 6 条 会長は、必要があるときは委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第 7 条 会議の庶務は、防災担当課において処理する。

(補 則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 5 月 20 日から施行する。

議案第 2 号

松戸市地域防災計画の修正について

【概要】

松戸市の組織改編、「千葉県地域防災計画」等の改定、京成グループの事業再編や要配慮者利用施設及び新規締結協定の追加等、その他追記や文言の修正等軽微な修正を行います。

1 松戸市の組織改編によるもの

松戸市行政組織条例の一部を改正する条例が施行され、部・課の新設や課名の変更等が生じたため修正するもの。

2 千葉県地域防災計画の改定によるもの

千葉県地域防災計画の修正に合わせて、軽微な文言修正・文言統一をしております。

3 京成グループの事業再編によるもの

京成グループの鉄道事業再編に伴う商号変更並びにバス事業再編に伴う商号変更が生じたことによる修正。

4 要配慮者利用施設の追記

新規で開業した要配慮者利用施設の追記を行いました。

5 新規締結協定の追記

新規で締結した災害時応援協定について、追記しております。

6 その他

その他各担当課から追記・修正してほしいと要望があったもの等、現状に合わせての修正や軽微な文言修正・文言統一をしております。

旧ページ数	旧	新	修正理由								
震7	(16)関東地方測量部 【追加】 5指定公共機関 (1)東日本電信電話株式会社～ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	(16)関東地方測量部 Ⅰ 災害教訓の伝承に関すること 5指定公共機関 (1)NTT東日本株式会社～ (株)NTTドコモ NTTドコモビジネス株式会社	千葉県の修正に基づき修正 社名変更に伴い修正								
震8	(10)一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク (11) 【追加】	(10)一般社団法人AZ-COMネットワーク (11) (特非) 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク ア 災害ボランティア団体等の活動支援・活動調整に関すること	千葉県の修正に基づき修正								
震25	<p style="text-align: center;">〈自主防災組織の活動項目〉[㊦]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">平常時[㊦]</td> <td> ① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底[㊦] ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施[㊦] ③ 消火用資器材、応急手当医薬品、救助用資器材、防災資器材等の完備及び保守管理[㊦] ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成[㊦] ⑤ 避難所自主運営マニュアルの作成[㊦] </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発災時[㊦]</td> <td> ① 出火防止及び初期消火の実施[㊦] ② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請[㊦] ③ 救出救護の実施及び協力[㊦] ④ 集団避難の実施[㊦] ⑤ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力[㊦] ⑥ 避難所の自主運営[㊦] </td> </tr> </table>	平常時 [㊦]	① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 [㊦] ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 [㊦] ③ 消火用資器材、応急手当医薬品、救助用資器材、防災資器材等の完備及び保守管理 [㊦] ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 [㊦] ⑤ 避難所自主運営マニュアルの作成 [㊦]	発災時 [㊦]	① 出火防止及び初期消火の実施 [㊦] ② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 [㊦] ③ 救出救護の実施及び協力 [㊦] ④ 集団避難の実施 [㊦] ⑤ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力 [㊦] ⑥ 避難所の自主運営 [㊦]	<p style="text-align: center;">〈自主防災組織の活動項目〉[㊦]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">平時[㊦]</td> <td> ① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底[㊦] ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施[㊦] ③ 消火用資器材、応急手当医薬品、救助用資器材、防災資器材等の完備及び保守管理[㊦] ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成[㊦] ⑤ 避難所自主運営マニュアルの作成[㊦] </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発災時[㊦]</td> <td> ① 出火防止及び初期消火の実施[㊦] ② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請[㊦] ③ 救出救護の実施及び協力[㊦] ④ 集団避難の実施[㊦] ⑤ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力[㊦] ⑥ 避難所の自主運営[㊦] </td> </tr> </table>	平時 [㊦]	① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 [㊦] ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 [㊦] ③ 消火用資器材、応急手当医薬品、救助用資器材、防災資器材等の完備及び保守管理 [㊦] ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 [㊦] ⑤ 避難所自主運営マニュアルの作成 [㊦]	発災時 [㊦]	① 出火防止及び初期消火の実施 [㊦] ② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 [㊦] ③ 救出救護の実施及び協力 [㊦] ④ 集団避難の実施 [㊦] ⑤ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力 [㊦] ⑥ 避難所の自主運営 [㊦]	千葉県の修正に基づき修正
平常時 [㊦]	① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 [㊦] ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 [㊦] ③ 消火用資器材、応急手当医薬品、救助用資器材、防災資器材等の完備及び保守管理 [㊦] ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 [㊦] ⑤ 避難所自主運営マニュアルの作成 [㊦]										
発災時 [㊦]	① 出火防止及び初期消火の実施 [㊦] ② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 [㊦] ③ 救出救護の実施及び協力 [㊦] ④ 集団避難の実施 [㊦] ⑤ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力 [㊦] ⑥ 避難所の自主運営 [㊦]										
平時 [㊦]	① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 [㊦] ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 [㊦] ③ 消火用資器材、応急手当医薬品、救助用資器材、防災資器材等の完備及び保守管理 [㊦] ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 [㊦] ⑤ 避難所自主運営マニュアルの作成 [㊦]										
発災時 [㊦]	① 出火防止及び初期消火の実施 [㊦] ② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 [㊦] ③ 救出救護の実施及び協力 [㊦] ④ 集団避難の実施 [㊦] ⑤ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力 [㊦] ⑥ 避難所の自主運営 [㊦]										
震31	7 建築物等の耐震化 東日本電信電話(株)	7 建築物等の耐震化 NTT東日本(株)	社名変更に伴い修正								

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
震37	<p>・1 防災施設等の整備⁴</p> <p>(1) 市庁舎の整備⁴ 災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を予め設定する。⁴ 更に、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害発生時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。⁴</p> <p>(2) 防災倉庫等の整備⁴ ア 防災倉庫の整備⁴ 避難所となる全市立小・中学校の分散備蓄倉庫（一部余裕教室活用）の維持管理を継続する。また、鍵の保管について、災害発生時に各避難所の判断で使用できるよう、危機管理課での管理に加え、避難所運営委員会や自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長等、避難所運営委員会が設立された倉庫へ鍵を配布し、それぞれ管理できるように努める。⁴ イ 事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する防災倉庫は、団体・地域の実情に応じて整備を進め、災害に備える。⁴ ウ 防災資機材等の整備⁴ 防災倉庫に必要な資機材等の充実を図り、点検整備及び操作訓練等を実施する。⁴</p> <p>(3) 応急給水設備の整備⁴ 飲料水は、市の防災用井戸、井戸付き又は飲料水兼用の耐震性貯水槽、民間事業所等の井戸の災害協定及び避難所となる小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置して確保する。⁴ 【資料編 備蓄倉庫・備品一覧】⁴</p>	<p>・1 防災施設等の整備⁴</p> <p>(1) 市庁舎の整備⁴ 災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を予め設定する。⁴ 更に、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害発生時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。⁴</p> <p>(2) 防災倉庫等の整備⁴ ア 防災倉庫の整備⁴ 避難所となる全市立小・中・高等学校の分散備蓄倉庫（一部余裕教室活用）の維持管理を継続する。また、鍵の保管について、災害発生時に各避難所の判断で使用できるよう、危機管理課での管理に加え、避難所運営委員会や自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長等、避難所運営委員会が設立された倉庫へ鍵を配布し、それぞれ管理できるように努める。⁴ イ 事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する防災倉庫は、団体・地域の実情に応じて整備を進め、災害に備える。⁴ ウ 防災資機材等の整備⁴ 防災倉庫に必要な資機材等の充実を図り、点検整備及び操作訓練等を実施する。⁴</p> <p>(3) 応急給水設備の整備⁴ 飲料水は、市の防災用井戸、井戸付き又は飲料水兼用の耐震性貯水槽、民間事業所等の井戸の災害協定及び避難所となる小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置して確保する。⁴</p>	<p>防災倉庫棟の整備に、高等学校を追加</p>
震38	<p>(2) 食料、物資等の確保体制の整備 ア 備蓄情報の共有 「物資調達輸送調整等支援システム」により～</p>	<p>(2) 食料、物資等の確保体制の整備 ア 備蓄情報の共有 「新物資システム（B-PL0）」により～</p>	<p>システム変更に伴い、修正</p>
震41	<p>8女性視点の防災体制の充実 災害時には平常時における～</p>	<p>8女性視点の防災体制の充実 災害時には平時における～</p>	<p>千葉県修正に基づき修正</p>

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																
震42	<p>・第5節 避難体制整備計画⁴²</p> <p>【計画の指針】⁴² 被害想定では、約40件の炎上出火が予想されるほか、同地域による避難所の避難者数は最大で1.4万人と予測される。⁴² 延焼火災から住民等が安全に避難できるように避難場所を確保するとともに、家屋やライフラインの被害により居住困難となった住民等に避難所を確保する必要がある。⁴²</p> <p>【計画の体系・担当】⁴²</p> <table border="1" data-bbox="353 395 887 496"> <thead> <tr> <th>項目⁴²</th> <th>担当⁴²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難場所等の指定・整備⁴²</td> <td>本部事務局、保健医療部、福祉1・2部、市民部、文化スポーツ部、教育1・2部⁴²</td> </tr> <tr> <td>2 避難路の整備⁴²</td> <td>建設部⁴²</td> </tr> <tr> <td>3 避難体制の周知⁴²</td> <td>本部事務局、広報部⁴²</td> </tr> </tbody> </table> <p>「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月）</p>	項目 ⁴²	担当 ⁴²	1 避難場所等の指定・整備 ⁴²	本部事務局、保健医療部、福祉1・2部、市民部、文化スポーツ部、教育1・2部 ⁴²	2 避難路の整備 ⁴²	建設部 ⁴²	3 避難体制の周知 ⁴²	本部事務局、広報部 ⁴²	<p>・第5節 避難体制整備計画⁴²</p> <p>【計画の指針】⁴² 被害想定では、約40件の炎上出火が予想されるほか、同地域による避難所の避難者数は最大で1.4万人と予測される。⁴² 延焼火災から住民等が安全に避難できるように避難場所を確保するとともに、家屋やライフラインの被害により居住困難となった住民等に避難所を確保する必要がある。⁴²</p> <p>【計画の体系・担当】⁴²</p> <table border="1" data-bbox="1099 395 1632 496"> <thead> <tr> <th>項目⁴²</th> <th>担当⁴²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難場所等の指定・整備⁴²</td> <td>本部事務局、保健医療部、福祉1・2部、市民部、文化スポーツ部、教育1・2・3部⁴²</td> </tr> <tr> <td>2 避難路の整備⁴²</td> <td>建設部⁴²</td> </tr> <tr> <td>3 避難体制の周知⁴²</td> <td>本部事務局、広報部⁴²</td> </tr> </tbody> </table> <p>「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和6年12月改訂）</p>	項目 ⁴²	担当 ⁴²	1 避難場所等の指定・整備 ⁴²	本部事務局、保健医療部、福祉1・2部、市民部、文化スポーツ部、教育1・2・3部 ⁴²	2 避難路の整備 ⁴²	建設部 ⁴²	3 避難体制の周知 ⁴²	本部事務局、広報部 ⁴²	<p>組織改編に基づき、追記</p> <p>千葉県の修正に基づき修正</p>
項目 ⁴²	担当 ⁴²																		
1 避難場所等の指定・整備 ⁴²	本部事務局、保健医療部、福祉1・2部、市民部、文化スポーツ部、教育1・2部 ⁴²																		
2 避難路の整備 ⁴²	建設部 ⁴²																		
3 避難体制の周知 ⁴²	本部事務局、広報部 ⁴²																		
項目 ⁴²	担当 ⁴²																		
1 避難場所等の指定・整備 ⁴²	本部事務局、保健医療部、福祉1・2部、市民部、文化スポーツ部、教育1・2・3部 ⁴²																		
2 避難路の整備 ⁴²	建設部 ⁴²																		
3 避難体制の周知 ⁴²	本部事務局、広報部 ⁴²																		
震44	<p>1 災害通信網の整備 優先的に通話が確保される東日本電信電話株式会社から～</p>	<p>1 災害通信網の整備 優先的に通話が確保されるNTT東日本株式会社から～</p>	<p>社名変更に伴い修正</p>																
震45	<p>2 非常通信体制の強化</p> <p>また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常通信を活用するよう東日本電信電話(株)及び各施設管理者の協力を確保しておく。 ※災害時優先電話 あらかじめ東日本電信電話(株)千葉支店に対し～</p>	<p>2 非常通信体制の強化</p> <p>また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常通信を活用するようNTT東日本(株)及び各施設管理者の協力を確保しておく。 ※災害時優先電話 あらかじめNTT東日本(株)千葉支店に対し～</p>	<p>社名変更に伴い修正</p>																

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
震46	<p>イ 避難行動要支援者の定義⁴</p> <p>災害対策基本法では、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を「避難行動要支援者」と定義している。⁴</p> <p>本市では、以下に掲げる者のうち、在宅でかつ、避難する時に家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とする者を「避難行動要支援者」と定義する。⁴</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険における要介護3・4・5認定者⁴ ② 障害者（身体障害1、2級及び知的障害（療育手帳A等）、精神保健福祉手帳1級）⁴ ③ その他災害時の避難支援が必要と認められる者⁴ </div> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成⁴</p> <p>ア 避難行動要支援者の把握⁴</p> <p>市は、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。⁴</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握⁴ ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳等における情報、障害程度区分情報等により把握⁴ ③ 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などからの情報収集により把握⁴ <p>なお、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握する。⁴</p> </div>	<p>イ 避難行動要支援者の定義⁴</p> <p>災害対策基本法では、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を「避難行動要支援者」と定義している。⁴</p> <p>本市では、以下に掲げる者のうち、在宅でかつ、避難する時に家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とする者を「避難行動要支援者」と定義する。⁴</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険における要介護3・4・5認定者⁴ ② 障害者（身体障害1、2級及び知的障害（療育手帳A等）、精神保健福祉手帳1級）⁴ ③ その他災害時の避難支援が必要と認められる者⁴ </div> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成⁴</p> <p>ア 避難行動要支援者の把握⁴</p> <p>市は、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。⁴</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握⁴ ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳等における情報、障害程度区分情報等により把握⁴ ③ 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などからの情報収集により把握⁴ </div>	<p>入院・入所については、本人申請や住所変更の手続きでない限り知り得ないため削除</p>

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
震47	<p>1 避難行動要支援者に対する対応 イ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>把握した避難行動要支援者の情報をもとに、避難行動要支援者名簿（以下、要支援者名簿という）を作成する。</p> <p>ウ 要支援者名簿の更新</p> <p>② 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などから、登録が必要と思われる方の情報を受けた場合、登録の申請書等を郵送し、登録の意思確認を行い、要支援者名簿の情報を更新するよう努める。</p> <p>③ 新たに要支援者名簿に掲載されたものに対しては、要支援者名簿情報の提供に対する同意の確認を行うよう努める。また、～</p>	<p>1 避難行動要支援者に対する対応 イ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>把握した避難行動要支援者の情報をもとに、登録の意思確認を行い、避難行動要支援者名簿（以下、要支援者名簿という）を作成する。</p> <p>ウ 要支援者名簿の更新</p> <p>② 死亡や転居等により削除が必要なことがわかった場合、速やかに要支援者名簿より削除する。</p> <p>③【削除】</p>	<p>申請時に名簿登録の意思確認を行い、名簿に登録をすることになっているため追記</p> <p>本人・家族より申し出があれば、誰も通さず、申請を受けており、名簿登録の時点で、意思確認を行っているため、一部削除</p>
震47	<p>(3) 避難支援等関係者への事前の要支援者名簿情報の提供 市は、平常時より避難支援等関係者に～</p>	<p>(3) 避難支援等関係者への事前の要支援者名簿情報の提供 市は、平時より避難支援等関係者に～</p>	<p>千葉県の修正に基づき修正</p>

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
震47	<p>(4) 避難行動要支援者への支援体制の整備 「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（千葉県、令和4年3月）」及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針（平成27年3月）」に基づき、～</p> <p>なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、支援体制の中に女性を位置づけるものとする。</p>	<p>(4) 避難行動要支援者への支援体制の整備 「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（千葉県、令和4年3月）」及び「松戸市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱」に基づき、～</p> <p>【削除】</p>	<p>松戸市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱を改正しながら、事業をおこなっているため</p> <p>個別避難計画において計画されることは安否確認並びに避難方法をはじめとした命を守る行動であり、緊急性の観点からもこの部分において女性への配慮を要する部分ではないことから削除</p>
震48	<p>(8) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の情報伝達</p> <p>市は、避難行動要支援者の状態に応じた情報の発令や伝達の配慮、多様な情報伝達手段を確保する等、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に資するよう努める。</p>	<p>(8) 災害に関する情報等の情報伝達</p> <p>市は、要配慮者の状態に応じた情報の発令や伝達の配慮、多様な情報伝達手段を確保する等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難に資するよう努める。</p>	<p>実際の対象となる方の名称に変更</p>

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
震48	<p>(9) 避難計画の作成</p> <p>避難行動要支援者の避難誘導について、避難順位、避難後の対応、被災した避難行動要支援者等の生活の確保を考慮した避難計画を作成する。なお、避難誘導の留意事項は次のとおりである。</p> <p>ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。</p> <p>イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。</p> <p>ウ 状況により、避難行動要支援者を適当な場所に集合させ、車両又は舟艇等による輸送を行うこと。この場合、輸送途中の安全を期すること。</p> <p>エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町会・自治会等の単位で行うこと。また、移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとする</p> <p>オ 避難行動要支援者については、その状態に応じた適当な避難誘導を行うとともに、職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。</p>	<p>(9) 個別避難計画の作成</p> <p>令和3年に災害対策基本法が改正されたことに伴い、避難行動要支援者について個別避難計画の作成が市町村の努力義務となった。</p> <p>本市は、要支援者名簿に登録がある方に対して個別避難計画の作成に努める。特に下記のアからエについて優先的に作成に努める。</p> <p>ア 介護保険法に規定する要介護認定を受けている方のうち、要介護状態区分が要介護3以上に該当する方。</p> <p>イ 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、障害程度の等級が1級または2級の方。</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障害等級が1級の方。</p> <p>エ 療育手帳の交付を受けている方のうち、障害の程度がAに該当する方。</p>	<p>業務の実際の運用に合わせて修正</p>
震49	<p>3乳幼児や妊産婦に対する対策 平常時でも脆弱性の高い～</p>	<p>3乳幼児や妊産婦に対する対策 平時でも脆弱性の高い～</p>	<p>千葉県の修正に基づき修正</p>
震50	<p>5地域の実情に合わせた配慮 平常時から学校や地域と連携して～</p>	<p>5地域の実情に合わせた配慮 平時から学校や地域と連携して～</p>	<p>千葉県の修正に基づき修正</p>

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
震51	1 一斉帰宅の抑制 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、 平常時 ～	1 一斉帰宅の抑制 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、 平時 ～	千葉県への修正に基づき修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
震58	<p>〈職員の配備別動員数〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部¹⁾</th> <th>班²⁾</th> <th>強化³⁾</th> <th>警戒本部⁴⁾</th> <th>第1⁵⁾</th> <th>第2⁶⁾</th> <th>第3⁷⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局⁸⁾</td> <td></td> <td>※⁹⁾</td> <td>全員¹⁰⁾</td> <td>全員¹¹⁾</td> <td>全員¹²⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>調整班¹⁴⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td rowspan="2">12人¹⁵⁾</td> <td>1/2¹⁶⁾</td> <td>全員¹¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>情報・運用支援班¹⁷⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>1/2¹⁶⁾</td> <td>全員¹¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広報部</td> <td>事務局¹⁸⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>3人¹⁹⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>構成員²²⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>7人²³⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>事務局²⁴⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※²⁵⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>財務班²⁶⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>5人²⁷⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民部</td> <td>調整班²⁸⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※²⁵⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>構成課²⁹⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>20人³⁰⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>経済振興部</td> <td>構成課³¹⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>5人³²⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツ部</td> <td>構成課³³⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>4人³⁴⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>構成課³⁵⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※³⁶⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>福祉1部</td> <td>構成課³⁷⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>10人³⁸⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>福祉2部</td> <td>構成課³⁹⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※³⁶⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>保健医療部</td> <td>構成課⁴¹⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※³⁶⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>街づくり1部</td> <td>構成課⁴³⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>38人⁴⁴⁾</td> <td>1/2⁴⁵⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>街づくり2部</td> <td>構成課⁴⁷⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>4人⁴⁸⁾</td> <td>1/2⁴⁵⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>構成課⁴⁹⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>40人⁵⁰⁾</td> <td>1/2⁴⁵⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>教育1部</td> <td>構成課⁵¹⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>15人⁵²⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>教育2部</td> <td>構成課⁵³⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※⁵⁴⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>構成課⁵⁵⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>6人⁵⁶⁾</td> <td>1/2⁴⁵⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>病院部</td> <td>市立総合⁵⁷⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※⁵⁸⁾</td> <td></td> <td></td> <td>別途計画⁵⁹⁾</td> </tr> </tbody> </table>	部 ¹⁾	班 ²⁾	強化 ³⁾	警戒本部 ⁴⁾	第1 ⁵⁾	第2 ⁶⁾	第3 ⁷⁾	災害対策本部事務局 ⁸⁾		※ ⁹⁾	全員 ¹⁰⁾	全員 ¹¹⁾	全員 ¹²⁾	全員 ¹³⁾	総務部	調整班 ¹⁴⁾	※ ⁹⁾	12人 ¹⁵⁾	1/2 ¹⁶⁾	全員 ¹¹⁾	全員 ¹³⁾	情報・運用支援班 ¹⁷⁾	※ ⁹⁾	1/2 ¹⁶⁾	全員 ¹¹⁾	全員 ¹³⁾	広報部	事務局 ¹⁸⁾	※ ⁹⁾	3人 ¹⁹⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	構成員 ²²⁾	※ ⁹⁾	7人 ²³⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	財務部	事務局 ²⁴⁾	※ ⁹⁾	※ ²⁵⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	財務班 ²⁶⁾	※ ⁹⁾	5人 ²⁷⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	市民部	調整班 ²⁸⁾	※ ⁹⁾	※ ²⁵⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	構成課 ²⁹⁾	※ ⁹⁾	20人 ³⁰⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	経済振興部	構成課 ³¹⁾	※ ⁹⁾	5人 ³²⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	文化スポーツ部	構成課 ³³⁾	※ ⁹⁾	4人 ³⁴⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	環境部	構成課 ³⁵⁾	※ ⁹⁾	※ ³⁶⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	福祉1部	構成課 ³⁷⁾	※ ⁹⁾	10人 ³⁸⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	福祉2部	構成課 ³⁹⁾	※ ⁹⁾	※ ³⁶⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	保健医療部	構成課 ⁴¹⁾	※ ⁹⁾	※ ³⁶⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	街づくり1部	構成課 ⁴³⁾	※ ⁹⁾	38人 ⁴⁴⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	街づくり2部	構成課 ⁴⁷⁾	※ ⁹⁾	4人 ⁴⁸⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	建設部	構成課 ⁴⁹⁾	※ ⁹⁾	40人 ⁵⁰⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	教育1部	構成課 ⁵¹⁾	※ ⁹⁾	15人 ⁵²⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	教育2部	構成課 ⁵³⁾	※ ⁹⁾	※ ⁵⁴⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	水道部	構成課 ⁵⁵⁾	※ ⁹⁾	6人 ⁵⁶⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	病院部	市立総合 ⁵⁷⁾	※ ⁹⁾	※ ⁵⁸⁾			別途計画 ⁵⁹⁾	<p>〈職員の配備別動員数〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部¹⁾</th> <th>班²⁾</th> <th>強化³⁾</th> <th>警戒本部⁴⁾</th> <th>第1⁵⁾</th> <th>第2⁶⁾</th> <th>第3⁷⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部事務局⁸⁾</td> <td></td> <td>1/2⁹⁾</td> <td>全員¹⁰⁾</td> <td>全員¹¹⁾</td> <td>全員¹²⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td>調整班¹⁴⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td rowspan="2">12人¹⁵⁾</td> <td>1/2¹⁶⁾</td> <td>全員¹¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>情報・運用支援班¹⁷⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>1/2¹⁶⁾</td> <td>全員¹¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広報部</td> <td>事務局¹⁸⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>3人¹⁹⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>構成員²²⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>7人²³⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>事務局²⁴⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※²⁵⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>財務班²⁶⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>5人²⁷⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民部</td> <td>調整班²⁸⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※²⁵⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>構成課²⁹⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>20人³⁰⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>経済振興部</td> <td>構成課³¹⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>5人³²⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツ部</td> <td>構成課³³⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>4人³⁴⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>構成課³⁵⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※³⁶⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>福祉1部</td> <td>構成課³⁷⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>10人³⁸⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>福祉2部</td> <td>構成課³⁹⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※³⁶⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>保健医療部</td> <td>構成課⁴¹⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※³⁶⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>街づくり1部</td> <td>構成課⁴³⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>38人⁴⁴⁾</td> <td>1/2⁴⁵⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>街づくり2部</td> <td>構成課⁴⁷⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>4人⁴⁸⁾</td> <td>1/2⁴⁵⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>構成課⁴⁹⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>40人⁵⁰⁾</td> <td>1/2⁴⁵⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>教育1部</td> <td>構成課⁵¹⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※⁵⁴⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>教育2部</td> <td>構成課⁵³⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※⁵⁴⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>教育3部</td> <td>構成課⁵⁵⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※⁵⁴⁾</td> <td>1/3²⁰⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>構成課⁵⁷⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>6人⁵⁶⁾</td> <td>1/2⁴⁵⁾</td> <td>2/3²¹⁾</td> <td>全員¹³⁾</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病院部</td> <td>市立総合⁵⁷⁾</td> <td>※⁹⁾</td> <td>※⁵⁸⁾</td> <td></td> <td></td> <td>別途計画⁵⁹⁾</td> </tr> <tr> <td>医療センター⁶⁰⁾</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 ¹⁾	班 ²⁾	強化 ³⁾	警戒本部 ⁴⁾	第1 ⁵⁾	第2 ⁶⁾	第3 ⁷⁾	災害対策本部事務局 ⁸⁾		1/2 ⁹⁾	全員 ¹⁰⁾	全員 ¹¹⁾	全員 ¹²⁾	全員 ¹³⁾	総務部	調整班 ¹⁴⁾	※ ⁹⁾	12人 ¹⁵⁾	1/2 ¹⁶⁾	全員 ¹¹⁾	全員 ¹³⁾	情報・運用支援班 ¹⁷⁾	※ ⁹⁾	1/2 ¹⁶⁾	全員 ¹¹⁾	全員 ¹³⁾	広報部	事務局 ¹⁸⁾	※ ⁹⁾	3人 ¹⁹⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	構成員 ²²⁾	※ ⁹⁾	7人 ²³⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	財務部	事務局 ²⁴⁾	※ ⁹⁾	※ ²⁵⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	財務班 ²⁶⁾	※ ⁹⁾	5人 ²⁷⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	市民部	調整班 ²⁸⁾	※ ⁹⁾	※ ²⁵⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	構成課 ²⁹⁾	※ ⁹⁾	20人 ³⁰⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	経済振興部	構成課 ³¹⁾	※ ⁹⁾	5人 ³²⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	文化スポーツ部	構成課 ³³⁾	※ ⁹⁾	4人 ³⁴⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	環境部	構成課 ³⁵⁾	※ ⁹⁾	※ ³⁶⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	福祉1部	構成課 ³⁷⁾	※ ⁹⁾	10人 ³⁸⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	福祉2部	構成課 ³⁹⁾	※ ⁹⁾	※ ³⁶⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	保健医療部	構成課 ⁴¹⁾	※ ⁹⁾	※ ³⁶⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	街づくり1部	構成課 ⁴³⁾	※ ⁹⁾	38人 ⁴⁴⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	街づくり2部	構成課 ⁴⁷⁾	※ ⁹⁾	4人 ⁴⁸⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	建設部	構成課 ⁴⁹⁾	※ ⁹⁾	40人 ⁵⁰⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	教育1部	構成課 ⁵¹⁾	※ ⁹⁾	※ ⁵⁴⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	教育2部	構成課 ⁵³⁾	※ ⁹⁾	※ ⁵⁴⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	教育3部	構成課 ⁵⁵⁾	※ ⁹⁾	※ ⁵⁴⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	水道部	構成課 ⁵⁷⁾	※ ⁹⁾	6人 ⁵⁶⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾	病院部	市立総合 ⁵⁷⁾	※ ⁹⁾	※ ⁵⁸⁾			別途計画 ⁵⁹⁾	医療センター ⁶⁰⁾						組織改編に基づき、追加
部 ¹⁾	班 ²⁾	強化 ³⁾	警戒本部 ⁴⁾	第1 ⁵⁾	第2 ⁶⁾	第3 ⁷⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
災害対策本部事務局 ⁸⁾		※ ⁹⁾	全員 ¹⁰⁾	全員 ¹¹⁾	全員 ¹²⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
総務部	調整班 ¹⁴⁾	※ ⁹⁾	12人 ¹⁵⁾	1/2 ¹⁶⁾	全員 ¹¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	情報・運用支援班 ¹⁷⁾	※ ⁹⁾		1/2 ¹⁶⁾	全員 ¹¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
広報部	事務局 ¹⁸⁾	※ ⁹⁾	3人 ¹⁹⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	構成員 ²²⁾	※ ⁹⁾	7人 ²³⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
財務部	事務局 ²⁴⁾	※ ⁹⁾	※ ²⁵⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	財務班 ²⁶⁾	※ ⁹⁾	5人 ²⁷⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
市民部	調整班 ²⁸⁾	※ ⁹⁾	※ ²⁵⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	構成課 ²⁹⁾	※ ⁹⁾	20人 ³⁰⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
経済振興部	構成課 ³¹⁾	※ ⁹⁾	5人 ³²⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
文化スポーツ部	構成課 ³³⁾	※ ⁹⁾	4人 ³⁴⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
環境部	構成課 ³⁵⁾	※ ⁹⁾	※ ³⁶⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
福祉1部	構成課 ³⁷⁾	※ ⁹⁾	10人 ³⁸⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
福祉2部	構成課 ³⁹⁾	※ ⁹⁾	※ ³⁶⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
保健医療部	構成課 ⁴¹⁾	※ ⁹⁾	※ ³⁶⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
街づくり1部	構成課 ⁴³⁾	※ ⁹⁾	38人 ⁴⁴⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
街づくり2部	構成課 ⁴⁷⁾	※ ⁹⁾	4人 ⁴⁸⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建設部	構成課 ⁴⁹⁾	※ ⁹⁾	40人 ⁵⁰⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
教育1部	構成課 ⁵¹⁾	※ ⁹⁾	15人 ⁵²⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
教育2部	構成課 ⁵³⁾	※ ⁹⁾	※ ⁵⁴⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
水道部	構成課 ⁵⁵⁾	※ ⁹⁾	6人 ⁵⁶⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
病院部	市立総合 ⁵⁷⁾	※ ⁹⁾	※ ⁵⁸⁾			別途計画 ⁵⁹⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
部 ¹⁾	班 ²⁾	強化 ³⁾	警戒本部 ⁴⁾	第1 ⁵⁾	第2 ⁶⁾	第3 ⁷⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
災害対策本部事務局 ⁸⁾		1/2 ⁹⁾	全員 ¹⁰⁾	全員 ¹¹⁾	全員 ¹²⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
総務部	調整班 ¹⁴⁾	※ ⁹⁾	12人 ¹⁵⁾	1/2 ¹⁶⁾	全員 ¹¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	情報・運用支援班 ¹⁷⁾	※ ⁹⁾		1/2 ¹⁶⁾	全員 ¹¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
広報部	事務局 ¹⁸⁾	※ ⁹⁾	3人 ¹⁹⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	構成員 ²²⁾	※ ⁹⁾	7人 ²³⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
財務部	事務局 ²⁴⁾	※ ⁹⁾	※ ²⁵⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	財務班 ²⁶⁾	※ ⁹⁾	5人 ²⁷⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
市民部	調整班 ²⁸⁾	※ ⁹⁾	※ ²⁵⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	構成課 ²⁹⁾	※ ⁹⁾	20人 ³⁰⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
経済振興部	構成課 ³¹⁾	※ ⁹⁾	5人 ³²⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
文化スポーツ部	構成課 ³³⁾	※ ⁹⁾	4人 ³⁴⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
環境部	構成課 ³⁵⁾	※ ⁹⁾	※ ³⁶⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
福祉1部	構成課 ³⁷⁾	※ ⁹⁾	10人 ³⁸⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
福祉2部	構成課 ³⁹⁾	※ ⁹⁾	※ ³⁶⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
保健医療部	構成課 ⁴¹⁾	※ ⁹⁾	※ ³⁶⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
街づくり1部	構成課 ⁴³⁾	※ ⁹⁾	38人 ⁴⁴⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
街づくり2部	構成課 ⁴⁷⁾	※ ⁹⁾	4人 ⁴⁸⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建設部	構成課 ⁴⁹⁾	※ ⁹⁾	40人 ⁵⁰⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
教育1部	構成課 ⁵¹⁾	※ ⁹⁾	※ ⁵⁴⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
教育2部	構成課 ⁵³⁾	※ ⁹⁾	※ ⁵⁴⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
教育3部	構成課 ⁵⁵⁾	※ ⁹⁾	※ ⁵⁴⁾	1/3 ²⁰⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
水道部	構成課 ⁵⁷⁾	※ ⁹⁾	6人 ⁵⁶⁾	1/2 ⁴⁵⁾	2/3 ²¹⁾	全員 ¹³⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
病院部	市立総合 ⁵⁷⁾	※ ⁹⁾	※ ⁵⁸⁾			別途計画 ⁵⁹⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	医療センター ⁶⁰⁾																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																																																																																																																																																				
震59	<p>〈本部員の配備〉</p> <table border="1"> <tr> <td>本部付</td> <td>水道事業管理者[㊟]</td> <td>—[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>病院事業管理者[㊟]</td> <td>—[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市議会事務局長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td>各部長・局長</td> <td>総務部長[㊟]</td> <td>○(本部長)[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合政策部長[㊟]</td> <td>○(副本部長)[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財務部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>経済振興部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化スポーツ部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康医療部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉長寿部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子ども部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>街づくり部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市再生部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防局長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>病院事業管理局長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生涯学習部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校教育部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> </table>	本部付	水道事業管理者 [㊟]	— [㊟]	○ [㊟]		病院事業管理者 [㊟]	— [㊟]	○ [㊟]		市議会事務局長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]	各部長・局長	総務部長 [㊟]	○(本部長) [㊟]	○ [㊟]		総合政策部長 [㊟]	○(副本部長) [㊟]	○ [㊟]		財務部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		市民部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		経済振興部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		文化スポーツ部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		環境部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		健康医療部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		福祉長寿部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		子ども部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		街づくり部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		都市再生部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		建設部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		消防局長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		病院事業管理局長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		生涯学習部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		学校教育部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]	<p>〈本部員の配備〉</p> <table border="1"> <tr> <td>部付</td> <td>水道事業管理者[㊟]</td> <td>—[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>病院事業管理者[㊟]</td> <td>—[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市議会事務局長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td>各部長・局長</td> <td>総務部長[㊟]</td> <td>○(本部長)[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合政策部長[㊟]</td> <td>○(副本部長)[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財務部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>経済振興部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>文化スポーツ部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>健康医療部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉長寿部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子ども部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>街づくり部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市再生部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防局長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>病院事業管理局長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>みらい教育創造部[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生涯学習部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校教育部長[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> <td>○[㊟]</td> </tr> </table>	部付	水道事業管理者 [㊟]	— [㊟]	○ [㊟]		病院事業管理者 [㊟]	— [㊟]	○ [㊟]		市議会事務局長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]	各部長・局長	総務部長 [㊟]	○(本部長) [㊟]	○ [㊟]		総合政策部長 [㊟]	○(副本部長) [㊟]	○ [㊟]		財務部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		市民部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		経済振興部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		文化スポーツ部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		環境部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		健康医療部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		福祉長寿部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		子ども部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		街づくり部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		都市再生部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		建設部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		消防局長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		病院事業管理局長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		みらい教育創造部[㊟]	○[㊟]	○[㊟]		生涯学習部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]		学校教育部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]	組織改編に基づき、修正
本部付	水道事業管理者 [㊟]	— [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	病院事業管理者 [㊟]	— [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	市議会事務局長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
各部長・局長	総務部長 [㊟]	○(本部長) [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	総合政策部長 [㊟]	○(副本部長) [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	財務部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	市民部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	経済振興部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	文化スポーツ部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	環境部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	健康医療部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	福祉長寿部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	子ども部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	街づくり部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	都市再生部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	建設部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	消防局長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	病院事業管理局長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	生涯学習部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	学校教育部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
部付	水道事業管理者 [㊟]	— [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	病院事業管理者 [㊟]	— [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	市議会事務局長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
各部長・局長	総務部長 [㊟]	○(本部長) [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	総合政策部長 [㊟]	○(副本部長) [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	財務部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	市民部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	経済振興部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	文化スポーツ部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	環境部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	健康医療部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	福祉長寿部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	子ども部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	街づくり部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	都市再生部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	建設部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	消防局長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	病院事業管理局長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	みらい教育創造部[㊟]	○[㊟]	○[㊟]																																																																																																																																																																				
	生涯学習部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
	学校教育部長 [㊟]	○ [㊟]	○ [㊟]																																																																																																																																																																				
震65	<p>〈災害対策本部の組織体系〉</p>	<p>〈災害対策本部の組織体系〉</p>	組織改編に基づき、修正																																																																																																																																																																				

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																	
震66	<p style="text-align: center;">〈部・班の構成と所掌業務〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">段階</th> <th style="width: 15%;">スタイル</th> <th style="width: 70%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策本部事務局 総務部長</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関すること ○県等への対応要請、連絡調整に関すること ○避難指示等の発令に関すること ○防災無線等の通信統制に関すること ○災害対策の総合調整に関すること ○災害救助法関係事務の総括に関すること </td> </tr> <tr> <td>総務部 総務部長 行政経営課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 調整班 行政経営課長 情報・運用支援班 総務課長 文書管理課・人事課・デジタル戦略課・男女共同参画課 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○庁内各部事務局（統括課）との調整に関すること ○本部指令の伝達に関すること ○情報収集・処理・伝達に関すること ○住民からの通報等の受信に関すること ○災害状況の記録に関すること ○職員の安否確認、登庁状況及び服務に関すること ○職員等の給食に関すること ○他自治体等の応援職員の受入れの統括・調整に関すること ○災害復興計画の策定に関すること（当初の取りまとめ） </td> </tr> <tr> <td>広報部 総合政策部長 政策推進課</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○報道機関との連絡調整に関すること ○広報に関すること ○市議会との連絡調整に関すること ○本部長の秘書に関すること ○災害視察等の対応に関すること ○災害復興計画の調整・策定に関すること ○災害相談窓口（市役所本庁舎）の設置・運営に関すること </td> </tr> <tr> <td>財務部 財務部長 財政課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 財務班 会計管理者 会計課・財政課・財産活用課・契約課・技術管理課 調査班 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策関係予算その他財務に関すること ○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関すること ○車両と燃料の確保・管理に関すること ○緊急通行車両の届出に関すること ○市有施設の利用調整（仮設用地、仮置場等）に関すること ○住民の避難誘導に関すること ○被害状況調査に関すること ○被害家屋認定調査及び罹災証明に関すること </td> </tr> <tr> <td>市民部 市民部長</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営・管理の総括に関すること ○地区（本庁管轄）毎の避難所総括に関すること </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※アクセシビリティ：利用不可</p>	段階	スタイル	業務	対策本部事務局 総務部長		<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関すること ○県等への対応要請、連絡調整に関すること ○避難指示等の発令に関すること ○防災無線等の通信統制に関すること ○災害対策の総合調整に関すること ○災害救助法関係事務の総括に関すること 	総務部 総務部長 行政経営課	<ul style="list-style-type: none"> 調整班 行政経営課長 情報・運用支援班 総務課長 文書管理課・人事課・デジタル戦略課・男女共同参画課 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内各部事務局（統括課）との調整に関すること ○本部指令の伝達に関すること ○情報収集・処理・伝達に関すること ○住民からの通報等の受信に関すること ○災害状況の記録に関すること ○職員の安否確認、登庁状況及び服務に関すること ○職員等の給食に関すること ○他自治体等の応援職員の受入れの統括・調整に関すること ○災害復興計画の策定に関すること（当初の取りまとめ） 	広報部 総合政策部長 政策推進課		<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関との連絡調整に関すること ○広報に関すること ○市議会との連絡調整に関すること ○本部長の秘書に関すること ○災害視察等の対応に関すること ○災害復興計画の調整・策定に関すること ○災害相談窓口（市役所本庁舎）の設置・運営に関すること 	財務部 財務部長 財政課	<ul style="list-style-type: none"> 財務班 会計管理者 会計課・財政課・財産活用課・契約課・技術管理課 調査班 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策関係予算その他財務に関すること ○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関すること ○車両と燃料の確保・管理に関すること ○緊急通行車両の届出に関すること ○市有施設の利用調整（仮設用地、仮置場等）に関すること ○住民の避難誘導に関すること ○被害状況調査に関すること ○被害家屋認定調査及び罹災証明に関すること 	市民部 市民部長		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営・管理の総括に関すること ○地区（本庁管轄）毎の避難所総括に関すること 	<p style="text-align: center;">〈部・班の構成と所掌業務〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">段階</th> <th style="width: 15%;">スタイル</th> <th style="width: 70%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部長 行政経営課</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 行政経営課長 情報・運用支援班 総務課長 文書管理課・人事課・DX推進課・男女共同参画課 </td> </tr> <tr> <td>広報部 総合政策部長 政策推進課</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 議）庶務課・議事調査課・公共施設再編課・すぐやる課・秘書課・広報広聴課・地域共生課 ○報道機関との連絡調整に関すること ○広報に関すること ○市議会との連絡調整に関すること ○本部長の秘書に関すること ○災害視察等の対応に関すること ○災害復興計画の調整・策定に関すること ○災害相談窓口（市役所本庁舎）の設置・運営に関すること </td> </tr> <tr> <td>財務部 財務部長 財政課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 財務班 会計管理者 会計課・財政課・公共施設マネジメント課・契約課・技術管理課 調査班 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策関係予算その他財務に関すること ○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関すること ○車両と燃料の確保・管理に関すること ○緊急通行車両の届出に関すること ○市有施設の利用調整（仮設用地、仮置場等）に関すること ○住民の避難誘導に関すること ○被害状況調査に関すること ○被害家屋認定調査及び罹災証明に関すること </td> </tr> <tr> <td>市民部 市民部長</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営・管理の総括に関すること ○地区（本庁管轄）毎の避難所総括に関すること </td> </tr> </tbody> </table>	段階	スタイル	業務	総務部長 行政経営課		<ul style="list-style-type: none"> 行政経営課長 情報・運用支援班 総務課長 文書管理課・人事課・DX推進課・男女共同参画課 	広報部 総合政策部長 政策推進課		<ul style="list-style-type: none"> 議）庶務課・議事調査課・公共施設再編課・すぐやる課・秘書課・広報広聴課・地域共生課 ○報道機関との連絡調整に関すること ○広報に関すること ○市議会との連絡調整に関すること ○本部長の秘書に関すること ○災害視察等の対応に関すること ○災害復興計画の調整・策定に関すること ○災害相談窓口（市役所本庁舎）の設置・運営に関すること 	財務部 財務部長 財政課	<ul style="list-style-type: none"> 財務班 会計管理者 会計課・財政課・公共施設マネジメント課・契約課・技術管理課 調査班 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策関係予算その他財務に関すること ○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関すること ○車両と燃料の確保・管理に関すること ○緊急通行車両の届出に関すること ○市有施設の利用調整（仮設用地、仮置場等）に関すること ○住民の避難誘導に関すること ○被害状況調査に関すること ○被害家屋認定調査及び罹災証明に関すること 	市民部 市民部長		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営・管理の総括に関すること ○地区（本庁管轄）毎の避難所総括に関すること 	<p style="text-align: center;">組織改編に伴い、変更</p>
段階	スタイル	業務																																		
対策本部事務局 総務部長		<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関すること ○県等への対応要請、連絡調整に関すること ○避難指示等の発令に関すること ○防災無線等の通信統制に関すること ○災害対策の総合調整に関すること ○災害救助法関係事務の総括に関すること 																																		
総務部 総務部長 行政経営課	<ul style="list-style-type: none"> 調整班 行政経営課長 情報・運用支援班 総務課長 文書管理課・人事課・デジタル戦略課・男女共同参画課 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内各部事務局（統括課）との調整に関すること ○本部指令の伝達に関すること ○情報収集・処理・伝達に関すること ○住民からの通報等の受信に関すること ○災害状況の記録に関すること ○職員の安否確認、登庁状況及び服務に関すること ○職員等の給食に関すること ○他自治体等の応援職員の受入れの統括・調整に関すること ○災害復興計画の策定に関すること（当初の取りまとめ） 																																		
広報部 総合政策部長 政策推進課		<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関との連絡調整に関すること ○広報に関すること ○市議会との連絡調整に関すること ○本部長の秘書に関すること ○災害視察等の対応に関すること ○災害復興計画の調整・策定に関すること ○災害相談窓口（市役所本庁舎）の設置・運営に関すること 																																		
財務部 財務部長 財政課	<ul style="list-style-type: none"> 財務班 会計管理者 会計課・財政課・財産活用課・契約課・技術管理課 調査班 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策関係予算その他財務に関すること ○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関すること ○車両と燃料の確保・管理に関すること ○緊急通行車両の届出に関すること ○市有施設の利用調整（仮設用地、仮置場等）に関すること ○住民の避難誘導に関すること ○被害状況調査に関すること ○被害家屋認定調査及び罹災証明に関すること 																																		
市民部 市民部長		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営・管理の総括に関すること ○地区（本庁管轄）毎の避難所総括に関すること 																																		
段階	スタイル	業務																																		
総務部長 行政経営課		<ul style="list-style-type: none"> 行政経営課長 情報・運用支援班 総務課長 文書管理課・人事課・DX推進課・男女共同参画課 																																		
広報部 総合政策部長 政策推進課		<ul style="list-style-type: none"> 議）庶務課・議事調査課・公共施設再編課・すぐやる課・秘書課・広報広聴課・地域共生課 ○報道機関との連絡調整に関すること ○広報に関すること ○市議会との連絡調整に関すること ○本部長の秘書に関すること ○災害視察等の対応に関すること ○災害復興計画の調整・策定に関すること ○災害相談窓口（市役所本庁舎）の設置・運営に関すること 																																		
財務部 財務部長 財政課	<ul style="list-style-type: none"> 財務班 会計管理者 会計課・財政課・公共施設マネジメント課・契約課・技術管理課 調査班 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策関係予算その他財務に関すること ○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関すること ○車両と燃料の確保・管理に関すること ○緊急通行車両の届出に関すること ○市有施設の利用調整（仮設用地、仮置場等）に関すること ○住民の避難誘導に関すること ○被害状況調査に関すること ○被害家屋認定調査及び罹災証明に関すること 																																		
市民部 市民部長		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営・管理の総括に関すること ○地区（本庁管轄）毎の避難所総括に関すること 																																		

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																											
震67	<p style="text-align: center;">〈部・班の構成と所掌業務〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 15%;">部名 部長 事務局 他構成課</th> <th style="width: 15%;">班名 班長 他構成課</th> <th style="width: 70%;">所掌業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済振興部 経済振興部長 商工振興課 消費生活課・農政課・公営対策事務所・農業委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事 ○救援物資支援に関する統括に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集積拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 ○農業用水路のはん濘等の警戒、二次災害防止に関する事 ○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事 ○商工業の被害調査、応急対策に関する事 ○農林水産関連の復旧対策に関する事 ○商工業者の復旧支援に関する事 </td> </tr> <tr> <td>文化スポーツ部 文化スポーツ部長 文化スポーツ政策課 文化にきわみ創造課・国際推進課・スポーツ振興課</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所(体育施設)の開設・運営支援に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集積拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 </td> </tr> <tr> <td>環境部 環境部長 環境政策課 廃棄物対策課・清掃施設整備課・環境保全課・東部クリーンセンター・和名ヶ谷</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事 ○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事 ○避難所(各クリーンセンター)の開設・運営支援に関する事 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">セシリティ：利用不可</p>	部名 部長 事務局 他構成課	班名 班長 他構成課	所掌業務	経済振興部 経済振興部長 商工振興課 消費生活課・農政課・公営対策事務所・農業委員会事務局	43	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事 ○救援物資支援に関する統括に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集積拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 ○農業用水路のはん濘等の警戒、二次災害防止に関する事 ○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事 ○商工業の被害調査、応急対策に関する事 ○農林水産関連の復旧対策に関する事 ○商工業者の復旧支援に関する事 	文化スポーツ部 文化スポーツ部長 文化スポーツ政策課 文化にきわみ創造課・国際推進課・スポーツ振興課	43	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所(体育施設)の開設・運営支援に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集積拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 	環境部 環境部長 環境政策課 廃棄物対策課・清掃施設整備課・環境保全課・東部クリーンセンター・和名ヶ谷	43	<ul style="list-style-type: none"> ○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事 ○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事 ○避難所(各クリーンセンター)の開設・運営支援に関する事 	<p style="text-align: center;">〈部・班の構成と所掌業務〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 15%;">部長 事務局 他構成課</th> <th style="width: 15%;">班名 班長 他構成課</th> <th style="width: 70%;">所掌業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済振興部 経済振興部長 商工振興課 消費生活課・農政課・公営対策事務所・農業委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事 ○救援物資支援に関する統括に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集積拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 ○農業用水路のはん濘等の警戒、二次災害防止に関する事 ○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事 ○商工業の被害調査、応急対策に関する事 ○農林水産関連の復旧対策に関する事 ○商工業者の復旧支援に関する事 </td> </tr> <tr> <td>文化スポーツ部 文化スポーツ部長 文化スポーツ政策課 文化芸術推進課・観光政策課・国際推進課・スポーツ振興課</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所(体育施設)の開設・運営支援に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集積拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 ○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○文化財等の被害調査、応急対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td>環境部 環境部長 環境政策課 廃棄物対策課・清掃施設整備課・環境保全課・東部クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事 ○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事 ○避難所(各クリーンセンター)の開設・運営支援に関する事 ○防疫(自衛、駆除)に関する事 ○動物対策に関する事 </td> </tr> <tr> <td>保健医療部 健康医療部長 健康医療政策課</td> <td style="text-align: center;">43</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○市保健本部の設置、運営に関する事 ○救護所に関する事 ○防疫(保健衛生)の総括に関する事 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">セシリティ：利用不可</p>	部長 事務局 他構成課	班名 班長 他構成課	所掌業務	経済振興部 経済振興部長 商工振興課 消費生活課・農政課・公営対策事務所・農業委員会事務局	43	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事 ○救援物資支援に関する統括に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集積拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 ○農業用水路のはん濘等の警戒、二次災害防止に関する事 ○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事 ○商工業の被害調査、応急対策に関する事 ○農林水産関連の復旧対策に関する事 ○商工業者の復旧支援に関する事 	文化スポーツ部 文化スポーツ部長 文化スポーツ政策課 文化芸術推進課・観光政策課・国際推進課・スポーツ振興課	43	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所(体育施設)の開設・運営支援に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集積拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 ○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○文化財等の被害調査、応急対策に関する事 	環境部 環境部長 環境政策課 廃棄物対策課・清掃施設整備課・環境保全課・東部クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター	43	<ul style="list-style-type: none"> ○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事 ○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事 ○避難所(各クリーンセンター)の開設・運営支援に関する事 ○防疫(自衛、駆除)に関する事 ○動物対策に関する事 	保健医療部 健康医療部長 健康医療政策課	43	<ul style="list-style-type: none"> ○市保健本部の設置、運営に関する事 ○救護所に関する事 ○防疫(保健衛生)の総括に関する事 	<p>組織改編に伴い、修正</p>
部名 部長 事務局 他構成課	班名 班長 他構成課	所掌業務																												
経済振興部 経済振興部長 商工振興課 消費生活課・農政課・公営対策事務所・農業委員会事務局	43	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事 ○救援物資支援に関する統括に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集積拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 ○農業用水路のはん濘等の警戒、二次災害防止に関する事 ○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事 ○商工業の被害調査、応急対策に関する事 ○農林水産関連の復旧対策に関する事 ○商工業者の復旧支援に関する事 																												
文化スポーツ部 文化スポーツ部長 文化スポーツ政策課 文化にきわみ創造課・国際推進課・スポーツ振興課	43	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所(体育施設)の開設・運営支援に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集積拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 																												
環境部 環境部長 環境政策課 廃棄物対策課・清掃施設整備課・環境保全課・東部クリーンセンター・和名ヶ谷	43	<ul style="list-style-type: none"> ○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事 ○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事 ○避難所(各クリーンセンター)の開設・運営支援に関する事 																												
部長 事務局 他構成課	班名 班長 他構成課	所掌業務																												
経済振興部 経済振興部長 商工振興課 消費生活課・農政課・公営対策事務所・農業委員会事務局	43	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事 ○救援物資支援に関する統括に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集積拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 ○農業用水路のはん濘等の警戒、二次災害防止に関する事 ○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事 ○商工業の被害調査、応急対策に関する事 ○農林水産関連の復旧対策に関する事 ○商工業者の復旧支援に関する事 																												
文化スポーツ部 文化スポーツ部長 文化スポーツ政策課 文化芸術推進課・観光政策課・国際推進課・スポーツ振興課	43	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所(体育施設)の開設・運営支援に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集積拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 ○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○文化財等の被害調査、応急対策に関する事 																												
環境部 環境部長 環境政策課 廃棄物対策課・清掃施設整備課・環境保全課・東部クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター	43	<ul style="list-style-type: none"> ○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事 ○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事 ○避難所(各クリーンセンター)の開設・運営支援に関する事 ○防疫(自衛、駆除)に関する事 ○動物対策に関する事 																												
保健医療部 健康医療部長 健康医療政策課	43	<ul style="list-style-type: none"> ○市保健本部の設置、運営に関する事 ○救護所に関する事 ○防疫(保健衛生)の総括に関する事 																												

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																																			
<p>震68</p>	<p>〈部・班の構成と所掌業務〉</p> <table border="1"> <tr> <td>都市再生部長 松戸駅周辺整備振興課</td> <td></td> <td>○建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 ○松戸駅周辺における帰宅困難者・滞留者の情報収集及び一時滞在施設への誘導に関する事</td> </tr> <tr> <td>新庁舎整備課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設部 建設部長 建設総務課</td> <td></td> <td>○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○緊急輸送道路の確保に関する事 ○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関する事 ○マンホールトイレの点検・管理に関する事 ○水防活動、救出活動の協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>道路建設課・道路維持課 用地課・河川清流課 下水道総務課・下水道整備課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育1部 生涯学習部長 教育総務課</td> <td></td> <td>○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○文化財等の被害調査、応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>教育政策研究課・社会教育課 文化財保存活用課・図書館</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育2部 学校教育部長 学校総務課</td> <td></td> <td>○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○応急教育に関する事 ○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関する事 ○学校施設に関する事</td> </tr> <tr> <td>学務課・学習指導課 児童生徒課・学校総務課 市立高等学校・小、中学校</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	都市再生部長 松戸駅周辺整備振興課		○建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 ○松戸駅周辺における帰宅困難者・滞留者の情報収集及び一時滞在施設への誘導に関する事	新庁舎整備課			建設部 建設部長 建設総務課		○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○緊急輸送道路の確保に関する事 ○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関する事 ○マンホールトイレの点検・管理に関する事 ○水防活動、救出活動の協力に関する事	道路建設課・道路維持課 用地課・河川清流課 下水道総務課・下水道整備課			教育1部 生涯学習部長 教育総務課		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○文化財等の被害調査、応急対策に関する事	教育政策研究課・社会教育課 文化財保存活用課・図書館			教育2部 学校教育部長 学校総務課		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○応急教育に関する事 ○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関する事 ○学校施設に関する事	学務課・学習指導課 児童生徒課・学校総務課 市立高等学校・小、中学校			<p>〈部・班の構成と所掌業務〉</p> <table border="1"> <tr> <td>新庁舎整備課</td> <td></td> <td>○時滞在施設への誘導に関する事</td> </tr> <tr> <td>建設部 建設部長 建設総務課</td> <td></td> <td>○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○緊急輸送道路の確保に関する事 ○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関する事 ○マンホールトイレの点検・管理に関する事 ○水防活動、救出活動の協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>道路建設課・道路維持課 用地課・河川清流課 下水道総務課・下水道整備課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育1部 みらい教育創造部長 教育総務課</td> <td></td> <td>○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○学校施設に関する事</td> </tr> <tr> <td>教育政策推進課・学校施設課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育2部 生涯学習部長 社会教育課 社会教育課・文化財保存活用課・図書館</td> <td></td> <td>○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○文化財等の被害調査、応急対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>学務課・学習指導課 児童生徒課・学校総務課 市立高等学校・小、中学校</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	新庁舎整備課		○時滞在施設への誘導に関する事	建設部 建設部長 建設総務課		○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○緊急輸送道路の確保に関する事 ○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関する事 ○マンホールトイレの点検・管理に関する事 ○水防活動、救出活動の協力に関する事	道路建設課・道路維持課 用地課・河川清流課 下水道総務課・下水道整備課			教育1部 みらい教育創造部長 教育総務課		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○学校施設に関する事	教育政策推進課・学校施設課			教育2部 生涯学習部長 社会教育課 社会教育課・文化財保存活用課・図書館		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○文化財等の被害調査、応急対策に関する事	学務課・学習指導課 児童生徒課・学校総務課 市立高等学校・小、中学校			<p>組織改編に伴い、修正</p>						
都市再生部長 松戸駅周辺整備振興課		○建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 ○松戸駅周辺における帰宅困難者・滞留者の情報収集及び一時滞在施設への誘導に関する事																																																				
新庁舎整備課																																																						
建設部 建設部長 建設総務課		○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○緊急輸送道路の確保に関する事 ○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関する事 ○マンホールトイレの点検・管理に関する事 ○水防活動、救出活動の協力に関する事																																																				
道路建設課・道路維持課 用地課・河川清流課 下水道総務課・下水道整備課																																																						
教育1部 生涯学習部長 教育総務課		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○文化財等の被害調査、応急対策に関する事																																																				
教育政策研究課・社会教育課 文化財保存活用課・図書館																																																						
教育2部 学校教育部長 学校総務課		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○応急教育に関する事 ○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関する事 ○学校施設に関する事																																																				
学務課・学習指導課 児童生徒課・学校総務課 市立高等学校・小、中学校																																																						
新庁舎整備課		○時滞在施設への誘導に関する事																																																				
建設部 建設部長 建設総務課		○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○緊急輸送道路の確保に関する事 ○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関する事 ○マンホールトイレの点検・管理に関する事 ○水防活動、救出活動の協力に関する事																																																				
道路建設課・道路維持課 用地課・河川清流課 下水道総務課・下水道整備課																																																						
教育1部 みらい教育創造部長 教育総務課		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○学校施設に関する事																																																				
教育政策推進課・学校施設課																																																						
教育2部 生涯学習部長 社会教育課 社会教育課・文化財保存活用課・図書館		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○文化財等の被害調査、応急対策に関する事																																																				
学務課・学習指導課 児童生徒課・学校総務課 市立高等学校・小、中学校																																																						
<p>震69</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名 部 長 事務局 他構成課</th> <th>班 名 班 長 他構成課</th> <th>所 掌 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">水道部 水道事業管理者 水) 総務課</td> <td></td> <td>○応急給水に関する事 ○水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○県企業局との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>工務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院部 病院事業管理局長 病院政策課</td> <td></td> <td>○重傷者の応急処置、助産に関する事 ○負傷者の診療等に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">消防局 消防局長 消防企画課</td> <td></td> <td>○水防活動に関する事 ○消防・救急・救助に関する事 ○消防団の動員・活動調整に関する事 ○危険物対策に関する事 ○火災調査に関する事 ○広報に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防総務課・予防課・警防課・情報通信課・救急課・消防</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市立総合医療センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務	水道部 水道事業管理者 水) 総務課		○応急給水に関する事 ○水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○県企業局との連絡調整に関する事	工務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局		病院部 病院事業管理局長 病院政策課		○重傷者の応急処置、助産に関する事 ○負傷者の診療等に関する事	消防局 消防局長 消防企画課		○水防活動に関する事 ○消防・救急・救助に関する事 ○消防団の動員・活動調整に関する事 ○危険物対策に関する事 ○火災調査に関する事 ○広報に関する事	消防総務課・予防課・警防課・情報通信課・救急課・消防		市立総合医療センター								<table border="1"> <thead> <tr> <th>部 名 部 長 事務局 他構成課</th> <th>班 名 班 長 他構成課</th> <th>所 掌 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育3部 学校教育部長 学校総務課</td> <td></td> <td>○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○応急教育に関する事 ○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関する事 ○学校施設に関する事</td> </tr> <tr> <td>学務課・学習指導課 特別支援教育課・児童生徒課 市立高等学校・小、中学校</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道部 水道事業管理者 水) 総務課</td> <td></td> <td>○応急給水に関する事 ○水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○県企業局との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>工務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院部 病院事業管理局長 病院政策課</td> <td></td> <td>○重傷者の応急処置、助産に関する事 ○負傷者の診療等に関する事</td> </tr> <tr> <td>市立総合医療センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防局 消防局長 消防企画課</td> <td></td> <td>○水防活動に関する事 ○消防・救急・救助に関する事 ○消防団の動員・活動調整に関する事 ○危険物対策に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防総務課・予防課・警防課・情報通信課・救急課・消防</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務	教育3部 学校教育部長 学校総務課		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○応急教育に関する事 ○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関する事 ○学校施設に関する事	学務課・学習指導課 特別支援教育課・児童生徒課 市立高等学校・小、中学校			水道部 水道事業管理者 水) 総務課		○応急給水に関する事 ○水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○県企業局との連絡調整に関する事	工務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局			病院部 病院事業管理局長 病院政策課		○重傷者の応急処置、助産に関する事 ○負傷者の診療等に関する事	市立総合医療センター			消防局 消防局長 消防企画課		○水防活動に関する事 ○消防・救急・救助に関する事 ○消防団の動員・活動調整に関する事 ○危険物対策に関する事	消防総務課・予防課・警防課・情報通信課・救急課・消防			<p>組織改編に伴い、教育3部を追加</p>
部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務																																																				
水道部 水道事業管理者 水) 総務課		○応急給水に関する事 ○水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○県企業局との連絡調整に関する事																																																				
	工務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局																																																					
	病院部 病院事業管理局長 病院政策課		○重傷者の応急処置、助産に関する事 ○負傷者の診療等に関する事																																																			
消防局 消防局長 消防企画課		○水防活動に関する事 ○消防・救急・救助に関する事 ○消防団の動員・活動調整に関する事 ○危険物対策に関する事 ○火災調査に関する事 ○広報に関する事																																																				
	消防総務課・予防課・警防課・情報通信課・救急課・消防																																																					
	市立総合医療センター																																																					
部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務																																																				
教育3部 学校教育部長 学校総務課		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○応急教育に関する事 ○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関する事 ○学校施設に関する事																																																				
学務課・学習指導課 特別支援教育課・児童生徒課 市立高等学校・小、中学校																																																						
水道部 水道事業管理者 水) 総務課		○応急給水に関する事 ○水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○県企業局との連絡調整に関する事																																																				
工務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局																																																						
病院部 病院事業管理局長 病院政策課		○重傷者の応急処置、助産に関する事 ○負傷者の診療等に関する事																																																				
市立総合医療センター																																																						
消防局 消防局長 消防企画課		○水防活動に関する事 ○消防・救急・救助に関する事 ○消防団の動員・活動調整に関する事 ○危険物対策に関する事																																																				
消防総務課・予防課・警防課・情報通信課・救急課・消防																																																						

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																																																																																																												
震70	<p>3 災害対応拠点設置予定場所^㉑</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類^㉒</th> <th>施設名^㉓</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部^㉔</td> <td>①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟^㉕ ④中央保健福祉センター^㉖</td> </tr> <tr> <td>情報集約拠点^㉗</td> <td>各支所^㉘</td> </tr> <tr> <td>プレスセンター^㉙</td> <td>市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター^㉚</td> </tr> <tr> <td>指定緊急避難場所^㉛</td> <td>市指定96カ所^㉜</td> </tr> <tr> <td>指定避難所^㉝</td> <td>市指定107カ所^㉞ 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】^㉟</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所^㊱</td> <td>健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6カ所^㊲ 市民センターの一部（協定施設）^㊳</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者向け一時滞在施設^㊴</td> <td>松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館^㊵ 流通経済大学（協定施設）^㊶</td> </tr> <tr> <td>消防・警察・自衛隊集結地^㊷</td> <td>21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷^㊸ 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場^㊹</td> </tr> <tr> <td>相互応援市町村^㊺</td> <td>松戸競輪場^㊻</td> </tr> <tr> <td>臨時ヘリポート^㊼</td> <td>離着陸可能なグラウンド等^㊽ 【資料編 ヘリコプター離着陸可能地点の位置基準】^㊾</td> </tr> <tr> <td>市救護本部^㊿</td> <td>中央保健福祉センター[㋀]</td> </tr> <tr> <td>病院前救護所[㋁]</td> <td>市指定9病院[㋂] 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】[㋃]</td> </tr> <tr> <td>学校救護所[㋄]</td> <td>市指定17学校[㋅] 【資料編 学校救護所予定施設一覧】[㋆]</td> </tr> <tr> <td>食料・物資集配拠点[㋇]</td> <td>松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場[㋈]</td> </tr> <tr> <td>生 給水拠点[㋉]</td> <td>浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽[㋊] 耐震性井戸(貯水槽)[㋋]</td> </tr> <tr> <td>生 アクセシビリティ: 利用不可</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類 ^㉒	施設名 ^㉓	災害対策本部 ^㉔	①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟 ^㉕ ④中央保健福祉センター ^㉖	情報集約拠点 ^㉗	各支所 ^㉘	プレスセンター ^㉙	市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター ^㉚	指定緊急避難場所 ^㉛	市指定96カ所 ^㉜	指定避難所 ^㉝	市指定107カ所 ^㉞ 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】 ^㉟	福祉避難所 ^㊱	健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6カ所 ^㊲ 市民センターの一部（協定施設） ^㊳	帰宅困難者向け一時滞在施設 ^㊴	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 ^㊵ 流通経済大学（協定施設） ^㊶	消防・警察・自衛隊集結地 ^㊷	21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷 ^㊸ 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場 ^㊹	相互応援市町村 ^㊺	松戸競輪場 ^㊻	臨時ヘリポート ^㊼	離着陸可能なグラウンド等 ^㊽ 【資料編 ヘリコプター離着陸可能地点の位置基準】 ^㊾	市救護本部 ^㊿	中央保健福祉センター [㋀]	病院前救護所 [㋁]	市指定9病院 [㋂] 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】 [㋃]	学校救護所 [㋄]	市指定17学校 [㋅] 【資料編 学校救護所予定施設一覧】 [㋆]	食料・物資集配拠点 [㋇]	松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場 [㋈]	生 給水拠点 [㋉]	浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽 [㋊] 耐震性井戸(貯水槽) [㋋]	生 アクセシビリティ: 利用不可		<p>3 災害対応拠点設置予定場所^㉑</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類^㉒</th> <th>施設名^㉓</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部^㉔</td> <td>①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟^㉕ ④中央保健福祉センター^㉖</td> </tr> <tr> <td>情報集約拠点^㉗</td> <td>各支所^㉘</td> </tr> <tr> <td>プレスセンター^㉙</td> <td>市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター^㉚</td> </tr> <tr> <td>指定緊急避難場所^㉛</td> <td>市指定96カ所^㉜</td> </tr> <tr> <td>指定避難所^㉝</td> <td>市指定106カ所^㉞ 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】^㉟</td> </tr> <tr> <td>福祉避難所^㊱</td> <td>健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6カ所^㊲ 市民センターの一部（協定施設）^㊳</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者向け一時滞在施設^㊴</td> <td>松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館^㊵ 流通経済大学（協定施設）^㊶</td> </tr> <tr> <td>消防・警察・自衛隊集結地^㊷</td> <td>21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷^㊸ 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場^㊹</td> </tr> <tr> <td>相互応援市町村^㊺</td> <td>松戸競輪場^㊻</td> </tr> <tr> <td>臨時ヘリポート^㊼</td> <td>離着陸可能なグラウンド等^㊽ 【資料編 ヘリコプター離着陸可能地点の位置基準】^㊾</td> </tr> <tr> <td>市救護本部^㊿</td> <td>中央保健福祉センター[㋀]</td> </tr> <tr> <td>病院前救護所[㋁]</td> <td>市指定9病院[㋂] 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】[㋃]</td> </tr> <tr> <td>学校救護所[㋄]</td> <td>市指定17学校[㋅] 【資料編 学校救護所予定施設一覧】[㋆]</td> </tr> <tr> <td>食料・物資集配拠点[㋇]</td> <td>松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場[㋈]</td> </tr> <tr> <td>生 給水拠点[㋉]</td> <td>浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽[㋊] 耐震性井戸(貯水槽)[㋋]</td> </tr> <tr> <td>生 アクセシビリティ: 利用不可</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類 ^㉒	施設名 ^㉓	災害対策本部 ^㉔	①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟 ^㉕ ④中央保健福祉センター ^㉖	情報集約拠点 ^㉗	各支所 ^㉘	プレスセンター ^㉙	市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター ^㉚	指定緊急避難場所 ^㉛	市指定96カ所 ^㉜	指定避難所 ^㉝	市指定106カ所 ^㉞ 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】 ^㉟	福祉避難所 ^㊱	健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6カ所 ^㊲ 市民センターの一部（協定施設） ^㊳	帰宅困難者向け一時滞在施設 ^㊴	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 ^㊵ 流通経済大学（協定施設） ^㊶	消防・警察・自衛隊集結地 ^㊷	21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷 ^㊸ 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場 ^㊹	相互応援市町村 ^㊺	松戸競輪場 ^㊻	臨時ヘリポート ^㊼	離着陸可能なグラウンド等 ^㊽ 【資料編 ヘリコプター離着陸可能地点の位置基準】 ^㊾	市救護本部 ^㊿	中央保健福祉センター [㋀]	病院前救護所 [㋁]	市指定9病院 [㋂] 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】 [㋃]	学校救護所 [㋄]	市指定17学校 [㋅] 【資料編 学校救護所予定施設一覧】 [㋆]	食料・物資集配拠点 [㋇]	松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場 [㋈]	生 給水拠点 [㋉]	浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽 [㋊] 耐震性井戸(貯水槽) [㋋]	生 アクセシビリティ: 利用不可		<p>クリーンセンターが避難所指定を外れることに伴い、避難所数変更</p>																																																								
種 類 ^㉒	施設名 ^㉓																																																																																																																														
災害対策本部 ^㉔	①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟 ^㉕ ④中央保健福祉センター ^㉖																																																																																																																														
情報集約拠点 ^㉗	各支所 ^㉘																																																																																																																														
プレスセンター ^㉙	市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター ^㉚																																																																																																																														
指定緊急避難場所 ^㉛	市指定96カ所 ^㉜																																																																																																																														
指定避難所 ^㉝	市指定107カ所 ^㉞ 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】 ^㉟																																																																																																																														
福祉避難所 ^㊱	健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6カ所 ^㊲ 市民センターの一部（協定施設） ^㊳																																																																																																																														
帰宅困難者向け一時滞在施設 ^㊴	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 ^㊵ 流通経済大学（協定施設） ^㊶																																																																																																																														
消防・警察・自衛隊集結地 ^㊷	21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷 ^㊸ 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場 ^㊹																																																																																																																														
相互応援市町村 ^㊺	松戸競輪場 ^㊻																																																																																																																														
臨時ヘリポート ^㊼	離着陸可能なグラウンド等 ^㊽ 【資料編 ヘリコプター離着陸可能地点の位置基準】 ^㊾																																																																																																																														
市救護本部 ^㊿	中央保健福祉センター [㋀]																																																																																																																														
病院前救護所 [㋁]	市指定9病院 [㋂] 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】 [㋃]																																																																																																																														
学校救護所 [㋄]	市指定17学校 [㋅] 【資料編 学校救護所予定施設一覧】 [㋆]																																																																																																																														
食料・物資集配拠点 [㋇]	松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場 [㋈]																																																																																																																														
生 給水拠点 [㋉]	浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽 [㋊] 耐震性井戸(貯水槽) [㋋]																																																																																																																														
生 アクセシビリティ: 利用不可																																																																																																																															
種 類 ^㉒	施設名 ^㉓																																																																																																																														
災害対策本部 ^㉔	①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟 ^㉕ ④中央保健福祉センター ^㉖																																																																																																																														
情報集約拠点 ^㉗	各支所 ^㉘																																																																																																																														
プレスセンター ^㉙	市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター ^㉚																																																																																																																														
指定緊急避難場所 ^㉛	市指定96カ所 ^㉜																																																																																																																														
指定避難所 ^㉝	市指定106カ所 ^㉞ 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】 ^㉟																																																																																																																														
福祉避難所 ^㊱	健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6カ所 ^㊲ 市民センターの一部（協定施設） ^㊳																																																																																																																														
帰宅困難者向け一時滞在施設 ^㊴	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 ^㊵ 流通経済大学（協定施設） ^㊶																																																																																																																														
消防・警察・自衛隊集結地 ^㊷	21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷 ^㊸ 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場 ^㊹																																																																																																																														
相互応援市町村 ^㊺	松戸競輪場 ^㊻																																																																																																																														
臨時ヘリポート ^㊼	離着陸可能なグラウンド等 ^㊽ 【資料編 ヘリコプター離着陸可能地点の位置基準】 ^㊾																																																																																																																														
市救護本部 ^㊿	中央保健福祉センター [㋀]																																																																																																																														
病院前救護所 [㋁]	市指定9病院 [㋂] 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】 [㋃]																																																																																																																														
学校救護所 [㋄]	市指定17学校 [㋅] 【資料編 学校救護所予定施設一覧】 [㋆]																																																																																																																														
食料・物資集配拠点 [㋇]	松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場 [㋈]																																																																																																																														
生 給水拠点 [㋉]	浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽 [㋊] 耐震性井戸(貯水槽) [㋋]																																																																																																																														
生 アクセシビリティ: 利用不可																																																																																																																															
震72	<p>〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害救助法適用業務の種類^㉑</th> <th>担当^㉒</th> <th>市長委任^㉓</th> <th>実施期間^㉔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与^㉕</td> <td>市民部^㉖</td> <td>○^㉗</td> <td>7日以内^㉘</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与^㉙</td> <td>街づくり1部^㉚</td> <td>△^㉛</td> <td>20日以内に着工^㉜</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与^㉝</td> <td>経済振興部^㉞ 文化スポーツ部^㉟</td> <td>○^㊱</td> <td>7日以内^㊲</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給^㊳</td> <td>水道部^㊴</td> <td>○^㊵</td> <td>7日以内^㊶</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与^㊷</td> <td>経済振興部^㊸ 文化スポーツ部^㊹</td> <td>○^㊺</td> <td>10日以内^㊻</td> </tr> <tr> <td>医療^㊼</td> <td>保健医療部^㊽</td> <td>○^㊾</td> <td>14日以内^㊿</td> </tr> <tr> <td>助産[㋀]</td> <td>保健医療部[㋁]</td> <td>○[㋂]</td> <td>分娩の日から7日以内[㋃]</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出[㋄]</td> <td>消防局[㋅]</td> <td>○[㋆]</td> <td>3日以内[㋇]</td> </tr> <tr> <td>被災住宅の応急修理[㋈]</td> <td>街づくり1部[㋉]</td> <td>○[㋊]</td> <td>1ヶ月以内[㋋]</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与[㋌]</td> <td>教育2部[㋍]</td> <td>○[㋎]</td> <td>教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内[㋏]</td> </tr> <tr> <td>埋葬[㋐]</td> <td>保健医療部[㋑]</td> <td>○[㋒]</td> <td>10日以内[㋓]</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索（行方不明者の搜索）[㋔]</td> <td>福祉1部[㋕]</td> <td>○[㋖]</td> <td>10日以内[㋗]</td> </tr> <tr> <td>死体の処理（遺体の処理）[㋘]</td> <td>保健医療部[㋙]</td> <td>○[㋚]</td> <td>10日以内[㋛]</td> </tr> <tr> <td>住居障害物の除去[㋜]</td> <td>街づくり1部[㋝]</td> <td>○[㋞]</td> <td>10日以内[㋟]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。^㉑</p>	災害救助法適用業務の種類 ^㉑	担当 ^㉒	市長委任 ^㉓	実施期間 ^㉔	避難所の供与 ^㉕	市民部 ^㉖	○ ^㉗	7日以内 ^㉘	応急仮設住宅の供与 ^㉙	街づくり1部 ^㉚	△ ^㉛	20日以内に着工 ^㉜	炊き出しその他による食品の給与 ^㉝	経済振興部 ^㉞ 文化スポーツ部 ^㉟	○ ^㊱	7日以内 ^㊲	飲料水の供給 ^㊳	水道部 ^㊴	○ ^㊵	7日以内 ^㊶	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ^㊷	経済振興部 ^㊸ 文化スポーツ部 ^㊹	○ ^㊺	10日以内 ^㊻	医療 ^㊼	保健医療部 ^㊽	○ ^㊾	14日以内 ^㊿	助産 [㋀]	保健医療部 [㋁]	○ [㋂]	分娩の日から7日以内 [㋃]	被災者の救出 [㋄]	消防局 [㋅]	○ [㋆]	3日以内 [㋇]	被災住宅の応急修理 [㋈]	街づくり1部 [㋉]	○ [㋊]	1ヶ月以内 [㋋]	学用品の給与 [㋌]	教育2部 [㋍]	○ [㋎]	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内 [㋏]	埋葬 [㋐]	保健医療部 [㋑]	○ [㋒]	10日以内 [㋓]	死体の搜索（行方不明者の搜索） [㋔]	福祉1部 [㋕]	○ [㋖]	10日以内 [㋗]	死体の処理（遺体の処理） [㋘]	保健医療部 [㋙]	○ [㋚]	10日以内 [㋛]	住居障害物の除去 [㋜]	街づくり1部 [㋝]	○ [㋞]	10日以内 [㋟]	<p>〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害救助法適用業務の種類^㉑</th> <th>担当^㉒</th> <th>市長委任^㉓</th> <th>実施期間^㉔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与^㉕</td> <td>市民部^㉖</td> <td>○^㉗</td> <td>7日以内^㉘</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与^㉙</td> <td>街づくり1部^㉚</td> <td>△^㉛</td> <td>20日以内に着工^㉜</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他による食品の給与^㉝</td> <td>経済振興部^㉞ 文化スポーツ部^㉟</td> <td>○^㊱</td> <td>7日以内^㊲</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給^㊳</td> <td>水道部^㊴</td> <td>○^㊵</td> <td>7日以内^㊶</td> </tr> <tr> <td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与^㊷</td> <td>経済振興部^㊸ 文化スポーツ部^㊹</td> <td>○^㊺</td> <td>10日以内^㊻</td> </tr> <tr> <td>医療^㊼</td> <td>保健医療部^㊽</td> <td>○^㊾</td> <td>14日以内^㊿</td> </tr> <tr> <td>助産[㋀]</td> <td>保健医療部[㋁]</td> <td>○[㋂]</td> <td>分娩の日から7日以内[㋃]</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出[㋄]</td> <td>消防局[㋅]</td> <td>○[㋆]</td> <td>3日以内[㋇]</td> </tr> <tr> <td>福祉サービスの提供[㋈]</td> <td>福祉1部[㋉]</td> <td>○[㋊]</td> <td>14日以内[㋋]</td> </tr> <tr> <td>被災住宅の応急修理[㋌]</td> <td>街づくり1部[㋍]</td> <td>○[㋎]</td> <td>1ヶ月以内[㋏]</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与[㋐]</td> <td>教育2部[㋑]</td> <td>○[㋒]</td> <td>教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内[㋓]</td> </tr> <tr> <td>埋葬[㋔]</td> <td>保健医療部[㋕]</td> <td>○[㋖]</td> <td>10日以内[㋗]</td> </tr> <tr> <td>死体の搜索（行方不明者の搜索）[㋘]</td> <td>福祉1部[㋙]</td> <td>○[㋚]</td> <td>10日以内[㋛]</td> </tr> <tr> <td>死体の処理（遺体の処理）[㋜]</td> <td>保健医療部[㋝]</td> <td>○[㋞]</td> <td>10日以内[㋟]</td> </tr> <tr> <td>住居障害物の除去[㋠]</td> <td>街づくり1部[㋡]</td> <td>○[㋢]</td> <td>10日以内[㋣]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。^㉑</p>	災害救助法適用業務の種類 ^㉑	担当 ^㉒	市長委任 ^㉓	実施期間 ^㉔	避難所の供与 ^㉕	市民部 ^㉖	○ ^㉗	7日以内 ^㉘	応急仮設住宅の供与 ^㉙	街づくり1部 ^㉚	△ ^㉛	20日以内に着工 ^㉜	炊き出しその他による食品の給与 ^㉝	経済振興部 ^㉞ 文化スポーツ部 ^㉟	○ ^㊱	7日以内 ^㊲	飲料水の供給 ^㊳	水道部 ^㊴	○ ^㊵	7日以内 ^㊶	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ^㊷	経済振興部 ^㊸ 文化スポーツ部 ^㊹	○ ^㊺	10日以内 ^㊻	医療 ^㊼	保健医療部 ^㊽	○ ^㊾	14日以内 ^㊿	助産 [㋀]	保健医療部 [㋁]	○ [㋂]	分娩の日から7日以内 [㋃]	被災者の救出 [㋄]	消防局 [㋅]	○ [㋆]	3日以内 [㋇]	福祉サービスの提供 [㋈]	福祉1部 [㋉]	○ [㋊]	14日以内 [㋋]	被災住宅の応急修理 [㋌]	街づくり1部 [㋍]	○ [㋎]	1ヶ月以内 [㋏]	学用品の給与 [㋐]	教育2部 [㋑]	○ [㋒]	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内 [㋓]	埋葬 [㋔]	保健医療部 [㋕]	○ [㋖]	10日以内 [㋗]	死体の搜索（行方不明者の搜索） [㋘]	福祉1部 [㋙]	○ [㋚]	10日以内 [㋛]	死体の処理（遺体の処理） [㋜]	保健医療部 [㋝]	○ [㋞]	10日以内 [㋟]	住居障害物の除去 [㋠]	街づくり1部 [㋡]	○ [㋢]	10日以内 [㋣]	<p>千葉県での修正に基づき修正</p>
災害救助法適用業務の種類 ^㉑	担当 ^㉒	市長委任 ^㉓	実施期間 ^㉔																																																																																																																												
避難所の供与 ^㉕	市民部 ^㉖	○ ^㉗	7日以内 ^㉘																																																																																																																												
応急仮設住宅の供与 ^㉙	街づくり1部 ^㉚	△ ^㉛	20日以内に着工 ^㉜																																																																																																																												
炊き出しその他による食品の給与 ^㉝	経済振興部 ^㉞ 文化スポーツ部 ^㉟	○ ^㊱	7日以内 ^㊲																																																																																																																												
飲料水の供給 ^㊳	水道部 ^㊴	○ ^㊵	7日以内 ^㊶																																																																																																																												
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ^㊷	経済振興部 ^㊸ 文化スポーツ部 ^㊹	○ ^㊺	10日以内 ^㊻																																																																																																																												
医療 ^㊼	保健医療部 ^㊽	○ ^㊾	14日以内 ^㊿																																																																																																																												
助産 [㋀]	保健医療部 [㋁]	○ [㋂]	分娩の日から7日以内 [㋃]																																																																																																																												
被災者の救出 [㋄]	消防局 [㋅]	○ [㋆]	3日以内 [㋇]																																																																																																																												
被災住宅の応急修理 [㋈]	街づくり1部 [㋉]	○ [㋊]	1ヶ月以内 [㋋]																																																																																																																												
学用品の給与 [㋌]	教育2部 [㋍]	○ [㋎]	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内 [㋏]																																																																																																																												
埋葬 [㋐]	保健医療部 [㋑]	○ [㋒]	10日以内 [㋓]																																																																																																																												
死体の搜索（行方不明者の搜索） [㋔]	福祉1部 [㋕]	○ [㋖]	10日以内 [㋗]																																																																																																																												
死体の処理（遺体の処理） [㋘]	保健医療部 [㋙]	○ [㋚]	10日以内 [㋛]																																																																																																																												
住居障害物の除去 [㋜]	街づくり1部 [㋝]	○ [㋞]	10日以内 [㋟]																																																																																																																												
災害救助法適用業務の種類 ^㉑	担当 ^㉒	市長委任 ^㉓	実施期間 ^㉔																																																																																																																												
避難所の供与 ^㉕	市民部 ^㉖	○ ^㉗	7日以内 ^㉘																																																																																																																												
応急仮設住宅の供与 ^㉙	街づくり1部 ^㉚	△ ^㉛	20日以内に着工 ^㉜																																																																																																																												
炊き出しその他による食品の給与 ^㉝	経済振興部 ^㉞ 文化スポーツ部 ^㉟	○ ^㊱	7日以内 ^㊲																																																																																																																												
飲料水の供給 ^㊳	水道部 ^㊴	○ ^㊵	7日以内 ^㊶																																																																																																																												
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ^㊷	経済振興部 ^㊸ 文化スポーツ部 ^㊹	○ ^㊺	10日以内 ^㊻																																																																																																																												
医療 ^㊼	保健医療部 ^㊽	○ ^㊾	14日以内 ^㊿																																																																																																																												
助産 [㋀]	保健医療部 [㋁]	○ [㋂]	分娩の日から7日以内 [㋃]																																																																																																																												
被災者の救出 [㋄]	消防局 [㋅]	○ [㋆]	3日以内 [㋇]																																																																																																																												
福祉サービスの提供 [㋈]	福祉1部 [㋉]	○ [㋊]	14日以内 [㋋]																																																																																																																												
被災住宅の応急修理 [㋌]	街づくり1部 [㋍]	○ [㋎]	1ヶ月以内 [㋏]																																																																																																																												
学用品の給与 [㋐]	教育2部 [㋑]	○ [㋒]	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内 [㋓]																																																																																																																												
埋葬 [㋔]	保健医療部 [㋕]	○ [㋖]	10日以内 [㋗]																																																																																																																												
死体の搜索（行方不明者の搜索） [㋘]	福祉1部 [㋙]	○ [㋚]	10日以内 [㋛]																																																																																																																												
死体の処理（遺体の処理） [㋜]	保健医療部 [㋝]	○ [㋞]	10日以内 [㋟]																																																																																																																												
住居障害物の除去 [㋠]	街づくり1部 [㋡]	○ [㋢]	10日以内 [㋣]																																																																																																																												

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																																																														
震76	※各情報に用いる震度について 防災科学技術研究所 (13ヶ所)	※各情報に用いる震度について 防災科学技術研究所 (42ヶ所)	千葉県の修正に基づき修正																																																																														
震79	3 被害調査 (調査項目と担当) <table border="1" data-bbox="340 571 857 959"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>市の担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害 死者、負傷者、行方不明者の状況</td> <td>福祉1部、保健医療部、消防局、消防団</td> <td>警察署、陸上自衛隊、医師会等</td> </tr> <tr> <td>全壊・半壊・一部損壊の状況</td> <td>調査班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全焼・半焼の状況</td> <td>消防局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急危険度判定</td> <td>街づくり1・2部</td> <td>千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会</td> </tr> <tr> <td>公共建物 (官公署庁舎、公民館等)</td> <td>街づくり1部、各部・各班(平常時の施設管理者)</td> <td>各官公署</td> </tr> <tr> <td>その他 (倉庫、土蔵、車庫等)</td> <td>関係各部・各班(平常時の施設管理者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産業の被害状況</td> <td>経済振興部</td> <td>県農業事務所、坂川土地改良区、とうかつ中央農業協同組合、松戸市漁業協同組合等</td> </tr> <tr> <td>商工業の被害状況</td> <td>経済振興部</td> <td>松戸商工会議所</td> </tr> <tr> <td>文教施設・文化財の被害状況</td> <td>教育1・2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関の被害状況</td> <td>保健医療部</td> <td>医師会等</td> </tr> <tr> <td>道路、橋梁の被害状況</td> <td>建設部</td> <td>東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所</td> </tr> <tr> <td>河川、水路等の被害状況</td> <td>建設部</td> <td>東葛飾土木事務所</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	市の担当	関係機関	人的被害 死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉1部、保健医療部、消防局、消防団	警察署、陸上自衛隊、医師会等	全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班		全焼・半焼の状況	消防局		応急危険度判定	街づくり1・2部	千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会	公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	街づくり1部、各部・各班(平常時の施設管理者)	各官公署	その他 (倉庫、土蔵、車庫等)	関係各部・各班(平常時の施設管理者)		農林水産業の被害状況	経済振興部	県農業事務所、坂川土地改良区、とうかつ中央農業協同組合、松戸市漁業協同組合等	商工業の被害状況	経済振興部	松戸商工会議所	文教施設・文化財の被害状況	教育1・2部		医療機関の被害状況	保健医療部	医師会等	道路、橋梁の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所	河川、水路等の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所	3 被害調査 <table border="1" data-bbox="1095 571 1581 954"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>市の担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害 死者、負傷者、行方不明者の状況</td> <td>福祉1部、保健医療部、消防局、消防団</td> <td>警察署、陸上自衛隊、医師会等</td> </tr> <tr> <td>全壊・半壊・一部損壊の状況</td> <td>調査班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全焼・半焼の状況</td> <td>消防局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急危険度判定</td> <td>街づくり1・2部</td> <td>千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会</td> </tr> <tr> <td>公共建物 (官公署庁舎、公民館等)</td> <td>街づくり1部、各部・各班(平時の施設管理者)</td> <td>各官公署</td> </tr> <tr> <td>その他 (倉庫、土蔵、車庫等)</td> <td>関係各部・各班(平時の施設管理者)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農林水産業の被害状況</td> <td>経済振興部</td> <td>県農業事務所、坂川土地改良区、とうかつ中央農業協同組合、松戸市漁業協同組合等</td> </tr> <tr> <td>商工業の被害状況</td> <td>経済振興部</td> <td>松戸商工会議所</td> </tr> <tr> <td>文教施設・文化財の被害状況</td> <td>文化スポーツ部 教育2部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関の被害状況</td> <td>保健医療部</td> <td>医師会等</td> </tr> <tr> <td>道路、橋梁の被害状況</td> <td>建設部</td> <td>東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所</td> </tr> <tr> <td>河川、水路等の被害状況</td> <td>建設部</td> <td>東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	市の担当	関係機関	人的被害 死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉1部、保健医療部、消防局、消防団	警察署、陸上自衛隊、医師会等	全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班		全焼・半焼の状況	消防局		応急危険度判定	街づくり1・2部	千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会	公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	街づくり1部、各部・各班(平時の施設管理者)	各官公署	その他 (倉庫、土蔵、車庫等)	関係各部・各班(平時の施設管理者)		農林水産業の被害状況	経済振興部	県農業事務所、坂川土地改良区、とうかつ中央農業協同組合、松戸市漁業協同組合等	商工業の被害状況	経済振興部	松戸商工会議所	文教施設・文化財の被害状況	文化スポーツ部 教育2部		医療機関の被害状況	保健医療部	医師会等	道路、橋梁の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所	河川、水路等の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所	千葉県の修正に基づき修正 組織改編に基づき修正
調査項目	市の担当	関係機関																																																																															
人的被害 死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉1部、保健医療部、消防局、消防団	警察署、陸上自衛隊、医師会等																																																																															
全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班																																																																																
全焼・半焼の状況	消防局																																																																																
応急危険度判定	街づくり1・2部	千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会																																																																															
公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	街づくり1部、各部・各班(平常時の施設管理者)	各官公署																																																																															
その他 (倉庫、土蔵、車庫等)	関係各部・各班(平常時の施設管理者)																																																																																
農林水産業の被害状況	経済振興部	県農業事務所、坂川土地改良区、とうかつ中央農業協同組合、松戸市漁業協同組合等																																																																															
商工業の被害状況	経済振興部	松戸商工会議所																																																																															
文教施設・文化財の被害状況	教育1・2部																																																																																
医療機関の被害状況	保健医療部	医師会等																																																																															
道路、橋梁の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所																																																																															
河川、水路等の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所																																																																															
調査項目	市の担当	関係機関																																																																															
人的被害 死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉1部、保健医療部、消防局、消防団	警察署、陸上自衛隊、医師会等																																																																															
全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班																																																																																
全焼・半焼の状況	消防局																																																																																
応急危険度判定	街づくり1・2部	千葉県建築士会、千葉県建築士事務所協会																																																																															
公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	街づくり1部、各部・各班(平時の施設管理者)	各官公署																																																																															
その他 (倉庫、土蔵、車庫等)	関係各部・各班(平時の施設管理者)																																																																																
農林水産業の被害状況	経済振興部	県農業事務所、坂川土地改良区、とうかつ中央農業協同組合、松戸市漁業協同組合等																																																																															
商工業の被害状況	経済振興部	松戸商工会議所																																																																															
文教施設・文化財の被害状況	文化スポーツ部 教育2部																																																																																
医療機関の被害状況	保健医療部	医師会等																																																																															
道路、橋梁の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所																																																																															
河川、水路等の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所																																																																															
震80	3被害調査 <調査項目と担当> 東日本電信電話(株)	3被害調査 <調査項目と担当> NTT東日本(株)	社名変更に伴い修正																																																																														

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																								
震99	<p>第7節 避難対策</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難の指示等</td> <td>本部事務局、情報・運用支援班、消防局、消防団、警察署</td> </tr> <tr> <td>2 自主避難</td> <td>住民</td> </tr> <tr> <td>3 避難誘導</td> <td>調査班、福祉1・2部、消防団</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の開設と運営</td> <td>市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部</td> </tr> <tr> <td>5 避難所等の閉鎖</td> <td>市民部</td> </tr> <tr> <td>6 在宅避難者・車中泊避難者等の支援</td> <td>市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部</td> </tr> <tr> <td>7 広域避難</td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>8 広域一時滞在</td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>9 感染症対策</td> <td>本部事務局、保健医療部、松戸保健所</td> </tr> </tbody> </table> <p>・1 避難の指示等</p> <p>(1) 避難の指示等の発令 市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。また、避難の指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。</p>	項目	担当	1 避難の指示等	本部事務局、情報・運用支援班、消防局、消防団、警察署	2 自主避難	住民	3 避難誘導	調査班、福祉1・2部、消防団	4 避難所の開設と運営	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部	5 避難所等の閉鎖	市民部	6 在宅避難者・車中泊避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部	7 広域避難	本部事務局	8 広域一時滞在	本部事務局	9 感染症対策	本部事務局、保健医療部、松戸保健所	<p>第7節 避難対策</p> <p>○ 避難時の被害に当たっては被災者の意見をとり入れるための、避難所担任職員に女性職員を官的に対策を実施する。</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難の指示等</td> <td>本部事務局、情報・運用支援班、消防局、消防団、警察署</td> </tr> <tr> <td>2 自主避難</td> <td>住民</td> </tr> <tr> <td>3 避難誘導</td> <td>調査班、福祉1・2部、消防団</td> </tr> <tr> <td>4 避難所の開設と運営</td> <td>市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部</td> </tr> <tr> <td>5 避難所等の閉鎖</td> <td>市民部</td> </tr> <tr> <td>6 在宅避難者・車中泊避難者等の支援</td> <td>市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部</td> </tr> <tr> <td>7 広域避難</td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>8 広域一時滞在</td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>9 感染症対策</td> <td>本部事務局、保健医療部、松戸保健所</td> </tr> </tbody> </table> <p>・1 避難の指示等</p> <p>(1) 避難の指示等の発令 市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。また、避難の指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。</p>	項目	担当	1 避難の指示等	本部事務局、情報・運用支援班、消防局、消防団、警察署	2 自主避難	住民	3 避難誘導	調査班、福祉1・2部、消防団	4 避難所の開設と運営	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部	5 避難所等の閉鎖	市民部	6 在宅避難者・車中泊避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部	7 広域避難	本部事務局	8 広域一時滞在	本部事務局	9 感染症対策	本部事務局、保健医療部、松戸保健所	組織改編に基づき、追加
項目	担当																																										
1 避難の指示等	本部事務局、情報・運用支援班、消防局、消防団、警察署																																										
2 自主避難	住民																																										
3 避難誘導	調査班、福祉1・2部、消防団																																										
4 避難所の開設と運営	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部																																										
5 避難所等の閉鎖	市民部																																										
6 在宅避難者・車中泊避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部																																										
7 広域避難	本部事務局																																										
8 広域一時滞在	本部事務局																																										
9 感染症対策	本部事務局、保健医療部、松戸保健所																																										
項目	担当																																										
1 避難の指示等	本部事務局、情報・運用支援班、消防局、消防団、警察署																																										
2 自主避難	住民																																										
3 避難誘導	調査班、福祉1・2部、消防団																																										
4 避難所の開設と運営	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部																																										
5 避難所等の閉鎖	市民部																																										
6 在宅避難者・車中泊避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部																																										
7 広域避難	本部事務局																																										
8 広域一時滞在	本部事務局																																										
9 感染症対策	本部事務局、保健医療部、松戸保健所																																										
震103	<p>(4) 初期対応協力事項 (I) 【追記】 パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p>	<p>(4) 初期対応協力事項 (I) プライバシー確保のためのパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p>	千葉県での修正に基づき修正																																								

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
震104	<p>第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策</p> <p>(5) 避難所担当職員 災害対策本部の避難所ブースは、初期の避難所運営体制及び市職員の対応等の状況を考慮し、避難所直轄職員を避難所担当職員に逐次交代させる。 避難所担当職員は、市民部、福祉2部、教育1・2部又は市の全職員をもってあてる。</p> <p>(6) 避難者の把握 避難所担当職員は、住民等を収容した際は、はじめに避難者カードを配り、各世帯単位で記入するよう指導する。集まった避難者カードを基にして、避難者収容名簿を作成し、支所等、市民部を通じて市本部に報告する。 また、避難所開設期間を通じて、事務室を窓口にして避難者の入退所を管理する。 【資料編 避難者カード】</p> <p>(7) 健康・衛生対策等 市民部は、避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、各部・各班と協力して対策を講じる。 ア 要配慮者の支援 高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者、乳幼児等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事に配慮した支援に努める。 その他、「第18節 要配慮者への対応」による。 イ し尿対策 環境部と連携して、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレの設置、管理を行う。その他、第9節の「3 し尿の処理」による。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策</p> <p>(5) 避難所担当職員 災害対策本部の避難所ブースは、初期の避難所運営体制及び市職員の対応等の状況を考慮し、避難所直轄職員を避難所担当職員に逐次交代させる。 避難所担当職員は、市民部、福祉2部、教育1・2・3部又は市の全職員をもってあてる。</p> <p>(6) 避難者の把握 避難所担当職員は、住民等を収容した際は、はじめに避難者カードを配り、各世帯単位で記入するよう指導する。集まった避難者カードを基にして、避難者収容名簿を作成し、支所等、市民部を通じて市本部に報告する。 また、避難所開設期間を通じて、事務室を窓口にして避難者の入退所を管理する。 【資料編 避難者カード】</p> <p>(7) 健康・衛生対策等 市民部は、避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、各部・各班と協力して対策を講じる。 ア 要配慮者の支援 高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者、乳幼児等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事に配慮した支援に努める。 その他、「第18節 要配慮者への対応」による。 イ し尿対策 環境部と連携して、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレの設置、管理を行う。その他、第9節の「3 し尿の処理」による。</p>	組織改編に基づき、追加
震105	(8) 避難状況の報告及び記録 イ 各避難所では、避難者名簿等を作成し、避難者数、要配慮者数、体調不良者数等の概況、ライフライン等の状況、【追記】パーティーションや～	(8) 避難状況の報告及び記録 イ 各避難所では、避難者名簿等を作成し、避難者数、要配慮者数、体調不良者数等の概況、ライフライン等の状況、 プライバシー確保のための パーティーションや～	千葉県の修正に基づき修正
震106	8 広域一時滞在 (2) 広域一時滞在の受入れ 【最下段追記】	8 広域一時滞在 (2) 広域一時滞在の受入れ 併せて、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。	千葉県の修正に基づき修正
震108	1 医療救護体制 市が策定した「災害時保健医療救護活動マニュアル」に基づき 県災害医療本部 ～	1 医療救護体制 市が策定した「災害時保健医療救護活動マニュアル」に基づき 千葉県保健医療福祉調整本部 ～	千葉県の修正に基づき修正

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
震109	(3) 医療救護班の編成 必要に応じて、市救護本部を通じ、 県災害医療本部 ～	(3) 医療救護班の編成 必要に応じて、市救護本部を通じ、 千葉県保健医療福祉調整本部 ～	千葉県の修正に基づき修正
震110	(11) 医療用資機材・医薬品等の確保 また、不足する場合は、松戸保健所及び 県災害医療本部 に対し～	(11) 医療用資機材・医薬品等の確保 また、不足する場合は、松戸保健所及び 千葉県保健医療福祉調整本部 に対し～	千葉県の修正に基づき修正
震114	4 (3) イ ～汚水対策等に優れた仮置場を確保する。 【追記】	4 (3) イ ～汚水対策等に優れた仮置場を確保する。 なお、平時から仮置場候補地を選定しておくものとする。	千葉県からの指摘によるもの
震115	6 災害廃棄物の処理 (1)処理量の予測・対象等 ～なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定 」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を要請する。 【追記】 ～	6 災害廃棄物の処理 (1)処理量の予測・対象等 ～なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を要請する。 さらに、市が損壊家屋の解体を行う場合には、必要に応じ、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」及び「災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を要請する。 ～	千葉県の修正に基づき修正
震117	(1) 行方不明者情報の収集 災害により 【追記】 行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。	(1) 行方不明者情報の収集 災害により 現に 行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。	千葉県の修正に基づき修正

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																				
震118	イ ～死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則警察当局から遺族【追記】又は市【追記】の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合	イ ～死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則警察当局から遺族等又は市長に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合	千葉県への修正に基づき修正																																				
震129	<p style="text-align: center;">(広域防災拠点(東葛・葛南ゾーン)の現況)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>予定施設</th> <th>備考(用途)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域活動拠点等(救援部隊の受入れ)</td> <td>陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園</td> <td>自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察</td> </tr> <tr> <td>市内宿営場所予定地</td> <td>松戸市消防訓練センター 千駄堀多目的スポーツ広場 21世紀の森と広場西駐車場</td> <td>消防局 消防局 消防局</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院等(DMATの受入れ、重傷者の航空機搬送等)</td> <td>船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地</td> <td> 航空機搬送拠点</td> </tr> <tr> <td>広域物資拠点(物資の管理、市の物資集積拠点への輸送)</td> <td>民間営業倉庫</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域災害ボランティアセンター</td> <td>西部防災センター</td> <td>東葛飾広域災害ボランティアセンター</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※松戸市消防局受援計画に基づく拠点</p>	種別	予定施設	備考(用途)	広域活動拠点等(救援部隊の受入れ)	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察	市内宿営場所予定地	松戸市消防訓練センター 千駄堀多目的スポーツ広場 21世紀の森と広場西駐車場	消防局 消防局 消防局	災害拠点病院等(DMATの受入れ、重傷者の航空機搬送等)	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	 航空機搬送拠点	広域物資拠点(物資の管理、市の物資集積拠点への輸送)	民間営業倉庫		広域災害ボランティアセンター	西部防災センター	東葛飾広域災害ボランティアセンター	<p style="text-align: center;">(広域防災拠点(東葛・葛南ゾーン)の現況)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>予定施設</th> <th>備考(用途)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域活動拠点等(救援部隊の受入れ)</td> <td>陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 鎌倉谷市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園</td> <td>自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察</td> </tr> <tr> <td>市内宿営場所予定地</td> <td>松戸市消防訓練センター 千駄堀多目的スポーツ広場 21世紀の森と広場西駐車場</td> <td>消防局 消防局 消防局</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院等(DMATの受入れ、重傷者の航空機搬送等)</td> <td>船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地</td> <td> 航空機搬送拠点</td> </tr> <tr> <td>広域物資拠点(物資の管理、市の物資集積拠点への輸送)</td> <td>民間営業倉庫</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域災害ボランティアセンター</td> <td>西部防災センター</td> <td>東葛飾広域災害ボランティアセンター</td> </tr> </tbody> </table>	種別	予定施設	備考(用途)	広域活動拠点等(救援部隊の受入れ)	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 鎌倉谷市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察	市内宿営場所予定地	松戸市消防訓練センター 千駄堀多目的スポーツ広場 21世紀の森と広場西駐車場	消防局 消防局 消防局	災害拠点病院等(DMATの受入れ、重傷者の航空機搬送等)	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	 航空機搬送拠点	広域物資拠点(物資の管理、市の物資集積拠点への輸送)	民間営業倉庫		広域災害ボランティアセンター	西部防災センター	東葛飾広域災害ボランティアセンター	千葉県への修正に基づき修正
種別	予定施設	備考(用途)																																					
広域活動拠点等(救援部隊の受入れ)	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察																																					
市内宿営場所予定地	松戸市消防訓練センター 千駄堀多目的スポーツ広場 21世紀の森と広場西駐車場	消防局 消防局 消防局																																					
災害拠点病院等(DMATの受入れ、重傷者の航空機搬送等)	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	 航空機搬送拠点																																					
広域物資拠点(物資の管理、市の物資集積拠点への輸送)	民間営業倉庫																																						
広域災害ボランティアセンター	西部防災センター	東葛飾広域災害ボランティアセンター																																					
種別	予定施設	備考(用途)																																					
広域活動拠点等(救援部隊の受入れ)	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 鎌倉谷市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察																																					
市内宿営場所予定地	松戸市消防訓練センター 千駄堀多目的スポーツ広場 21世紀の森と広場西駐車場	消防局 消防局 消防局																																					
災害拠点病院等(DMATの受入れ、重傷者の航空機搬送等)	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	 航空機搬送拠点																																					
広域物資拠点(物資の管理、市の物資集積拠点への輸送)	民間営業倉庫																																						
広域災害ボランティアセンター	西部防災センター	東葛飾広域災害ボランティアセンター																																					
震135	【計画の体系・担当】 5 通信施設 東日本電信電話(株)	【計画の体系・担当】 5 通信施設 NTT東日本(株)	社名変更に伴い修正																																				

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
震135	イ 活動内容 応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、 ①取水、導水、浄水、配水施設の復旧～ ②主要な送・配水管及び応急給水～ ③追加	イ 活動内容 応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、 ①取水、導水、浄水、配水施設の復旧～ ②主要な送・配水管及び応急給水～ ③宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。	千葉県の修正に基づき修正
震137	5通信施設 東日本電信電話(株)ほか～	5通信施設 NTT東日本(株)ほか～	社名変更に伴い修正
震139	(2)乗客の避難誘導 イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 特に高齢者や子供～	(2)乗客の避難誘導 イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 特に高齢者やこども～	千葉県の修正に基づき修正

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																								
震140	<p>第15節 教育対策・保育対策⁴⁾</p> <p>【計画の指針】⁴⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等において課業時間内に地震が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで生徒・児童・園児を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。⁴⁾ ○ 避難所に指定されている場合は、避難所直轄職員、避難所担当職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れ等を行う。⁴⁾ ○ 早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進する。⁴⁾ ○ 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。⁴⁾ <p>【計画の体系・担当】⁴⁾</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目⁴⁾</th> <th>担 当⁴⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害発生時の対応⁴⁾</td> <td>教育2部、福祉2部、小・中学校等⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設への対応⁴⁾</td> <td>文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>3 応急教育⁴⁾</td> <td>教育2部、小・中学校等⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>4 応急保育⁴⁾</td> <td>福祉2部⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>5 文化財の保護⁴⁾</td> <td>教育1部⁴⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 災害発生時の対応⁴⁾</p> <p>各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒・園児等の安全を確保する。⁴⁾</p> <p>(1) 児童・生徒・園児等の避難⁴⁾</p> <p>学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒・園児等の安全を確認する。施設の被害、火災</p>	項目 ⁴⁾	担 当 ⁴⁾	1 災害発生時の対応 ⁴⁾	教育2部、福祉2部、小・中学校等 ⁴⁾	2 避難所開設への対応 ⁴⁾	文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校 ⁴⁾	3 応急教育 ⁴⁾	教育2部、小・中学校等 ⁴⁾	4 応急保育 ⁴⁾	福祉2部 ⁴⁾	5 文化財の保護 ⁴⁾	教育1部 ⁴⁾	<p>第15節 教育対策・保育対策⁴⁾</p> <p>【計画の指針】⁴⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等において課業時間内に地震が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで生徒・児童・園児を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。⁴⁾ ○ 避難所に指定されている場合は、避難所直轄職員、避難所担当職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れ等を行う。⁴⁾ ○ 早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進する。⁴⁾ ○ 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。⁴⁾ <p>【計画の体系・担当】⁴⁾</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目⁴⁾</th> <th>担 当⁴⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害発生時の対応⁴⁾</td> <td>教育2部、福祉2部、小・中学校等⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設への対応⁴⁾</td> <td>文化スポーツ部、教育1・2・3部、小・中学校⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>3 応急教育⁴⁾</td> <td>教育2部、小・中学校等⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>4 応急保育⁴⁾</td> <td>福祉2部⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>5 文化財の保護⁴⁾</td> <td>文化スポーツ部⁴⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 災害発生時の対応⁴⁾</p> <p>各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・</p>	項目 ⁴⁾	担 当 ⁴⁾	1 災害発生時の対応 ⁴⁾	教育2部、福祉2部、小・中学校等 ⁴⁾	2 避難所開設への対応 ⁴⁾	文化スポーツ部、教育1・2・3部、小・中学校 ⁴⁾	3 応急教育 ⁴⁾	教育2部、小・中学校等 ⁴⁾	4 応急保育 ⁴⁾	福祉2部 ⁴⁾	5 文化財の保護 ⁴⁾	文化スポーツ部 ⁴⁾	組織改編に基づき、修正
項目 ⁴⁾	担 当 ⁴⁾																										
1 災害発生時の対応 ⁴⁾	教育2部、福祉2部、小・中学校等 ⁴⁾																										
2 避難所開設への対応 ⁴⁾	文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校 ⁴⁾																										
3 応急教育 ⁴⁾	教育2部、小・中学校等 ⁴⁾																										
4 応急保育 ⁴⁾	福祉2部 ⁴⁾																										
5 文化財の保護 ⁴⁾	教育1部 ⁴⁾																										
項目 ⁴⁾	担 当 ⁴⁾																										
1 災害発生時の対応 ⁴⁾	教育2部、福祉2部、小・中学校等 ⁴⁾																										
2 避難所開設への対応 ⁴⁾	文化スポーツ部、教育1・2・3部、小・中学校 ⁴⁾																										
3 応急教育 ⁴⁾	教育2部、小・中学校等 ⁴⁾																										
4 応急保育 ⁴⁾	福祉2部 ⁴⁾																										
5 文化財の保護 ⁴⁾	文化スポーツ部 ⁴⁾																										
震142	<p>5 文化財の保護⁴⁾</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて教育1部に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。⁴⁾</p> <p>教育1部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理等の救済措置を講ずる。</p>	<p>5 文化財の保護⁴⁾</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて文化スポーツ部に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。⁴⁾</p> <p>文化スポーツ部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理等の救済措置を講ずる。</p>	組織改編に基づき、修正																								

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
震148	<p>・第18節 要配慮者への対応⁴</p> <p>【計画の指針】⁴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人、医療的ケアを必要とする人等の「要配慮者」は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。⁴ ○ 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針（平成25年8月）」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月）」及び市が策定した「避難行動要支援者名簿活用の手引き（令和元年11月）」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援にあたる。⁴ ○ 避難誘導・支援は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。⁴ ○ 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。⁴ ○ 避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。⁴ 	<p>・第18節 要配慮者への対応⁴</p> <p>【計画の指針】⁴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人、医療的ケアを必要とする人等の「要配慮者」は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。⁴ ○ 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針（令和3年5月）」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（令和4年3月）」及び市が策定した「避難行動要支援者名簿活用の手引き（令和7年7月）」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援にあたる。⁴ ○ 避難誘導・支援は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。⁴ ○ 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。⁴ ○ 避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。⁴ 	最新の更新月に修正
震148	(1) 要配慮者への情報提供 円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や高齢者等避難、避難指示等の情報について、地域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するよう努める。	(1) 要配慮者への情報提供 円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報等について、地域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するよう努める。	実際の運用に合わせて修正
震148	(2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等 ～また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等と協力して救出・救護、避難誘導等を実施する。	(2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等 ～また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等に協力して避難誘導等を依頼する。	実際の運用に合わせて修正

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																								
震149	<p>(2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等～また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等と協力して救出・救護、避難誘導等を実施する。</p> <p>(3) 避難所への収容 避難所に避難行動要支援者専用スペースを確保し、収容する。</p> <p>2 福祉避難所等の開設 福祉1部は、避難所を開設した場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。 また、市外の福祉施設への緊急入所を支援する。</p>	<p>(2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等～また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等に協力して避難誘導等を依頼する。</p> <p>(3) 避難所への収容 避難所に要配慮者スペースを確保し、収容する。</p> <p>2 福祉避難所等の開設 福祉1部は、避難所を開設した場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。 【削除】</p>	<p>実際の運用に合わせ修正</p> <p>実際に対象となる方の名称に変更</p> <p>3要配慮者の支援 (2)社会福祉施設等への入所の部分に追記するため、削除</p>																								
震149	<p>2 福祉避難所等の開設</p> <table border="1" data-bbox="367 954 943 1214"> <thead> <tr> <th>種 類^㉔</th> <th>対象者^㉔</th> <th>開設時期^㉔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【福祉避難室】^㉔ (避難所内設置)^㉔ ・小、中学校^㉔</td> <td>・要介護1, 2程度^㉔ ・精神保健福祉手帳3級程度^㉔ ・療育手帳B級程度^㉔ ・乳幼児、妊産婦^㉔</td> <td>発災後速やか^㉔</td> </tr> <tr> <td>【地域福祉避難所】^㉔ ・市民センター(※)^㉔ ・老人福祉センター^㉔</td> <td>・要介護3以上程度^㉔ ・精神保健福祉手帳2級以上程度^㉔ ・療育手帳A級以上程度^㉔</td> <td>発災後48時間^㉔</td> </tr> <tr> <td>【二次福祉避難所】^㉔ ・健康福祉会館(ふれあい22)^㉔ ・特別養護老人ホーム^㉔ ・特別支援学校^㉔</td> <td>・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者^㉔</td> <td>発災後72時間^㉔</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※市民センターについては、風水害時は避難所として使用するが、地震災害時には、和室等を地域福祉避難所として使用する。</small></p>	種 類 ^㉔	対象者 ^㉔	開設時期 ^㉔	【福祉避難室】 ^㉔ (避難所内設置) ^㉔ ・小、中学校 ^㉔	・要介護1, 2程度 ^㉔ ・精神保健福祉手帳3級程度 ^㉔ ・療育手帳B級程度 ^㉔ ・乳幼児、妊産婦 ^㉔	発災後速やか ^㉔	【地域福祉避難所】 ^㉔ ・市民センター(※) ^㉔ ・老人福祉センター ^㉔	・要介護3以上程度 ^㉔ ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ^㉔ ・療育手帳A級以上程度 ^㉔	発災後48時間 ^㉔	【二次福祉避難所】 ^㉔ ・健康福祉会館(ふれあい22) ^㉔ ・特別養護老人ホーム ^㉔ ・特別支援学校 ^㉔	・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者 ^㉔	発災後72時間 ^㉔	<p>2 福祉避難所等の開設</p> <table border="1" data-bbox="1099 954 1720 1235"> <thead> <tr> <th>種 類^㉔</th> <th>対象者^㉔</th> <th>開設時期^㉔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【福祉避難室】^㉔ (避難所内設置)^㉔ ・小、中学校^㉔</td> <td>・要介護1, 2程度^㉔ ・精神保健福祉手帳3級程度^㉔ ・療育手帳B級程度^㉔ ・乳幼児、妊産婦^㉔</td> <td>発災後速やか^㉔</td> </tr> <tr> <td>【地域福祉避難所】^㉔ ・市民センター(※)^㉔ ・老人福祉センター^㉔</td> <td>・要介護3以上程度^㉔ ・精神保健福祉手帳2級以上程度^㉔ ・療育手帳A級以上程度^㉔</td> <td>発災後48時間^㉔</td> </tr> <tr> <td>【二次福祉避難所】^㉔ ・健康福祉会館(ふれあい22)^㉔ ・特別養護老人ホーム^㉔ ・特別支援学校^㉔ ・障害者施設^㉔</td> <td>・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者^㉔</td> <td>発災後72時間^㉔</td> </tr> </tbody> </table>	種 類 ^㉔	対象者 ^㉔	開設時期 ^㉔	【福祉避難室】 ^㉔ (避難所内設置) ^㉔ ・小、中学校 ^㉔	・要介護1, 2程度 ^㉔ ・精神保健福祉手帳3級程度 ^㉔ ・療育手帳B級程度 ^㉔ ・乳幼児、妊産婦 ^㉔	発災後速やか ^㉔	【地域福祉避難所】 ^㉔ ・市民センター(※) ^㉔ ・老人福祉センター ^㉔	・要介護3以上程度 ^㉔ ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ^㉔ ・療育手帳A級以上程度 ^㉔	発災後48時間 ^㉔	【二次福祉避難所】 ^㉔ ・健康福祉会館(ふれあい22) ^㉔ ・特別養護老人ホーム ^㉔ ・特別支援学校 ^㉔ ・障害者施設 ^㉔	・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者 ^㉔	発災後72時間 ^㉔	<p>協定締結により、追記</p>
種 類 ^㉔	対象者 ^㉔	開設時期 ^㉔																									
【福祉避難室】 ^㉔ (避難所内設置) ^㉔ ・小、中学校 ^㉔	・要介護1, 2程度 ^㉔ ・精神保健福祉手帳3級程度 ^㉔ ・療育手帳B級程度 ^㉔ ・乳幼児、妊産婦 ^㉔	発災後速やか ^㉔																									
【地域福祉避難所】 ^㉔ ・市民センター(※) ^㉔ ・老人福祉センター ^㉔	・要介護3以上程度 ^㉔ ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ^㉔ ・療育手帳A級以上程度 ^㉔	発災後48時間 ^㉔																									
【二次福祉避難所】 ^㉔ ・健康福祉会館(ふれあい22) ^㉔ ・特別養護老人ホーム ^㉔ ・特別支援学校 ^㉔	・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者 ^㉔	発災後72時間 ^㉔																									
種 類 ^㉔	対象者 ^㉔	開設時期 ^㉔																									
【福祉避難室】 ^㉔ (避難所内設置) ^㉔ ・小、中学校 ^㉔	・要介護1, 2程度 ^㉔ ・精神保健福祉手帳3級程度 ^㉔ ・療育手帳B級程度 ^㉔ ・乳幼児、妊産婦 ^㉔	発災後速やか ^㉔																									
【地域福祉避難所】 ^㉔ ・市民センター(※) ^㉔ ・老人福祉センター ^㉔	・要介護3以上程度 ^㉔ ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ^㉔ ・療育手帳A級以上程度 ^㉔	発災後48時間 ^㉔																									
【二次福祉避難所】 ^㉔ ・健康福祉会館(ふれあい22) ^㉔ ・特別養護老人ホーム ^㉔ ・特別支援学校 ^㉔ ・障害者施設 ^㉔	・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者 ^㉔	発災後72時間 ^㉔																									

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
震150	<p>3 要配慮者の支援</p> <p>(2) 社会福祉施設等への収容⁴⁾ 福祉1部は、避難所での介護等が困難な避難行動要支援者を、可能な限り社会福祉施設等へ収容させるため、福祉施設等に受け入れを要請するよう努める。⁴⁾</p> <p>(3) 巡回相談等の実施⁴⁾ 災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。⁴⁾</p> <p>(4) 在宅福祉サービスの継続的提供⁴⁾ 被災した避難行動要支援者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。⁴⁾</p>	<p>3 要配慮者の支援</p> <p>(2) 社会福祉施設等への入所⁴⁾ 福祉1部は、避難所での継続的な生活が介護サービスの提供内容を理由に困難な避難行動要支援者について、千葉県DWA T、介護専門職等と協力し、可能な限り社会福祉施設等に入所ができるよう努める。⁴⁾</p> <p>(3) 巡回相談等の実施⁴⁾ 災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、ボランティア等による要介護者への巡回相談等に努める。⁴⁾</p> <p>(4) 在宅福祉サービスの継続的提供⁴⁾ 事業者は、業務継続計画（BCP）に基づき、被災した要配慮者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。また、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。⁴⁾</p>	<p>(2) 実際の運営に合わせて修正</p> <p>(3) ボランティアが中心となるため、表現を修正</p> <p>(4) 現在福祉サービスを提供している事業者の動きを考慮し、修正</p>
震165	<p>2 基本方針 (1) 原則として平常時の～</p>	<p>2 基本方針 (1) 原則として平時の～</p>	<p>千葉県の修正に基づき修正</p>
震167	<p>1 南海トラフ地震臨時情報の種類 県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と～</p>	<p>1 南海トラフ地震臨時情報の種類 県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と～</p>	<p>千葉県の修正に基づき修正</p>

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由												
<p>震169</p>	<p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応措置</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 活動体制</td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>2 応急対策</td> <td>本部事務局、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、NTT-K千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、東、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 活動体制</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、警戒本部を設置し、警戒配備職員を動員する。</p> <p>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 対策の基本方針</p> <p>市では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う社会的混乱を防止するために必要に応じて措置を講じる。</p> <p>(2) 任務等への情報提供</p>	項目	担当	1 活動体制	本部事務局	2 応急対策	本部事務局、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、NTT-K千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、東、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	<p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応措置</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 活動体制</td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>2 応急対策</td> <td>本部事務局、福祉1・2部、教育1・2・3部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 活動体制</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、警戒本部を設置し、警戒配備職員を動員する。</p> <p>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</p> <p>2 応急対策</p>	項目	担当	1 活動体制	本部事務局	2 応急対策	本部事務局、福祉1・2部、教育1・2・3部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	<p>組織改編に基づき、修正</p> <p>千葉県の修正に基づき修正</p>
項目	担当														
1 活動体制	本部事務局														
2 応急対策	本部事務局、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、NTT-K千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、東、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)														
項目	担当														
1 活動体制	本部事務局														
2 応急対策	本部事務局、福祉1・2部、教育1・2・3部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)														
<p>震169</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県警察(警察署)</td> <td>ア 災害警備本部の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第1空挺団</td> <td>ア 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 イ 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)千葉支店</td> <td>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動</td> </tr> </tbody> </table>	県警察(警察署)	ア 災害警備本部の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等	陸上自衛隊第1空挺団	ア 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 イ 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。	東日本電信電話(株)千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県警察(警察署)</td> <td>ア 災害警備本部の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第1空挺団</td> <td>ア 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 イ 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本(株)千葉支店</td> <td>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動</td> </tr> </tbody> </table>	県警察(警察署)	ア 災害警備本部の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等	陸上自衛隊第1空挺団	ア 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 イ 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。	NTT東日本(株)千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動	<p>社名変更に伴い修正</p>
県警察(警察署)	ア 災害警備本部の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等														
陸上自衛隊第1空挺団	ア 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 イ 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。														
東日本電信電話(株)千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動														
県警察(警察署)	ア 災害警備本部の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等														
陸上自衛隊第1空挺団	ア 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 イ 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。														
NTT東日本(株)千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動														

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由														
震170	<p style="text-align: center;">第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店</td> <td>次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)</td> <td>ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。</td> </tr> <tr> <td>東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄</td> <td>直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備える体制に入る。</td> </tr> </table>	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置	東日本旅客鉄道(株)	ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。	東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄	直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備える体制に入る。	<p style="text-align: center;">第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">(株)NTTドコモ 千葉支店</td> <td>次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株)</td> <td>ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。</td> </tr> <tr> <td>東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)</td> <td>直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備える体制に入る。</td> </tr> <tr> <td>その他各防災関係機関</td> <td>要員を確保し、待機体制をとる。</td> </tr> </table>	(株)NTTドコモ 千葉支店	次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置	東日本旅客鉄道(株)	ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。	東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備える体制に入る。	その他各防災関係機関	要員を確保し、待機体制をとる。	千葉県 の修正に 基づき 修正
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置																
東日本旅客鉄道(株)	ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。																
東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄	直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備える体制に入る。																
(株)NTTドコモ 千葉支店	次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置																
東日本旅客鉄道(株)	ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。																
東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備える体制に入る。																
その他各防災関係機関	要員を確保し、待機体制をとる。																
震171	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店</td> <td>県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 千葉支店</td> <td>県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</td> </tr> </table>	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。	東日本電信電話(株) 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">(株)NTTドコモ 千葉支店</td> <td>県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本(株) 千葉支店</td> <td>県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</td> </tr> <tr> <td>東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)</td> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</td> </tr> </table>	(株)NTTドコモ 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。	NTT東日本(株) 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。	東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。	千葉県 の修正に 基づき 修正				
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。																
東日本電信電話(株) 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。																
(株)NTTドコモ 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。																
NTT東日本(株) 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。																
東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。																

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																																
震172	<p>第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 活動体制</td> <td>各部・各班</td> </tr> <tr> <td>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報</td> <td>各部・各班</td> </tr> <tr> <td>3 災害時の警備</td> <td>警察署</td> </tr> <tr> <td>4 水防活動・消防活動</td> <td>消防局、消防団</td> </tr> <tr> <td>5 公共輸送</td> <td>東日本旅客鉄道（株）、東武鉄道（株）、流鉄（株）、北総鉄道（株）、京成電鉄（株）、（株）千葉県バス協会、（株）千葉県タクシー協会</td> </tr> <tr> <td>6 交通対策</td> <td>建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所</td> </tr> <tr> <td>7 上下水道、電気、ガス、通信等対策</td> <td>水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド（株）、京業瓦斯（株）、東日本電信電話（株）、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ</td> </tr> <tr> <td>8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策</td> <td>福祉1・2部、病院部、教育2部、小・中学校</td> </tr> <tr> <td>9 避難</td> <td>本部事務局、情報・運用支援班、市民部、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団</td> </tr> <tr> <td>10 救護支援・防疫・保健活動</td> <td>保健医療部、環境部</td> </tr> <tr> <td>11 その他の対策</td> <td>経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部、財務班、教育1・2部、環境部</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	1 活動体制	各部・各班	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報	各部・各班	3 災害時の警備	警察署	4 水防活動・消防活動	消防局、消防団	5 公共輸送	東日本旅客鉄道（株）、東武鉄道（株）、流鉄（株）、北総鉄道（株）、京成電鉄（株）、（株）千葉県バス協会、（株）千葉県タクシー協会	6 交通対策	建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所	7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド（株）、京業瓦斯（株）、東日本電信電話（株）、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ	8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策	福祉1・2部、病院部、教育2部、小・中学校	9 避難	本部事務局、情報・運用支援班、市民部、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団	10 救護支援・防疫・保健活動	保健医療部、環境部	11 その他の対策	経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部、財務班、教育1・2部、環境部	<p>第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 活動体制</td> <td>各部・各班</td> </tr> <tr> <td>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報</td> <td>各部・各班</td> </tr> <tr> <td>3 災害時の警備</td> <td>警察署</td> </tr> <tr> <td>4 水防活動・消防活動</td> <td>消防局、消防団</td> </tr> <tr> <td>5 公共輸送</td> <td>東日本旅客鉄道（株）、東武鉄道（株）、流鉄（株）、北総鉄道（株）、京成電鉄（株）、（株）千葉県バス協会、（株）千葉県タクシー協会</td> </tr> <tr> <td>6 交通対策</td> <td>建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所</td> </tr> <tr> <td>7 上下水道、電気、ガス、通信等対策</td> <td>水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド（株）、京業瓦斯（株）、NTT東日本（株）、（株）NTTドコモ</td> </tr> <tr> <td>8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策</td> <td>福祉1・2部、病院部、教育2部、小・中学校</td> </tr> <tr> <td>9 避難</td> <td>本部事務局、情報・運用支援班、市民部、福祉1・2部、教育1・2・3部、消防局、消防団</td> </tr> <tr> <td>10 救護支援・防疫・保健活動</td> <td>保健医療部、環境部</td> </tr> <tr> <td>11 その他の対策</td> <td>経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部、財務班、教育1・2・3部、環境部</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	1 活動体制	各部・各班	2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報	各部・各班	3 災害時の警備	警察署	4 水防活動・消防活動	消防局、消防団	5 公共輸送	東日本旅客鉄道（株）、東武鉄道（株）、流鉄（株）、北総鉄道（株）、京成電鉄（株）、（株）千葉県バス協会、（株）千葉県タクシー協会	6 交通対策	建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所	7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド（株）、京業瓦斯（株）、 NTT東日本（株）、（株）NTTドコモ	8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策	福祉1・2部、病院部、教育2部、小・中学校	9 避難	本部事務局、情報・運用支援班、市民部、福祉1・2部、教育1・2・3部、消防局、消防団	10 救護支援・防疫・保健活動	保健医療部、環境部	11 その他の対策	経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部、財務班、教育1・2・3部、環境部	<p>社名変更に伴い修正</p> <p>組織改編に基づき、追加</p>
項目	担当																																																		
1 活動体制	各部・各班																																																		
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報	各部・各班																																																		
3 災害時の警備	警察署																																																		
4 水防活動・消防活動	消防局、消防団																																																		
5 公共輸送	東日本旅客鉄道（株）、東武鉄道（株）、流鉄（株）、北総鉄道（株）、京成電鉄（株）、（株）千葉県バス協会、（株）千葉県タクシー協会																																																		
6 交通対策	建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所																																																		
7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド（株）、京業瓦斯（株）、東日本電信電話（株）、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ																																																		
8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策	福祉1・2部、病院部、教育2部、小・中学校																																																		
9 避難	本部事務局、情報・運用支援班、市民部、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団																																																		
10 救護支援・防疫・保健活動	保健医療部、環境部																																																		
11 その他の対策	経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部、財務班、教育1・2部、環境部																																																		
項目	担当																																																		
1 活動体制	各部・各班																																																		
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報	各部・各班																																																		
3 災害時の警備	警察署																																																		
4 水防活動・消防活動	消防局、消防団																																																		
5 公共輸送	東日本旅客鉄道（株）、東武鉄道（株）、流鉄（株）、北総鉄道（株）、京成電鉄（株）、（株）千葉県バス協会、（株）千葉県タクシー協会																																																		
6 交通対策	建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所																																																		
7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド（株）、京業瓦斯（株）、 NTT東日本（株）、（株）NTTドコモ																																																		
8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策	福祉1・2部、病院部、教育2部、小・中学校																																																		
9 避難	本部事務局、情報・運用支援班、市民部、福祉1・2部、教育1・2・3部、消防局、消防団																																																		
10 救護支援・防疫・保健活動	保健医療部、環境部																																																		
11 その他の対策	経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部、財務班、教育1・2・3部、環境部																																																		
震173	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県警察（警察署）</td> <td>ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第1空挺団</td> <td>計画に基づき災害派遣準備を実施</td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話（株）千葉支店</td> <td>ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 ⑦ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ⑧ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</td> </tr> <tr> <td>（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店</td> <td>ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 ⑦ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ⑧ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道（株）</td> <td>ア 地震災害警戒本部の設置</td> </tr> </tbody> </table>	県警察（警察署）	ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等	陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施	東日本電信電話（株）千葉支店	ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 ⑦ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ⑧ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。	（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店	ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 ⑦ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ⑧ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。	東日本旅客鉄道（株）	ア 地震災害警戒本部の設置	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県警察（警察署）</td> <td>ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第1空挺団</td> <td>計画に基づき災害派遣準備を実施</td> </tr> <tr> <td>NTT東日本（株）千葉支店</td> <td>ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 ⑦ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ⑧ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</td> </tr> <tr> <td>（株）NTTドコモ千葉支店</td> <td>ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 ⑦ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ⑧ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道（株）</td> <td>ア 地震災害警戒本部の設置</td> </tr> </tbody> </table>	県警察（警察署）	ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等	陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施	NTT東日本（株）千葉支店	ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 ⑦ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ⑧ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。	（株）NTTドコモ千葉支店	ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 ⑦ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ⑧ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。	東日本旅客鉄道（株）	ア 地震災害警戒本部の設置	<p>社名変更に伴い修正</p>																												
県警察（警察署）	ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等																																																		
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施																																																		
東日本電信電話（株）千葉支店	ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 ⑦ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ⑧ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。																																																		
（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店	ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 ⑦ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ⑧ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。																																																		
東日本旅客鉄道（株）	ア 地震災害警戒本部の設置																																																		
県警察（警察署）	ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等																																																		
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施																																																		
NTT東日本（株）千葉支店	ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 ⑦ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ⑧ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。																																																		
（株）NTTドコモ千葉支店	ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 ⑦ 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ⑧ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。																																																		
東日本旅客鉄道（株）	ア 地震災害警戒本部の設置																																																		

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由								
震181	(5) 通信対策 ア 東日本電信電話(株)	(5) 通信対策 ア NTT東日本(株)	社名変更に伴い修正								
震182	イ (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 基本方針等 東日本電信電話(株)に準ずる	イ (株)NTTドコモ 基本方針等 NTT東日本(株)に準ずる	千葉県への修正に基づき修正								
震186	<p>・1 住民のとるべき措置⁴⁾</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分⁴⁾</th> <th>とるべき措置⁴⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時⁴⁾</td> <td> (1) 家や家の耐震性を促進する。⁴⁾ ア わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。⁴⁾ イ ブロック塼、石塼、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。⁴⁾ (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。⁴⁾ ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。⁴⁾ イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。⁴⁾ ウ 窓ガラスのパネ等を点検し、弱い部分は補強する。⁴⁾ (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。⁴⁾ ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。⁴⁾ イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。⁴⁾ ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。⁴⁾ エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。⁴⁾ (4) 消火器、消火用水の準備をする。⁴⁾ ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。⁴⁾ イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。⁴⁾ (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。⁴⁾ ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく(1人1日分の生命水 約3リットル)。⁴⁾ </td> </tr> </tbody> </table>	区分 ⁴⁾	とるべき措置 ⁴⁾	平常時 ⁴⁾	(1) 家や家の耐震性を促進する。 ⁴⁾ ア わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 ⁴⁾ イ ブロック塼、石塼、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 ⁴⁾ (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ⁴⁾ ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 ⁴⁾ イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ⁴⁾ ウ 窓ガラスのパネ等を点検し、弱い部分は補強する。 ⁴⁾ (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ⁴⁾ ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 ⁴⁾ イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ⁴⁾ ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 ⁴⁾ エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。 ⁴⁾ (4) 消火器、消火用水の準備をする。 ⁴⁾ ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 ⁴⁾ イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 ⁴⁾ (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ⁴⁾ ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく(1人1日分の生命水 約3リットル)。 ⁴⁾	<p>・1 住民のとるべき措置⁴⁾</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分⁴⁾</th> <th>とるべき措置⁴⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時⁴⁾</td> <td> (1) 家や家の耐震性を促進する。⁴⁾ ア わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。⁴⁾ イ ブロック塼、石塼、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。⁴⁾ (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。⁴⁾ ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。⁴⁾ イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。⁴⁾ ウ 窓ガラスのパネ等を点検し、弱い部分は補強する。⁴⁾ (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。⁴⁾ ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。⁴⁾ イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。⁴⁾ ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。⁴⁾ エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。⁴⁾ (4) 消火器、消火用水の準備をする。⁴⁾ ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。⁴⁾ イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。⁴⁾ (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。⁴⁾ ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく(1人1日分の生命水 約3リットル)。⁴⁾ </td> </tr> </tbody> </table>	区分 ⁴⁾	とるべき措置 ⁴⁾	平常時 ⁴⁾	(1) 家や家の耐震性を促進する。 ⁴⁾ ア わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 ⁴⁾ イ ブロック塼、石塼、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 ⁴⁾ (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ⁴⁾ ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 ⁴⁾ イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ⁴⁾ ウ 窓ガラスのパネ等を点検し、弱い部分は補強する。 ⁴⁾ (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ⁴⁾ ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 ⁴⁾ イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ⁴⁾ ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 ⁴⁾ エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。 ⁴⁾ (4) 消火器、消火用水の準備をする。 ⁴⁾ ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 ⁴⁾ イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 ⁴⁾ (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ⁴⁾ ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく(1人1日分の生命水 約3リットル)。 ⁴⁾	千葉県への修正に基づき修正
区分 ⁴⁾	とるべき措置 ⁴⁾										
平常時 ⁴⁾	(1) 家や家の耐震性を促進する。 ⁴⁾ ア わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 ⁴⁾ イ ブロック塼、石塼、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 ⁴⁾ (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ⁴⁾ ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 ⁴⁾ イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ⁴⁾ ウ 窓ガラスのパネ等を点検し、弱い部分は補強する。 ⁴⁾ (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ⁴⁾ ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 ⁴⁾ イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ⁴⁾ ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 ⁴⁾ エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。 ⁴⁾ (4) 消火器、消火用水の準備をする。 ⁴⁾ ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 ⁴⁾ イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 ⁴⁾ (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ⁴⁾ ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく(1人1日分の生命水 約3リットル)。 ⁴⁾										
区分 ⁴⁾	とるべき措置 ⁴⁾										
平常時 ⁴⁾	(1) 家や家の耐震性を促進する。 ⁴⁾ ア わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 ⁴⁾ イ ブロック塼、石塼、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 ⁴⁾ (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ⁴⁾ ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 ⁴⁾ イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ⁴⁾ ウ 窓ガラスのパネ等を点検し、弱い部分は補強する。 ⁴⁾ (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ⁴⁾ ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 ⁴⁾ イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ⁴⁾ ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 ⁴⁾ エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品(灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等)を置かない。 ⁴⁾ (4) 消火器、消火用水の準備をする。 ⁴⁾ ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 ⁴⁾ イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 ⁴⁾ (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ⁴⁾ ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく(1人1日分の生命水 約3リットル)。 ⁴⁾										

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
震189	2 自主防災組織のとりべき措置 【区分】 平常時	2 自主防災組織のとりべき措置 【区分】 平時	千葉県の修正に基づき修正
震191	3 事業所のとりべき措置 【区分】 平常時	3 事業所のとりべき措置 【区分】 平時	千葉県の修正に基づき修正
風7	5 指定公共機関 (1) 東日本電信電話株式会社、～	5 指定公共機関 (1) NTT東日本株式会社、～	社名変更に伴い修正
風14	(3) 気候 平均風速風は～	(3) 気候 平均風速は～	千葉県からの指摘によるもの
風32	(2) 土砂災害に関する情報の収集 ア 平常時から、～	(2) 土砂災害に関する情報の収集 ア 平時から、～	千葉県の修正に基づき修正

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																				
風34	<p>第4節 雪害の予防 【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路の対策</td> <td>建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所</td> </tr> <tr> <td>2 農作物等の対策</td> <td>経済振興部、とうかつ中央農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>3 電力施設の対策</td> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> </tr> <tr> <td>4 通信施設の対策</td> <td>東日本電信電話(株)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	1 道路の対策	建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所	2 農作物等の対策	経済振興部、とうかつ中央農業協同組合	3 電力施設の対策	東京電力パワーグリッド(株)	4 通信施設の対策	東日本電信電話(株)	<p>第4節 雪害の予防 【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路の対策</td> <td>建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所</td> </tr> <tr> <td>2 農作物等の対策</td> <td>経済振興部、とうかつ中央農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>3 電力施設の対策</td> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> </tr> <tr> <td>4 通信施設の対策</td> <td>NTT東日本(株)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	1 道路の対策	建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所	2 農作物等の対策	経済振興部、とうかつ中央農業協同組合	3 電力施設の対策	東京電力パワーグリッド(株)	4 通信施設の対策	NTT東日本(株)	社名変更に伴い修正
項目	担当																						
1 道路の対策	建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所																						
2 農作物等の対策	経済振興部、とうかつ中央農業協同組合																						
3 電力施設の対策	東京電力パワーグリッド(株)																						
4 通信施設の対策	東日本電信電話(株)																						
項目	担当																						
1 道路の対策	建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所																						
2 農作物等の対策	経済振興部、とうかつ中央農業協同組合																						
3 電力施設の対策	東京電力パワーグリッド(株)																						
4 通信施設の対策	NTT東日本(株)																						
風35	<p>4通信施設の対策 東日本電信電話(株)は、～</p>	<p>4通信施設の対策 NTT東日本(株)は、～</p>	社名変更に伴い修正																				

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
風43	<p>〈職員の配備別動員数〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>部署</th> <th>調整班²</th> <th>※²</th> <th>※²</th> <th>12人²</th> <th>全員²</th> <th>全員²</th> <th>全員²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>情報・運用²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td></td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広報部</td> <td>事務局²</td> <td>※²</td> <td>1人²</td> <td>3人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>他構成課²</td> <td>※²</td> <td>4人²</td> <td>7人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>事務局²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>財務班²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>5人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民部</td> <td>調査班²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>20人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>経済振興部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>5人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツ部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>4人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>福祉1部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>10人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>福祉2部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>保健医療部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>街づくり1部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>9人²</td> <td>18人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>街づくり2部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>1人²</td> <td>2人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>20人²</td> <td>40人²</td> <td>2分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>教育1部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>教育2部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>6人²</td> <td>2分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市立総合²</td> <td>※²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部署	調整班 ²	※ ²	※ ²	12人 ²	全員 ²	全員 ²	全員 ²	総務部	情報・運用 ²	※ ²	※ ²		3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	広報部	事務局 ²	※ ²	1人 ²	3人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	他構成課 ²	※ ²	4人 ²	7人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	財務部	事務局 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	財務班 ²	※ ²	※ ²	5人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	市民部	調査班 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	構成課 ²	※ ²	※ ²	20人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	経済振興部	構成課 ²	※ ²	※ ²	5人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	文化スポーツ部	構成課 ²	※ ²	※ ²	4人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	環境部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	福祉1部	構成課 ²	※ ²	※ ²	10人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	福祉2部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	保健医療部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	街づくり1部	構成課 ²	※ ²	9人 ²	18人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	街づくり2部	構成課 ²	※ ²	1人 ²	2人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	建設部	構成課 ²	※ ²	20人 ²	40人 ²	2分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	教育1部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	教育2部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	水道部	構成課 ²	※ ²	※ ²	6人 ²	2分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²		市立総合 ²	※ ²						<p>〈職員の配備別動員数〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>部署</th> <th>調整班²</th> <th>※²</th> <th>※²</th> <th>12人²</th> <th>全員²</th> <th>全員²</th> <th>全員²</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>情報・運用²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td></td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広報部</td> <td>事務局²</td> <td>※²</td> <td>1人²</td> <td>3人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>他構成課²</td> <td>※²</td> <td>4人²</td> <td>7人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務部</td> <td>事務局²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>財務班²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>5人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民部</td> <td>調査班²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>20人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>経済振興部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>5人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>文化スポーツ部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>4人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>福祉1部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>10人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>福祉2部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>保健医療部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>街づくり1部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>9人²</td> <td>18人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>街づくり2部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>1人²</td> <td>2人²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>建設部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>20人²</td> <td>40人²</td> <td>2分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>教育1部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>教育2部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>教育3部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>3分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td>水道部</td> <td>構成課²</td> <td>※²</td> <td>※²</td> <td>6人²</td> <td>2分の1²</td> <td>3分の2²</td> <td>全員²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市立総合²</td> <td>※²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部署	調整班 ²	※ ²	※ ²	12人 ²	全員 ²	全員 ²	全員 ²	総務部	情報・運用 ²	※ ²	※ ²		3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	広報部	事務局 ²	※ ²	1人 ²	3人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	他構成課 ²	※ ²	4人 ²	7人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	財務部	事務局 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	財務班 ²	※ ²	※ ²	5人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	市民部	調査班 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	構成課 ²	※ ²	※ ²	20人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	経済振興部	構成課 ²	※ ²	※ ²	5人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	文化スポーツ部	構成課 ²	※ ²	※ ²	4人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	環境部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	福祉1部	構成課 ²	※ ²	※ ²	10人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	福祉2部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	保健医療部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	街づくり1部	構成課 ²	※ ²	9人 ²	18人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	街づくり2部	構成課 ²	※ ²	1人 ²	2人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	建設部	構成課 ²	※ ²	20人 ²	40人 ²	2分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	教育1部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	教育2部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	教育3部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²	水道部	構成課 ²	※ ²	※ ²	6人 ²	2分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²		市立総合 ²	※ ²						<p>組織改編に基づき、修正</p>
	部署	調整班 ²	※ ²	※ ²	12人 ²	全員 ²	全員 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
総務部	情報・運用 ²	※ ²	※ ²		3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
広報部	事務局 ²	※ ²	1人 ²	3人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	他構成課 ²	※ ²	4人 ²	7人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
財務部	事務局 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	財務班 ²	※ ²	※ ²	5人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
市民部	調査班 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	構成課 ²	※ ²	※ ²	20人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
経済振興部	構成課 ²	※ ²	※ ²	5人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
文化スポーツ部	構成課 ²	※ ²	※ ²	4人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
環境部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
福祉1部	構成課 ²	※ ²	※ ²	10人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
福祉2部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
保健医療部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
街づくり1部	構成課 ²	※ ²	9人 ²	18人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
街づくり2部	構成課 ²	※ ²	1人 ²	2人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
建設部	構成課 ²	※ ²	20人 ²	40人 ²	2分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
教育1部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
教育2部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
水道部	構成課 ²	※ ²	※ ²	6人 ²	2分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	市立総合 ²	※ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
部署	調整班 ²	※ ²	※ ²	12人 ²	全員 ²	全員 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
総務部	情報・運用 ²	※ ²	※ ²		3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
広報部	事務局 ²	※ ²	1人 ²	3人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	他構成課 ²	※ ²	4人 ²	7人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
財務部	事務局 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	財務班 ²	※ ²	※ ²	5人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
市民部	調査班 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	構成課 ²	※ ²	※ ²	20人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
経済振興部	構成課 ²	※ ²	※ ²	5人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
文化スポーツ部	構成課 ²	※ ²	※ ²	4人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
環境部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
福祉1部	構成課 ²	※ ²	※ ²	10人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
福祉2部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
保健医療部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
街づくり1部	構成課 ²	※ ²	9人 ²	18人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
街づくり2部	構成課 ²	※ ²	1人 ²	2人 ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
建設部	構成課 ²	※ ²	20人 ²	40人 ²	2分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
教育1部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
教育2部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
教育3部	構成課 ²	※ ²	※ ²	※ ²	3分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
水道部	構成課 ²	※ ²	※ ²	6人 ²	2分の1 ²	3分の2 ²	全員 ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	市立総合 ²	※ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
風44	<p>〈本部員の配備〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>部署</th> <th>〇</th> <th>○</th> <th>○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>健康医療部長</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>福祉長寿部長</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>子ども部長</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>街づくり部長</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>都市再生部長</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>建設部長</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>消防局長</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>病院事業管理局長</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>生涯学習部長</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>学校教育部長</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>消防局長</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	部署	〇	○	○	健康医療部長	—	○	○	福祉長寿部長	—	○	○	子ども部長	—	○	○	街づくり部長	—	○	○	都市再生部長	—	○	○	建設部長	—	○	○	消防局長	—	○	○	病院事業管理局長	—	○	○	生涯学習部長	—	○	○	学校教育部長	—	○	○	消防局長	—	○	○	<p>〈本部員の配備〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>部署</th> <th>〇</th> <th>○</th> <th>○</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>健康医療部長²</td><td>—²</td><td>○²</td><td>○²</td></tr> <tr><td>福祉長寿部長²</td><td>—²</td><td>○²</td><td>○²</td></tr> <tr><td>子ども部長²</td><td>—²</td><td>○²</td><td>○²</td></tr> <tr><td>街づくり部長²</td><td>—²</td><td>○²</td><td>○²</td></tr> <tr><td>都市再生部長²</td><td>—²</td><td>○²</td><td>○²</td></tr> <tr><td>建設部長²</td><td>—²</td><td>○²</td><td>○²</td></tr> <tr><td>消防局長²</td><td>—²</td><td>○²</td><td>○²</td></tr> <tr><td>病院事業管理局長²</td><td>—²</td><td>○²</td><td>○²</td></tr> <tr><td>みらい教育創造部長²</td><td>—²</td><td>○²</td><td>○²</td></tr> <tr><td>生涯学習部長²</td><td>—²</td><td>○²</td><td>○²</td></tr> <tr><td>学校教育部長²</td><td>—²</td><td>○²</td><td>○²</td></tr> <tr><td>消防局長²</td><td>—²</td><td>○²</td><td>○²</td></tr> </tbody> </table>	部署	〇	○	○	健康医療部長 ²	— ²	○ ²	○ ²	福祉長寿部長 ²	— ²	○ ²	○ ²	子ども部長 ²	— ²	○ ²	○ ²	街づくり部長 ²	— ²	○ ²	○ ²	都市再生部長 ²	— ²	○ ²	○ ²	建設部長 ²	— ²	○ ²	○ ²	消防局長 ²	— ²	○ ²	○ ²	病院事業管理局長 ²	— ²	○ ²	○ ²	みらい教育創造部長 ²	— ²	○ ²	○ ²	生涯学習部長 ²	— ²	○ ²	○ ²	学校教育部長 ²	— ²	○ ²	○ ²	消防局長 ²	— ²	○ ²	○ ²	<p>組織改編に伴い、修正</p>																																																																																																																																																																																																																																														
	部署	〇	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
健康医療部長	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
福祉長寿部長	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
子ども部長	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
街づくり部長	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
都市再生部長	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建設部長	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
消防局長	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
病院事業管理局長	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
生涯学習部長	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
学校教育部長	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
消防局長	—	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
部署	〇	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
健康医療部長 ²	— ²	○ ²	○ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
福祉長寿部長 ²	— ²	○ ²	○ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
子ども部長 ²	— ²	○ ²	○ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
街づくり部長 ²	— ²	○ ²	○ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
都市再生部長 ²	— ²	○ ²	○ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建設部長 ²	— ²	○ ²	○ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
消防局長 ²	— ²	○ ²	○ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
病院事業管理局長 ²	— ²	○ ²	○ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
みらい教育創造部長 ²	— ²	○ ²	○ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
生涯学習部長 ²	— ²	○ ²	○ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
学校教育部長 ²	— ²	○ ²	○ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
消防局長 ²	— ²	○ ²	○ ²																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																																																																																																												
風52	<p>2 災害救助法による事務 (1)業務の分担 〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>災害救助法適用業務の種類</th> <th>担当</th> <th>市長委任※</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難所の供与</td><td>市民部</td><td>○</td><td>7日以内</td></tr> <tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>街づくり1部</td><td>△</td><td>20日以内に着工</td></tr> <tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>経済振興部 文化スポーツ部</td><td>○</td><td>7日以内</td></tr> <tr><td>飲料水の供給</td><td>水道部</td><td>○</td><td>7日以内</td></tr> <tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>経済振興部 文化スポーツ部</td><td>○</td><td>10日以内</td></tr> <tr><td>医療</td><td>保健医療部</td><td>○</td><td>14日以内</td></tr> <tr><td>助産</td><td>保健医療部</td><td>○</td><td>分娩の日から7日以内</td></tr> <tr><td>被災者の救出</td><td>消防局</td><td>○</td><td>3日以内</td></tr> <tr><td>被災住宅の応急修理</td><td>街づくり1部</td><td>○</td><td>1ヶ月以内</td></tr> <tr><td>学用品の給与</td><td>教育2部</td><td>○</td><td>教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内</td></tr> <tr><td>埋葬</td><td>保健医療部</td><td>○</td><td>10日以内</td></tr> <tr><td>死体の捜索（行方不明者の捜索）</td><td>福祉1部</td><td>○</td><td>10日以内</td></tr> <tr><td>死体の処理（遺体の処理）</td><td>保健医療部</td><td>○</td><td>10日以内</td></tr> <tr><td>住居障害物の除去</td><td>街づくり1部</td><td>○</td><td>10日以内</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。 【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表】</p>	災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間	避難所の供与	市民部	○	7日以内	応急仮設住宅の供与	街づくり1部	△	20日以内に着工	炊き出しその他による食品の給与	経済振興部 文化スポーツ部	○	7日以内	飲料水の供給	水道部	○	7日以内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部 文化スポーツ部	○	10日以内	医療	保健医療部	○	14日以内	助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内	被災者の救出	消防局	○	3日以内	被災住宅の応急修理	街づくり1部	○	1ヶ月以内	学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内	埋葬	保健医療部	○	10日以内	死体の捜索（行方不明者の捜索）	福祉1部	○	10日以内	死体の処理（遺体の処理）	保健医療部	○	10日以内	住居障害物の除去	街づくり1部	○	10日以内	<p>2 災害救助法による事務 (1)業務の分担 〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>災害救助法適用業務の種類</th> <th>担当</th> <th>市長委任※</th> <th>実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>避難所の供与</td><td>市民部</td><td>○</td><td>7日以内</td></tr> <tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>街づくり1部</td><td>△</td><td>20日以内に着工</td></tr> <tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>経済振興部 文化スポーツ部</td><td>○</td><td>7日以内</td></tr> <tr><td>飲料水の供給</td><td>水道部</td><td>○</td><td>7日以内</td></tr> <tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>経済振興部 文化スポーツ部</td><td>○</td><td>10日以内</td></tr> <tr><td>医療</td><td>保健医療部</td><td>○</td><td>14日以内</td></tr> <tr><td>助産</td><td>保健医療部</td><td>○</td><td>分娩の日から7日以内</td></tr> <tr><td>被災者の救出</td><td>消防局</td><td>○</td><td>3日以内</td></tr> <tr style="color: red;"><td>福祉サービスの提供</td><td>福祉1部</td><td>○</td><td>14日以内</td></tr> <tr><td>被災住宅の応急修理</td><td>街づくり1部</td><td>○</td><td>1ヶ月以内</td></tr> <tr><td>学用品の給与</td><td>教育2部</td><td>○</td><td>教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内</td></tr> <tr><td>埋葬</td><td>保健医療部</td><td>○</td><td>10日以内</td></tr> <tr><td>死体の捜索（行方不明者の捜索）</td><td>福祉1部</td><td>○</td><td>10日以内</td></tr> <tr><td>死体の処理（遺体の処理）</td><td>保健医療部</td><td>○</td><td>10日以内</td></tr> <tr><td>住居障害物の除去</td><td>街づくり1部</td><td>○</td><td>10日以内</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。 【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表】</p>	災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間	避難所の供与	市民部	○	7日以内	応急仮設住宅の供与	街づくり1部	△	20日以内に着工	炊き出しその他による食品の給与	経済振興部 文化スポーツ部	○	7日以内	飲料水の供給	水道部	○	7日以内	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部 文化スポーツ部	○	10日以内	医療	保健医療部	○	14日以内	助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内	被災者の救出	消防局	○	3日以内	福祉サービスの提供	福祉1部	○	14日以内	被災住宅の応急修理	街づくり1部	○	1ヶ月以内	学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内	埋葬	保健医療部	○	10日以内	死体の捜索（行方不明者の捜索）	福祉1部	○	10日以内	死体の処理（遺体の処理）	保健医療部	○	10日以内	住居障害物の除去	街づくり1部	○	10日以内	<p>千葉県 の修正に基 づき修正</p>
災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間																																																																																																																												
避難所の供与	市民部	○	7日以内																																																																																																																												
応急仮設住宅の供与	街づくり1部	△	20日以内に着工																																																																																																																												
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部 文化スポーツ部	○	7日以内																																																																																																																												
飲料水の供給	水道部	○	7日以内																																																																																																																												
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部 文化スポーツ部	○	10日以内																																																																																																																												
医療	保健医療部	○	14日以内																																																																																																																												
助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内																																																																																																																												
被災者の救出	消防局	○	3日以内																																																																																																																												
被災住宅の応急修理	街づくり1部	○	1ヶ月以内																																																																																																																												
学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内																																																																																																																												
埋葬	保健医療部	○	10日以内																																																																																																																												
死体の捜索（行方不明者の捜索）	福祉1部	○	10日以内																																																																																																																												
死体の処理（遺体の処理）	保健医療部	○	10日以内																																																																																																																												
住居障害物の除去	街づくり1部	○	10日以内																																																																																																																												
災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間																																																																																																																												
避難所の供与	市民部	○	7日以内																																																																																																																												
応急仮設住宅の供与	街づくり1部	△	20日以内に着工																																																																																																																												
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部 文化スポーツ部	○	7日以内																																																																																																																												
飲料水の供給	水道部	○	7日以内																																																																																																																												
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部 文化スポーツ部	○	10日以内																																																																																																																												
医療	保健医療部	○	14日以内																																																																																																																												
助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内																																																																																																																												
被災者の救出	消防局	○	3日以内																																																																																																																												
福祉サービスの提供	福祉1部	○	14日以内																																																																																																																												
被災住宅の応急修理	街づくり1部	○	1ヶ月以内																																																																																																																												
学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内																																																																																																																												
埋葬	保健医療部	○	10日以内																																																																																																																												
死体の捜索（行方不明者の捜索）	福祉1部	○	10日以内																																																																																																																												
死体の処理（遺体の処理）	保健医療部	○	10日以内																																																																																																																												
住居障害物の除去	街づくり1部	○	10日以内																																																																																																																												

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																												
風76	<p>第7節 避難対策</p> <p>○ 避難所の運営に当たっては女性の意見をとり入れる対策を実施する。*</p> <p>【計画の体系・担当】*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目*</th> <th>担当*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難行動の分類*</td> <td>—*</td> </tr> <tr> <td>2 避難の指示等*</td> <td>本部事務局、情報・運用支援班、広報部、消防局、消防団、警察署</td> </tr> <tr> <td>3 自主避難*</td> <td>住民*</td> </tr> <tr> <td>4 避難誘導*</td> <td>調査班、保健医療部、福祉1部、消防団</td> </tr> <tr> <td>5 避難所の開設と運営*</td> <td>市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部</td> </tr> <tr> <td>6 避難所等の閉鎖*</td> <td>市民部</td> </tr> <tr> <td>7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援*</td> <td>市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部</td> </tr> <tr> <td>8 広域避難*</td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>9 広域一時滞在*</td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>10 感染症対策*</td> <td>本部事務局、保健医療部、松戸保健所</td> </tr> </tbody> </table>	項目*	担当*	1 避難行動の分類*	—*	2 避難の指示等*	本部事務局、情報・運用支援班、広報部、消防局、消防団、警察署	3 自主避難*	住民*	4 避難誘導*	調査班、保健医療部、福祉1部、消防団	5 避難所の開設と運営*	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部	6 避難所等の閉鎖*	市民部	7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援*	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部	8 広域避難*	本部事務局	9 広域一時滞在*	本部事務局	10 感染症対策*	本部事務局、保健医療部、松戸保健所	<p>第7節 避難対策</p> <p>○ 避難所の運営に当たっては女性の意見をとり入れる対策を実施する。*</p> <p>【計画の体系・担当】*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目*</th> <th>担当*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難行動の分類*</td> <td>—*</td> </tr> <tr> <td>2 避難の指示等*</td> <td>本部事務局、情報・運用支援班、広報部、消防局、消防団、警察署</td> </tr> <tr> <td>3 自主避難*</td> <td>住民*</td> </tr> <tr> <td>4 避難誘導*</td> <td>調査班、保健医療部、福祉1部、消防団</td> </tr> <tr> <td>5 避難所の開設と運営*</td> <td>市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2・3部</td> </tr> <tr> <td>6 避難所等の閉鎖*</td> <td>市民部</td> </tr> <tr> <td>7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援*</td> <td>市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部</td> </tr> <tr> <td>8 広域避難*</td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>9 広域一時滞在*</td> <td>本部事務局</td> </tr> <tr> <td>10 感染症対策*</td> <td>本部事務局、保健医療部、松戸保健所</td> </tr> </tbody> </table>	項目*	担当*	1 避難行動の分類*	—*	2 避難の指示等*	本部事務局、情報・運用支援班、広報部、消防局、消防団、警察署	3 自主避難*	住民*	4 避難誘導*	調査班、保健医療部、福祉1部、消防団	5 避難所の開設と運営*	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2・3部	6 避難所等の閉鎖*	市民部	7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援*	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部	8 広域避難*	本部事務局	9 広域一時滞在*	本部事務局	10 感染症対策*	本部事務局、保健医療部、松戸保健所	組織改編に基づき、修正
項目*	担当*																																														
1 避難行動の分類*	—*																																														
2 避難の指示等*	本部事務局、情報・運用支援班、広報部、消防局、消防団、警察署																																														
3 自主避難*	住民*																																														
4 避難誘導*	調査班、保健医療部、福祉1部、消防団																																														
5 避難所の開設と運営*	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部																																														
6 避難所等の閉鎖*	市民部																																														
7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援*	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部																																														
8 広域避難*	本部事務局																																														
9 広域一時滞在*	本部事務局																																														
10 感染症対策*	本部事務局、保健医療部、松戸保健所																																														
項目*	担当*																																														
1 避難行動の分類*	—*																																														
2 避難の指示等*	本部事務局、情報・運用支援班、広報部、消防局、消防団、警察署																																														
3 自主避難*	住民*																																														
4 避難誘導*	調査班、保健医療部、福祉1部、消防団																																														
5 避難所の開設と運営*	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2・3部																																														
6 避難所等の閉鎖*	市民部																																														
7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援*	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部																																														
8 広域避難*	本部事務局																																														
9 広域一時滞在*	本部事務局																																														
10 感染症対策*	本部事務局、保健医療部、松戸保健所																																														
風83	<p>(4) 初期対応協力事項 イ 初期対応協力事項 (I) 【追記】パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>(5) 避難所担当職員 避難所担当職員は、市民部、福祉2部、教育1・2部又は市の全職員をもってあてる。</p>	<p>(4) 初期対応協力事項 イ 初期対応協力事項 (I) プライバシー確保のためのパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</p> <p>(5) 避難所担当職員 避難所担当職員は、市民部、福祉2部、教育1・2・3部又は市の全職員をもってあてる。</p>	千葉県 ^の 修正に基づき修正 組織改編に基づき、修正																																												

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
風84	オ 生活環境対策 (I) 子ども のための娯楽用品の確保	オ 生活環境対策 (I) こども のための娯楽用品の確保	千葉県の修正に基づき修正
風84	(7) 避難状況の報告及び記録 イ 各避難所では、避難者名簿等を作成し、避難者数、要配慮者数、体調不良者数等の概況、ライフライン等の状況、 【追記】 パーテーションや～	(7) 避難状況の報告及び記録 イ 各避難所では、避難者名簿等を作成し、避難者数、要配慮者数、体調不良者数等の概況、ライフライン等の状況、 プライバシー確保のための パーテーションや～	千葉県の修正に基づき修正
風85	9 広域一時滞在 (2) 広域一時滞在の受入れ 【最下段追記】	9 広域一時滞在 (2) 広域一時滞在の受入れ 併せて、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。	千葉県の修正に基づき修正
風87	第8節 応急医療 1 医療救護体制 災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき 県災害医療本部 や～	第8節 応急医療 1 医療救護体制 災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき 千葉県保健医療福祉調整本部 や～	千葉県の修正に基づき修正

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
風88	<p>2 医療救護活動 (3)医療救護班の編成 ～必要に応じて、市救護本部を通じ、県災害医療本部及び松戸保健所等に医薬品の供給や応援を要請する。</p>	<p>2 医療救護活動 (3)医療救護班の編成 ～必要に応じて、市救護本部を通じ、千葉県保健医療福祉調整本部及び松戸保健所等に医薬品の供給や応援を要請する。</p>	千葉県の修正に基づき修正
風89	<p>(11) 医療用資機材・医薬品等の確保 ～松戸保健所及び県災害医療本部に対し医薬品等の供給を要請し、～</p>	<p>(11) 医療用資機材・医薬品等の確保 ～松戸保健所及び千葉県保健医療福祉調整本部に対し医薬品等の供給を要請し、～</p>	千葉県の修正に基づき修正

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																																												
風94	<p>6 災害廃棄物の処理 (1)処理量の予測・対象等 ～なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を要請する。</p> <p>【追記】 ～</p>	<p>6 災害廃棄物の処理 (1)処理量の予測・対象等 ～なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を要請する。</p> <p>さらに、市が損壊家屋の解体を行う場合には、必要に応じ、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」及び「災害時における復旧・復興等事業の」支援業務の実施に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を要請する。</p> <p>～</p>	千葉県への修正に基づき修正																																												
風113	<p>第14節 生活関連施設等の応急対策 【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 上水道施設</td> <td>水道部、県企業局</td> </tr> <tr> <td>2 下水道施設</td> <td>建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所</td> </tr> <tr> <td>3 電力施設</td> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> </tr> <tr> <td>4 都市ガス施設</td> <td>京葉瓦斯(株)</td> </tr> <tr> <td>5 通信施設</td> <td>東日本電信電話(株)</td> </tr> <tr> <td>6 郵便</td> <td>日本郵便(株)</td> </tr> <tr> <td>7 道路・橋梁</td> <td>建設部、県東葛飾土木事務所、千葉県道事務所、首都国道事務所</td> </tr> <tr> <td>8 鉄道</td> <td>東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)</td> </tr> <tr> <td>9 バス</td> <td>京成バス(株)、京成バス千葉ウエスト(株)松戸東営業所、京成バス千葉セントラル(株)、東武バスセントラル(株)、京成バス千葉イースト(株)</td> </tr> <tr> <td>10 河川</td> <td>建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>9. バス 京成バス(株)</p>	項目	担当	1 上水道施設	水道部、県企業局	2 下水道施設	建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所	3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)	4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)	5 通信施設	東日本電信電話(株)	6 郵便	日本郵便(株)	7 道路・橋梁	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉県道事務所、首都国道事務所	8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	9 バス	京成バス(株)、京成バス千葉ウエスト(株)松戸東営業所、京成バス千葉セントラル(株)、東武バスセントラル(株)、京成バス千葉イースト(株)	10 河川	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所	<p>第14節 生活関連施設等の応急対策 【計画の体系・担当】</p> <p>【計画の体系・担当】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 上水道施設</td> <td>水道部、県企業局</td> </tr> <tr> <td>2 下水道施設</td> <td>建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所</td> </tr> <tr> <td>3 電力施設</td> <td>東京電力パワーグリッド(株)</td> </tr> <tr> <td>4 都市ガス施設</td> <td>京葉瓦斯(株)</td> </tr> <tr> <td>5 通信施設</td> <td>NTT東日本(株)</td> </tr> <tr> <td>6 郵便</td> <td>日本郵便(株)</td> </tr> <tr> <td>7 道路・橋梁</td> <td>建設部、県東葛飾土木事務所、千葉県道事務所、首都国道事務所</td> </tr> <tr> <td>8 鉄道</td> <td>東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)</td> </tr> <tr> <td>9 バス</td> <td>京成バス千葉ウエスト(株)松戸東営業所、京成バス千葉セントラル(株)、東武バスセントラル(株)、京成バス千葉イースト(株)</td> </tr> <tr> <td>10 河川</td> <td>建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>【削除】</p>	項目	担当	1 上水道施設	水道部、県企業局	2 下水道施設	建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所	3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)	4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)	5 通信施設	NTT東日本(株)	6 郵便	日本郵便(株)	7 道路・橋梁	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉県道事務所、首都国道事務所	8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	9 バス	京成バス千葉ウエスト(株)松戸東営業所、京成バス千葉セントラル(株)、東武バスセントラル(株)、京成バス千葉イースト(株)	10 河川	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所	社名変更に伴い修正
項目	担当																																														
1 上水道施設	水道部、県企業局																																														
2 下水道施設	建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所																																														
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)																																														
4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)																																														
5 通信施設	東日本電信電話(株)																																														
6 郵便	日本郵便(株)																																														
7 道路・橋梁	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉県道事務所、首都国道事務所																																														
8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)																																														
9 バス	京成バス(株)、京成バス千葉ウエスト(株)松戸東営業所、京成バス千葉セントラル(株)、東武バスセントラル(株)、京成バス千葉イースト(株)																																														
10 河川	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所																																														
項目	担当																																														
1 上水道施設	水道部、県企業局																																														
2 下水道施設	建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所																																														
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)																																														
4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)																																														
5 通信施設	NTT東日本(株)																																														
6 郵便	日本郵便(株)																																														
7 道路・橋梁	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉県道事務所、首都国道事務所																																														
8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)																																														
9 バス	京成バス千葉ウエスト(株)松戸東営業所、京成バス千葉セントラル(株)、東武バスセントラル(株)、京成バス千葉イースト(株)																																														
10 河川	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所																																														
風115	<p>5 通信施設 ～東日本電信電話(株)ほか、～</p>	<p>5 通信施設 ～NTT東日本(株)ほか、～</p>	社名変更に伴い修正																																												

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由																								
風117	<p>(2)乗客の避難誘導 イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 特に高齢者や子供～</p>	<p>(2)乗客の避難誘導 イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 特に高齢者やこども～</p>	千葉県の修正に基づき修正																								
風118	<p>・第15節 教育対策・保育対策⁴⁾</p> <p>【計画の指針】⁴⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 課業時間内に災害が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで児童等を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。⁴⁾ ○ 避難所に指定されている場合は、避難所直行職員、避難所担当職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れ等を行う。⁴⁾ ○ 早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進する。⁴⁾ ○ 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。⁴⁾ <p>【計画の体系・担当】⁴⁾</p> <table border="1" data-bbox="369 821 840 925"> <thead> <tr> <th>項目⁴⁾</th> <th>担 当⁴⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害発生時の対応⁴⁾</td> <td>教育2部、福祉2部、小・中学校等⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設への対応⁴⁾</td> <td>文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>3 応急教育⁴⁾</td> <td>教育2部、小・中学校等⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>4 応急保育⁴⁾</td> <td>福祉2部⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>5 文化財の保護⁴⁾</td> <td>教育1部⁴⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>・1 災害発生時の対応⁴⁾</p> <p>各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒・園児等の安全を確保する。⁴⁾</p> <p>☎ アラセビリティ: 利用不可 ☎ フォー</p>	項目 ⁴⁾	担 当 ⁴⁾	1 災害発生時の対応 ⁴⁾	教育2部、福祉2部、小・中学校等 ⁴⁾	2 避難所開設への対応 ⁴⁾	文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校 ⁴⁾	3 応急教育 ⁴⁾	教育2部、小・中学校等 ⁴⁾	4 応急保育 ⁴⁾	福祉2部 ⁴⁾	5 文化財の保護 ⁴⁾	教育1部 ⁴⁾	<p>・第15節 教育対策・保育対策⁴⁾</p> <p>【計画の指針】⁴⁾</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 課業時間内に災害が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで児童等を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。⁴⁾ ○ 避難所に指定されている場合は、避難所直行職員、避難所担当職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れ等を行う。⁴⁾ ○ 早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進する。⁴⁾ ○ 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。⁴⁾ <p>【計画の体系・担当】⁴⁾</p> <table border="1" data-bbox="1086 821 1556 925"> <thead> <tr> <th>項目⁴⁾</th> <th>担 当⁴⁾</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 災害発生時の対応⁴⁾</td> <td>教育2部、福祉2部、小・中学校等⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>2 避難所開設への対応⁴⁾</td> <td>文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>3 応急教育⁴⁾</td> <td>教育2部、小・中学校等⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>4 応急保育⁴⁾</td> <td>福祉2部⁴⁾</td> </tr> <tr> <td>5 文化財の保護⁴⁾</td> <td>文化スポーツ部⁴⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p>・1 災害発生時の対応⁴⁾</p> <p>各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒・園児等の安全を確保する。⁴⁾</p> <p>☎ アラセビリティ: 利用不可 ☎ フォー</p>	項目 ⁴⁾	担 当 ⁴⁾	1 災害発生時の対応 ⁴⁾	教育2部、福祉2部、小・中学校等 ⁴⁾	2 避難所開設への対応 ⁴⁾	文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校 ⁴⁾	3 応急教育 ⁴⁾	教育2部、小・中学校等 ⁴⁾	4 応急保育 ⁴⁾	福祉2部 ⁴⁾	5 文化財の保護 ⁴⁾	文化スポーツ部 ⁴⁾	組織改編に基づき、修正
項目 ⁴⁾	担 当 ⁴⁾																										
1 災害発生時の対応 ⁴⁾	教育2部、福祉2部、小・中学校等 ⁴⁾																										
2 避難所開設への対応 ⁴⁾	文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校 ⁴⁾																										
3 応急教育 ⁴⁾	教育2部、小・中学校等 ⁴⁾																										
4 応急保育 ⁴⁾	福祉2部 ⁴⁾																										
5 文化財の保護 ⁴⁾	教育1部 ⁴⁾																										
項目 ⁴⁾	担 当 ⁴⁾																										
1 災害発生時の対応 ⁴⁾	教育2部、福祉2部、小・中学校等 ⁴⁾																										
2 避難所開設への対応 ⁴⁾	文化スポーツ部、教育1・2部、小・中学校 ⁴⁾																										
3 応急教育 ⁴⁾	教育2部、小・中学校等 ⁴⁾																										
4 応急保育 ⁴⁾	福祉2部 ⁴⁾																										
5 文化財の保護 ⁴⁾	文化スポーツ部 ⁴⁾																										

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
風120	<p>5. 文化財の保護 文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて教育1部に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。教育1部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理等の救済措置を講ずる。</p>	<p>5. 文化財の保護 文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて文化スポーツ部に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。文化スポーツ部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理等の救済措置を講ずる。</p>	組織改編に基づき、修正
大15	<p>2 予防計画 (6)避難誘導體制の整備 総務部は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。 また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、避難行動要支援者に関する～</p>	<p>2 予防計画 (6)避難誘導體制の整備 総務部は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。 また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平時より、避難行動要支援者に関する～</p>	千葉県での修正に基づき修正
資3	<p>【松戸市防災会議委員一覧表】 東日本電信電話株式会社 千葉事業部 千葉西支店長 陸上自衛隊需品学校長</p>	<p>【松戸市防災会議委員一覧表】 NTT東日本株式会社 千葉事業部 千葉西支店長 陸上自衛隊後方支援学校需品科部長</p>	社名変更に伴い修正
資4	<p>(趣旨) 第1条 この要領は、…第5条の規定に基づき… 附則 【追記】</p>	<p>(趣旨) 第1条 この要領は、…第6条の規定に基づき… 附則 この要領は、令和8年5月20日から施行する。</p>	要領改正によるもの

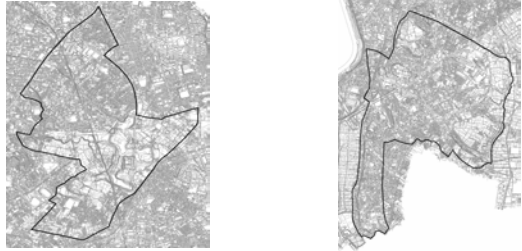
令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
資37	風水害関係の気象警報・注意報の発表基準 令和5年6月8日現在 (警報 洪水 複合基準) 江戸川流域 = (9, 15, 4) (注意報 洪水 複合基準) 江戸川流域 = (6, 13, 8)	風水害関係の気象警報・注意報の発表基準 令和7年5月29日現在 (警報 洪水 複合基準) 江戸川流域 = (7, 15, 4) (注意報 洪水 複合基準) 江戸川流域 = (7, 13, 8)	千葉県からの指摘によるもの
資39	No. 8 【追加】 No. 21 東京千住青果(株)	No. 8 【区分】 物資供給 【災害協定名】 災害時における物資の供給等に関する協定 【協定先】 ブリッジウエル株式会社 【締結日】 R7. 8. 21 【協力内容】 紙おむつ、おしりふきの供給 No. 21 東京千住青果(株)東葛支社	新規で災害時応援協定を締結したため 名称修正
資40	【追加】 No. 33	【区分】 物資供給 【災害協定名】 災害時における物資の供給等に関する協定 【協定先】 ・トラスコ中山株式会社 ・都機工株式会社 【締結日】 R7. 6. 18 【協力内容】 生活必需物資の供給	新規で災害時応援協定を締結したため

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
資40	<p>【災害協定一覧】 No. 56 京成バス（株）</p> <p>No. 61 【追加】</p>	<p>【災害協定一覧】 京成バス千葉ウエスト（株）</p> <p>【区分】 搬送活動・情報収集及び傷病者搬送 【災害協定名】 災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書 【協定先】 松戸市特別養護老人ホーム連絡協議会 【締結日】 R7. 5. 14 【協力内容】 要配慮者等の緊急搬送及び災害情報の提供</p>	<p>協定先の名称変更</p> <p>新規で災害時応援協定を締結したため</p>
資41	<p>No. 87 【追加】</p>	<p>【区分】 要配慮者関係 【災害協定名】 災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定 【協定先】 障害者施設代表者会議 【締結日】 R7. 12. 15 【協力内容】 二次福祉避難所の開設及び運営</p>	<p>新規で災害時応援協定を締結したため</p>
資42	<p>No. 107 【協定先】 千葉県石油商業協同組合松戸支部 【締結日】 H10. 11. 1</p>	<p>【協定先】 ・千葉県石油協同組合松戸支部（名称修正） ・松戸市危険物安全協会 【締結日】 R7. 6. 18</p>	<p>協定先の名称変更並びに三者での協定を結びなおしたため</p>

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
資42	No.104 【協定先】(公社)千葉県LPガス協会松戸支部 【協力内容】「プロパンガスの供給」	【協定先】 ・公益社団法人千葉県LPガス協会(名称修正) 【協力内容】 ・「液化石油ガス等燃料及びその他物資の供給」	協定先の名称変更並びに協力内容の変更があったため
資52	宅地造成工事規制区域図 A地区 B地区 	【削除】	法律改正により、松戸市全域が対象区域となるため、削除
資54~55	2 要配慮者利用施設 (1) 保育園・幼稚園 NO.8 小金西グレース保育園 NO.49 京進のほいくえん HOPPA新松戸駅	2 要配慮者利用施設 (1) 保育園・幼稚園 NO.8 小金西グレースこども園 NO.49 京進のほいくえん HOPPA新松戸駅園	名称の修正

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
資56～58	<p>(3) 障害者福祉施設 N0118 福祉作業所ウィング N0142 ハビー松戸西口教室 N0155 ニューロワークス新松戸センター N0170 ドリカムサポート新松戸 【住所】新松戸4-36-2</p> <p>【追加】 6施設</p>	<p>(3) 障害者福祉施設 N0118 地域活動センターウィング N0142 ハビー松戸駅西口教室 N0155 ニューロリワーク新松戸センター N0170 ドリカムサポート新松戸第一支店 【住所】新松戸4-50 新松戸U2ビル2階</p> <p>N0180 CocorportCollege 新松戸駅前キャンパス 【住所】新松戸1-426 BEARE新松戸BLDG新松戸6階 N0181 シュウエール新松戸第2教室 【住所】松戸市新松戸北1丁目20-3 N0182 てらびあぽけっと馬橋駅前教室 【住所】松戸市西馬橋蔵元町70-2 N0183 輝き 【住所】千葉県松戸市馬橋117-1 田口ビル201 N0184 ドリカムサポート新松戸第二支店 【住所】松戸市新松戸4丁目52-3 コーヨー第4ビル5階 N0185 あらた北松戸事業所 【住所】松戸市上本郷858-2 2F ポルシェ北松戸</p>	<p>名称の修正</p> <p>新規追加施設の追記</p>
資59	<p>(5) 病院・医院（有床に限る） N0222 日本大学松戸歯学部附属病院</p>	<p>(5) 病院・医院（有床に限る） N0222 日本大学松戸歯学部付属病院</p>	<p>名称の修正</p>

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
資61	<p>【指定緊急避難場所・指定避難所一覧】 (令和3年3月現在)</p> <p>49クリーンセンター (体育館)</p>	<p>【指定緊急避難場所・指定避難所一覧】 (令和8年4月現在)</p> <p>【削除】</p>	<p>クリーンセンターが避難所指定を外れることに伴い削除</p>
資100	<p>【防災関係機関等連絡先一覧】 東京管区気象台 銚子地方気象台 「防災業務課」</p> <p>東日本電信電話(株) 千葉事業部</p> <p>京成バス(株)</p> <p>千葉テレビ放送(株)</p>	<p>【防災関係機関等連絡先一覧】 東京管区気象台 銚子地方気象台 【削除】</p> <p>NTT東日本株式会社 千葉事業部</p> <p>京成バス千葉ウエスト(株)</p> <p>千葉テレビ放送(株) 県防災行政無線欄に、「○」追加</p>	<p>社名変更に伴い修正</p> <p>千葉県からの指摘によるもの</p>
資101	<p>松戸商工会議所 MCA 【追加】</p>	<p>松戸商工会議所 MCA 「○」追加</p>	<p>MCA無線機を設置しているため</p>

令和8年松戸市地域防災計画の修正

旧ページ数	旧	新	修正理由
資101	防災関係機関等連絡先一覧 【関係機関】 機関名：（公社）千葉県建築士事務所協会 松戸支部 連絡先：（株）鈴木建築設計事務所 一般電話：367-0077 FAX:367-6141	防災関係機関等連絡先一覧 【関係機関】 機関名：（公社）千葉県建築士事務所協会 松戸支部 連絡先：（株）クリエート建築事務所 一般電話：386-3115 FAX:387-4008	代表者変更のため
資102	3. 市の施設 クリーンセンター（体育館）	3. 市の施設 【削除】	クリーンセンター廃止に伴い、削除
資103	4. 指定避難所 クリーンセンター（体育館）	4. 指定避難所 【削除】	クリーンセンター廃止に伴い、削除
資106	同報系防災行政無線の自動放送文	【削除】	自動放送の運用停止した（令和7年12月）ことに伴い、削除。

松戸市地域防災計画

震 災 編

(令和 8 年度修正)

松戸市防災会議

(16) 関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- ウ 地殻変動の監視に関すること
- エ 災害教訓の伝承に関すること

4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
- エ 松戸市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

5 指定公共機関

(1) NTT東日本株式会社、株式会社NTTドコモ、NTTドコモビジネス株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- ア 電気通信施設の整備に関すること
- イ 災害時における通信サービスの提供に関すること
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(2) 日本赤十字社（千葉県支部）

- ア 医療救護に関すること
- イ こころのケアに関すること
- ウ 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- エ 血液製剤の供給に関すること
- オ 義援金の受付及び配分に関すること
- カ その他応急対応に必要な業務に関すること

(3) 日本放送協会（千葉放送局）

- ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること
- エ 被災者の受信対策に関すること

(4) 東日本旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の保全に関すること
 - イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
 - ウ 帰宅困難者対策に関すること
- (5) 日本貨物鉄道株式会社
- ア 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること
- (6) 独立行政法人水資源機構
- ア 水資源開発施設（導水路含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業者に限る。）又は改築及び維持管理に関すること
 - イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること
- (7) 日本通運株式会社（千葉支店）
- ア 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (8) 東京電力パワーグリッド株式会社（東葛支社）
- ア 災害時における電力供給に関すること
 - イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
- (9) 日本郵便株式会社（松戸支店・松戸北支店・松戸南支店）
- ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
 - ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
- (10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、**一般社団法人AZ-COMネットワーク**
- ア 災害時における物資の輸送に関すること
- (11) **（特非）全国災害ボランティア支援団体ネットワーク**
- ア **災害ボランティア団体等の活動支援・活動調整に関すること**

6 指定地方公共機関

- (1) 京葉瓦斯株式会社、公益社団法人千葉県LPガス協会（松戸支部）
- ア ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
- (2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社

〈自主防災組織の活動項目〉

平時	① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 ③ 消火用資器材、応急手当用医薬品、救助用資器材、防災資器材等の完備及び保守管理 ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 ⑤ 避難所自主運営マニュアルの作成
発災時	① 出火防止及び初期消火の実施 ② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ③ 救出救護の実施及び協力 ④ 集団避難の実施 ⑤ 炊き出しや救助物資の配布に対する協力 ⑥ 避難所の自主運営

(2) 避難行動要支援者の支援体制の充実

災害時において、高齢者、障害者等の地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（内閣府、平成25年8月）及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針」（平成27年3月改訂）に基づき、自主防災組織等住民の連携による支援体制の充実を図る。

(3) 地区防災計画の普及

地域の防災力の向上を図るため、町会・自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、自治会や自主防災組織等に計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

3 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校、大規模店舗・大規模集合住宅等多数の人が出入りまたは居住する施設について、管理権原者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、消防局は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うよう指導する。

なお、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層等の建築物等については、防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられており、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保

第3節 都市防災計画

【計画の指針】

地震の被害想定では、市内の約4,000棟の建物が全壊し、約49件の炎上出火が発生するおそれがある。

地震による死者の多くは、建物の倒壊や家財の転倒等の犠牲となっており、建物の耐震化は最重要課題である。また市内には、火災の危険性が高い木造家屋の密度が高い市街地が複数存在するほか、消防活動困難区域も存在するため、延焼火災を軽減し、安全に避難できる市街地整備や消防体制も重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 出火防止	消防局、消防団
2 初期消火	消防局、消防団
3 延焼の拡大防止	消防局、消防団
4 建築物の不燃化	街づくり1部
5 防災空間の整備・拡大	街づくり1・2部、建設部
6 市街地の整備	街づくり1・2部
7 建築物等の耐震化	街づくり1・2部、建設部、水道部、県東葛飾土木事務所、県企業局、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、NTT東日本(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

1 出火防止

(1) 建築物等の出火防止

ア 一般家庭に対する指導

地震に関する一般知識の広報活動の実施等により、防災性にすぐれた住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

特に、町会・自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

特に、ホテル及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火管理者を選任するように指導するとともに、災害時には統括防火管理者が中心となった建築物全体の防災体制がとれるように指導する。

ウ 防災管理者制度の普及

消防法第36条の防災管理者制度に伴う防災管理者の育成・指導に努める。

防災管理者が作成する消防計画には、地震被害を軽減させる予防対策、特殊な災害時の関係

第4節 防災体制の整備計画

【計画の指針】

被害想定では、約5割が断水し、避難所収容者数は1.4万人に上るおそれがある。

ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限された場合、救援物資の供給が本格化するまでの間は、地域内でしのぐ必要がある。このため、災害初期に必要な食料等を、行政と住民等が分担して備蓄する必要がある。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防災施設等の整備	本部事務局
2 食料・飲料水等の備蓄	市民部、経済振興部、文化スポーツ部
3 応急医療体制の整備	保健医療部、病院部、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、(公社)県柔道整復師会、消防局
4 緊急輸送体制の整備	本部事務局、財務部、街づくり1・2部、建設部
5 住宅対策体制の整備	街づくり1・2部
6 ボランティア活動環境の整備	福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
7 業務継続体制の充実	本部事務局、総務部
8 女性視点の防災体制の充実	本部事務局、総務部

1 防災施設等の整備

(1) 市庁舎の整備

災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を予め設定する。

更に、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害発生時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。

(2) 防災倉庫等の整備

ア 防災倉庫の整備

避難所となる全市立小・中・**高等学校**の分散備蓄倉庫（一部余裕教室活用）の維持管理を継続する。また、鍵の保管について、災害発生時に各避難所の判断で使用できるよう、危機管理課での管理に加え、避難所運営委員会や自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長等、避難所運営委員会が設立された倉庫へ鍵を配布し、それぞれ管理できるように努める。

イ 事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する防災倉庫は、団体・地域の実情に応じて整備を進め、災害に備える。

ウ 防災資機材等の整備

防災倉庫に必要な資機材等の充実を図り、点検整備及び操作訓練等を実施する。

(3) 応急給水設備の整備

飲料水は、市の防災用井戸、井戸付き又は飲料水兼用の耐震性貯水槽、民間事業所等の井戸の災害協定及び避難所となる小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置して確保する。

【資料編 備蓄倉庫・備蓄品一覧】

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

2 食料・飲料水等の備蓄

(1) 食料・飲料水等の備蓄

災害により住家を失った住民に対し、飲料水、食料、生活必需品等を供給するため、県の備蓄供給体制と連携しながら供給支援できるように、次の方針に基づき体制の整備を図る。

ア 住民の備蓄

住民は、災害発生後、最低3日間、できるだけ1週間以上は自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努める。

〈備蓄品の例〉

飲料水、非常食、非常用トイレ、給水容器、貴重品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品、衣類、タオル、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、洗口液（液体ハミガキ）、その他各自が必要なもの

イ 事業所の備蓄

従業員等の水・食料・仮設トイレ等を3日以上備蓄し、自立できる体制整備を図る。

ウ 集客施設等

宿泊者、入院者、入所者、来客者等の多数が集まる施設は、可能な限り自らの責任において滞在者の救援救護活動を行うよう努める。

エ 市の備蓄

備蓄の対象人口を14,000人（想定地震の発生1日後の収容避難者数、冬季18時の地震発生の場合）を基準とし、3日分の食料の7割（88,200食）・生活必需品を流通備蓄を含めて確保する。

(2) 食料、物資等の確保体制の整備

ア 備蓄情報の共有

「**新物資システム（B-PLo）**」により、備蓄情報の共有化を図り、千葉県等の備蓄等の活用を図る。

イ 供給体制の整備

国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。

また、被災者に迅速に食料、物資等を供給するため、集配拠点での仕分けや物資の配送等に関して、関係事業者との連携も含め、供給体制の整備を図る。

ウ 備蓄物資の選定

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者や女性の避難生活にも配慮した物資の備蓄・確保を推進する。

エ 民間業者等との協定締結

市が保有する備蓄品に加え、民間流通事業者等との物資調達に関する協定により、食料・生活必需品等の物資を確保する。

救援物資の受け入れ・管理及び物資集配拠点の運用において、民間物流業者（物流専門家）の参画を図る。

【資料編 災害協定一覧】

- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえて、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

8 女性視点の防災体制の充実

災害時には平時における社会の課題が一層顕著になって現れることとなり、女性や子ども、配慮が必要な人がより多くの影響を受ける。女性と男性が災害から受ける影響の違い、ニーズの違いなどに十分配慮された災害対応が必要である。

そこで、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～(内閣府、令和2年5月)」に基づき、次の取組を推進し、防災計画等の検討段階における女性の参画を進め、女性の視点を取り入れた防災体制や環境を充実させる。

- ① 防災関連の調査において、女性視点の調査項目、問題分析、課題検討を実施
- ② 災害対策に関する検討会議、委員会等に女性委員、女性部会を確保
- ③ 防災訓練や防災講習において、女性視点の災害対応に必要な知識、ノウハウ、スキルを習得、普及する機会を確保
- ④ 自主防災組織、避難所運営委員会等に女性役員や女性部会を確保
- ⑤ 避難所等に男女別の更衣室・トイレ、授乳室等を適切な場所に確保
- ⑥ 避難所等に女性用下着、生理用品などの衛生用品、妊産婦マットなどを備蓄
- ⑦ 災害時は避難所等に女性相談窓口、女性職員を配備
- ⑧ 犯罪防止のための見回り等を実施

また、女性防災リーダーや女性の防災の担い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。

第5節 避難体制整備計画

【計画の指針】

被害想定では、約49件の炎上出火が予想されるほか、同地震による避難所の避難者数は最大で1.4万人と予測される。

延焼火災から住民等が安全に避難できるように避難場所を確保するとともに、家屋やライフラインの被害により居住困難となった住民等に避難所を確保する必要がある。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難場所等の指定・整備	本部事務局、保健医療部、福祉1・2部、市民部、文化スポーツ部、教育1・2・3部
2 避難路の整備	建設部
3 避難体制の周知	本部事務局、広報部

1 避難場所等の指定・整備

(1) 避難場所等の指定

災害から住民の身の安全を確保するための避難場所及び避難生活を必要とする避難者のための避難所を指定する。

市指定の避難場所等は、次の3種類とする。

なお、災害の想定等により、市外への避難が必要となる地区については、近隣市町村の協力を得る。

ア 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した緊急時において、一時的に避難する場所である。

イ 指定避難所

住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者又は生活が困難な被災者が一定期間生活するための屋内施設である。

ウ 福祉避難所

避難所生活が長期化し、避難所での生活が困難になった高齢者、障害者等の要配慮者（第7節1(1)ア参照）に対応するため、特別な配慮がなされた避難所である。

【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】

(2) 避難施設の整備

避難所に指定した建物については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和6年12月改訂）等を踏まえ、次のような整備を推進する。

ア 避難所に指定した建物については、耐震性（天井等の非構造部材を含む。）、耐火性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模に配慮し、必要に応じ避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

イ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。また、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（必要な電源や燃料を含む。）、要配慮者用の福祉避難所の確保に努める。

ウ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、非常

第6節 通信施設整備計画

【計画の指針】

大規模な災害時には、確かな情報がリアルタイムに収集できないことや、行政から住民等に伝えたいことが十分に伝わらない問題がある。

このため、多様な手段をもって信頼性のある情報を収集・伝達する体制を整備・強化するとともに、情報をわかりやすく提供するしくみを充実させる必要がある。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害通信網の整備	本部事務局、消防局
2 非常通信体制の強化	本部事務局、消防局、防災関係機関
3 多様な情報ツールの活用	本部事務局、市民部、防災関係機関

1 災害通信網の整備

災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、市防災行政無線を中心に、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。

(1) 災害時優先電話の整備

災害時に一般電話が輻輳（ふくそう）により通話不能であっても、優先的に通話が確保される **NTT東日本**株式会社から市役所、消防署、病院に設置されている「災害時優先電話」を災害発生時に有効活用できるよう、設置箇所を普段から認識しておくとともに、必要に応じて増設する。

(2) 防災行政無線等通信機器の整備・維持管理

防災行政無線固定系（同報系）については、平成26年度までにデジタル化を含めた再整備を行った。防災行政無線移動系については、平成23年度より、MCAデジタル無線を導入しており、令和4年度に再整備を行っている。消防救急無線のデジタル化も終了している。

こうした既存の通信機器及び機材は、常に活用できるよう定期的に点検整備を行う。

また、定期的な通信訓練及び研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制作りと無線局の適正な運用を図るものとする。

(3) 通信機器の維持管理・耐震化

既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、定期的に点検整備を行い、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

また、定期的な通信訓練、研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制づくりと無線局の適正な運用を図るものとする。

(4) 非常用電源確保

災害時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機を整備し電源の確保を図る。

2 非常通信体制の強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常

通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常通信を活用するようNTT東日本(株)及び各施設管理者の協力を確保しておく。

※災害時優先電話：災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめNTT東日本(株)千葉支店に対し、電話番号を指定し届出て、災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

3 多様な情報ツールの活用

(1) インターネットの活用

松戸市安全安心メール配信サービスへの登録を推進し、緊急災害情報を住民等がリアルタイムに共有できる体制を確保する。

(2) アマチュア無線局の活用

災害時のアマチュア無線局の活用について連携に努める。

(3) その他通信手段の充実

その他、ケーブルテレビ、地上デジタル放送、FM等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第7節 要配慮者対策

【計画の指針】

高齢者、障害者等は、自力で避難できないことや、避難所では精神的・体力的負担から健康を害しやすい等、深刻な問題がある。

今後、高齢者のみの世帯は増加すると予想され、自主防災組織や福祉関係者が連携して、高齢者・障害者等の避難支援体制を整備していくことが重要である。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難行動要支援者に対する対応	保健医療部、福祉1・2部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 福祉施設における防災対策	保健医療部、福祉1・2部
3 乳幼児や妊産婦に対する対策	保健医療部、福祉2部
4 外国人に対する対策	文化スポーツ部
5 地域の実情に合わせた配慮	保健医療部、福祉1・2部、(福)松戸市社会福祉協議会

1 避難行動要支援者に対する対応

(1) 要配慮者・避難行動要支援者の定義

ア 要配慮者の定義

高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・その他特に配慮を要するものを「要配慮者」と定義する。

イ 避難行動要支援者の定義

災害対策基本法では、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」を「避難行動要支援者」と定義している。

本市では、以下に掲げる者のうち、在宅でかつ、避難する時に家族等の支援が困難で、何らかの助けを必要とする者を「避難行動要支援者」と定義する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険における要介護3・4・5認定者 ② 障害者（身体障害1，2級及び知的障害（療育手帳A等）、精神保健福祉手帳1級） ③ その他災害時の避難支援が必要と認められる者 |
|--|

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者の把握

市は、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握 ② 障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳等における情報、障害程度区分情報等により把握 ③ 民生委員・児童委員、福祉団体、町会・自治会などからの情報収集により把握 |
|--|

イ 避難行動要支援者名簿の作成

把握した避難行動要支援者の情報をもとに、登録の意思確認を行い、避難行動要支援者名簿（以下、要支援者名簿という）を作成する。要支援者名簿には、次の事項を記載し、記録する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

①氏名	②住所	③性別	④生年月日
⑤電話番号その他連絡先	⑥避難行動要支援者区分	⑦その他市長が必要と認める事項	

ウ 要支援者名簿の更新

① 関係部課で把握している、要介護認定情報、各種障害手帳台帳等における情報、障害程度区分情報、住民基本台帳情報等は、定期的に要支援者名簿に反映・更新できるよう努める。

② 死亡や転居等により削除が必要なことがわかった場合、速やかに要支援者名簿より削除する。

(3) 避難支援等関係者への事前の要支援者名簿情報の提供

ア 避難支援等関係者の定義

市は、避難支援等を実施する、町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係者、その他避難支援等の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」と定義する。

イ 避難支援等関係者への要支援者名簿情報の提供

① いざという時の、円滑かつ迅速な避難支援等の実施に役立てるため、市は、平時より避難支援等関係者に、要支援者名簿情報を、あらかじめ必要な限度で提供するものとする。

② 提供する要支援者名簿情報は、要支援者名簿に掲載された当該避難行動要支援者から、避難支援等関係者への情報提供に同意を得たものに限るものとする。

③ 要支援者名簿情報の提供に当たっては、当該避難行動要支援者を担当する地域や関係者など必要最低限に限るものとし、無用な情報流出を防ぐよう努めるものとする。

④ 要支援者名簿情報の提供を受けた場合、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられるため、要支援者名簿情報等で知りえた個人情報を正当な理由がなく漏らしてはならない。そのため、そのことを十分認識し、可能な場所で要支援者名簿情報の保管を行う、必要以上に要支援者名簿情報の複製を行わない等、適切に管理する。また、団体が要支援者名簿情報の提供を受けた場合、その団体内部で取り扱うことができる者を限定する。

⑤市は、要支援者名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利や利益を保護するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者への支援体制の整備

「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針（内閣府、平成25年8月）」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（千葉県、令和4年3月）」及び「**松戸市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱**」に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援プランを作成し、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制づくりを行う。

また、この避難支援プランは、災害対策基本法による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

(5) 防災設備等の整備

一人暮らしや、寝たきり高齢者・障害者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を確実に行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努めるとともに、消防局と連携し、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(6) 避難施設等の整備

避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、平成28年4月）」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府、平成28年4月）」、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成29年7月）及び「松戸市避難行動要支援者避難支援基本方針」（平成27年3月）に基づき、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資器材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう（福）松戸市社会福祉協議会等との連携など、要配慮者に十分配慮した運営に努める。

(7) 防災知識の普及、防災訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(8) 災害に関する情報等の情報伝達

市は、**要配慮者**の状態に応じた情報の発令や伝達の配慮、多様な情報伝達手段を確保する等、**要配慮者**の円滑かつ迅速な避難に資するよう努める。

(9) 個別避難計画の作成

令和3年に災害対策基本法が改正されたことに伴い、**避難行動要支援者について個別避難計画の作成が市町村の努力義務となった。**

本市は、**要支援者名簿に登録がある方に対して個別避難計画の作成に努める。特に下記のアからエについて優先的に作成に努める。**

ア 介護保険法に規定する要介護認定を受けている方のうち、要介護状態区分が要介護3以上に該当する方。

イ 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、障害程度の等級が1級または2級の方。

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、障害等級が1級の方。

エ 療育手帳の交付を受けている方のうち、障害の程度がAに該当する方。

2 福祉施設における防災対策

福祉施設に通所あるいは入所する者（以下、「入所者等」という。）の安全を確保するとともに、その他福祉施設に対しても、以下の対策を講じるよう周知する。

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の

任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から市と連携し、他の福祉施設との相互協力や近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入所者等の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入所者等の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

(4) 防災学習・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入所者等に対し、地震に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な学習と防災訓練を定期的に行う。

(5) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施

水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正により、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設には避難確保計画の作成及び避難訓練が義務化されたことを踏まえ、施設管理者は市に対して避難確保計画を提出するとともに、避難訓練の実施状況を適宜報告する。

【資料編 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者利用施設一覧】

3 乳幼児や妊産婦に対する対策

平時でも脆弱性の高い乳幼児や妊産婦を要配慮者と位置づけ、避難所運営マニュアル等での配慮の明確化、備蓄物品の充実、乳幼児や妊産婦を含めた防災訓練・防災教育の実施などを行う。

また、関係するボランティア団体との連携などを行う。

4 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識が異なり、日本語の理解が十分でない外国人を要配慮者と位置づけ、多言語による広報の充実、避難場所等の標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育を実施する。

また、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。

5 地域の実情に合わせた配慮

共働きの両親を持つ子どもやその他家庭の事情により、日頃から地域での見守りや支援が必要となる世帯は、災害発生時にも配慮が必要となる可能性があることから、平時から学校や地域と連携して、見守りや支援、こころのケアなどができる体制の構築に努める。

その他、支援や配慮が必要となる方が居住している地域では、自主防災組織や町会・自治会等の支援可能な関係者により、地域の実情に合った支援体制の構築を検討する。

第8節 帰宅困難者等対策

【計画の指針】

関係機関と連携した協議会を逐次立ち上げ、帰宅困難者の安全を確保、一時滞在施設の開設・運営及び帰宅困難者等対策に関する基本的指針等、帰宅困難者への支援体制を強化する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 一斉帰宅の抑制	本部事務局、広報部
2 帰宅困難者の安全確保	本部事務局、市民部、経済振興部、街づくり1・2部

1 一斉帰宅の抑制

(1) 基本原則の周知・徹底

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を、**平時**から市民や市内の事業者等に対して広報・周知に努める。鉄道事業者や駅周辺事業者等の関係機関に対し、各機関の従業員や職員等への基本原則の周知と、利用客等へのルール of 普及・啓発を促進する。

(2) 安否確認方法の事前周知

災害発生時の安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板、SNS等のサービスの活用について、広報紙やホームページなどを通じて、市民及び市内の事業者等に対し、広報・周知する。

2 帰宅困難者の安全確保

(1) 一時滞在施設の確保

帰宅困難者を一時的に受け入れ、可能な範囲での物資提供等の帰宅困難者支援を行うための一時滞在施設を、関係機関との協定締結を含め、さらなる確保に努める。

また、一時滞在施設における帰宅困難者用の飲料水、食料、物資の整備を進める。

さらに、帰宅困難者を一時滞在施設等へ速やかに誘導できる体制を整えるとともに、一時滞在施設の開設・運営についての体制も整備する。

(2) 支援体制の整備

「帰宅困難者等対策に関する基本的な指針」を交通事業者や企業・学校、警察、消防機関等と連携して作成を進める。

また、帰宅困難者支援についての訓練を定期的実施するとともに、各機関の積極的な参加を促進し、帰宅困難者への支援体制の強化を図る。

(3) 帰宅困難者向け備蓄等の整備促進

遠方から通勤・通学している従業員や学生等がいる事業所、大学、高等学校等については、それらの者が帰宅困難者になる可能性があることから、帰宅困難になった場合、基本原則や必要な備蓄等の整備について、普及・啓発する。

(4) 関係機関と連携した取組み

市では、千葉県が示した「駅周辺帰宅困難者等対策協議会設置のためのガイドライン」に基づき、松戸駅、新松戸・幸谷駅に駅を中心とした鉄道事業者及び駅周辺事業者、学校、警察、消防

主的に配備する。震度情報を把握できない場合は、体感や周囲の状況等から震度を推定し、その震度に相当する配備体制を自主的にとる。

市が配備体制を通知する場合は、次のように行う。

ア 勤務時間内の伝達

庁内放送、口頭、電話、Eメール等で通知する。

イ 勤務時間外の伝達

電話、Eメール等で通知する。また、連絡体制は、次の「配備体制別の動員数」に基づいてあらかじめ作成しておく「災害配備連絡票」による。

【資料編 防災に関する事務取扱要綱】

(職員の配備別動員数)

本部組織名		情報体制等 強化	警戒本部	災害対策本部		
部	班			第1	第2	第3
災害対策本部事務局		1/2	全員	全員	全員	全員
総務部	調整班	※	12人	1/2	全員	全員
	情報・運用支援班	※		1/2	全員	全員
広報部	事務局	※	3人	1/3	2/3	全員
	構成員	※	7人	1/3	2/3	全員
財務部	事務局	※	※	1/3	2/3	全員
	財務班	※	5人	1/3	2/3	全員
	調査班	※	※	1/3	2/3	全員
市民部	構成課	※	20人	1/3	2/3	全員
経済振興部	構成課	※	5人	1/3	2/3	全員
文化スポーツ部	構成課	※	4人	1/3	2/3	全員
環境部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員
福祉1部	構成課	※	10人	1/3	2/3	全員
福祉2部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員
保健医療部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員
街づくり1部	構成課	※	36人	1/2	2/3	全員
街づくり2部	構成課	※	4人	1/2	2/3	全員
建設部	構成課	※	40人	1/2	2/3	全員
教育1部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員
教育2部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員
教育3部	構成課	※	※	1/3	2/3	全員
水道部	構成課	※	6人	1/2	2/3	全員
病院部	市立総合 医療センター	※	※	別途計画		
消防局	構成課	別途計画				全員

(注1)「※」は、連絡のとれる体制又は各部等の計画によるものとする。

(注2)表中の人数は目安であり、状況によって増減する。

〈本部員の配備〉

配備体制		警戒本部 (警戒)	災害対策本部 (第1・第2・第3)
本部員			
	本部長（市長）	—	○
	副本部長（副市長）	—	○
本部付	教育長	—	○
	代表監査委員	—	○
	水道事業管理者	—	○
	病院事業管理者	—	○
	市議会事務局長	○	○
各部長・局長	総務部長	○（本部長）	○
	総合政策部長	○（副本部長）	○
	財務部長	○	○
	市民部長	○	○
	経済振興部長	○	○
	文化スポーツ部長	○	○
	環境部長	○	○
	健康医療部長	○	○
	福祉長寿部長	○	○
	子ども部長	○	○
	街づくり部長	○	○
	都市再生部長	○	○
	建設部長	○	○
	消防局長	○	○
	病院事業管理局長	○	○
	みらい教育創造部長	○	○
	生涯学習部長	○	○
	学校教育部長	○	○

(3) 動員の区分

ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

イ 指定動員

事前に次の指名を受けた職員は、あらかじめ指定された場所に参集する。

(ア) 災害対策本部事務局勤務者は、市庁舎別館1階災害対策室及び危機管理課に参集

(イ) 「避難所直行職員」は、担当する避難所に参集

(ウ) 「本部会議構成員」は、本部会議実施時、市庁舎別館1階災害対策室又は地下研修室に参集

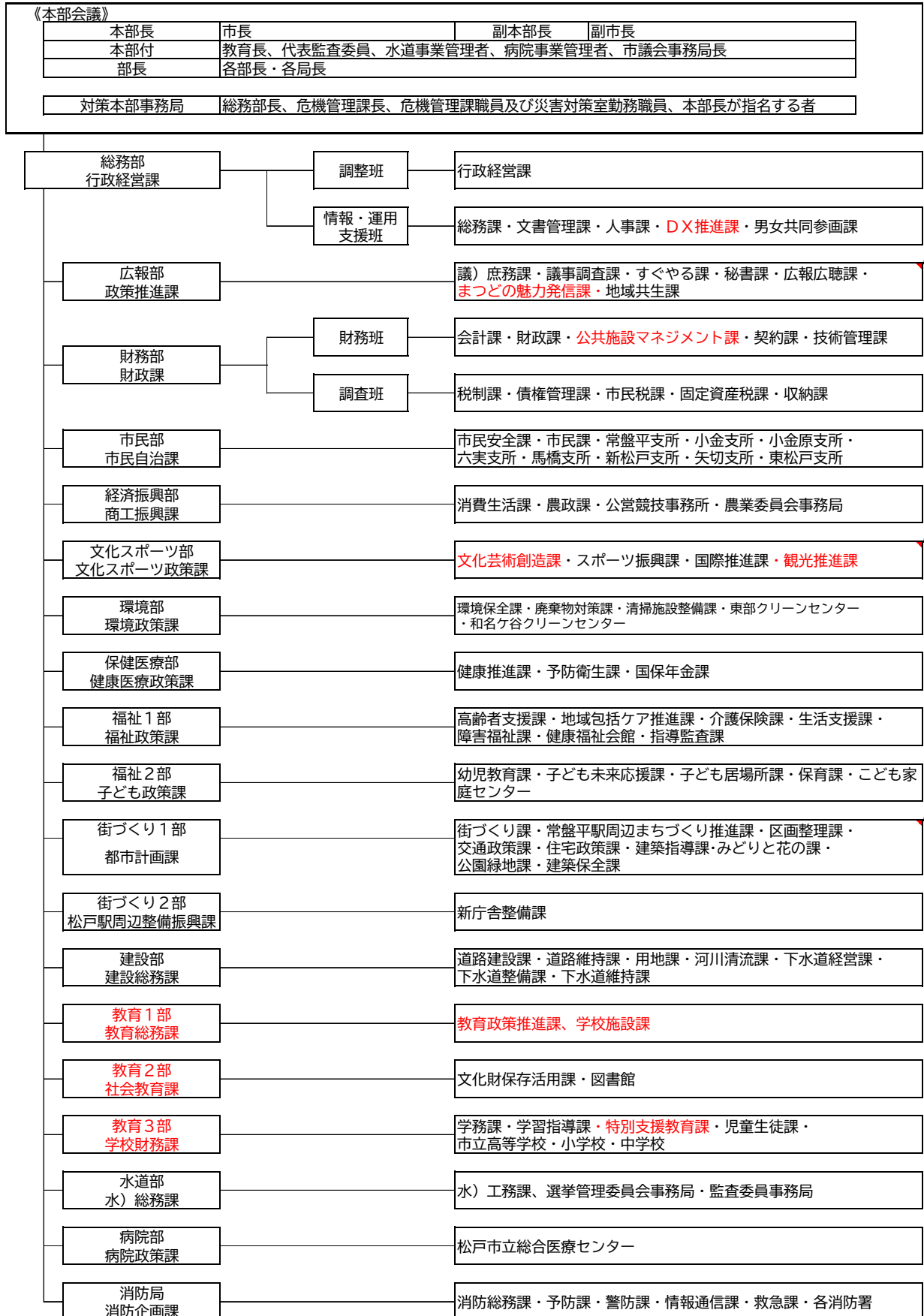
(エ) 保健師・看護師は別途定める「災害時保健活動のための保健師・看護師一括集約マニュアル」に基づき中央保健センターに参集又は指定された避難所に直行

(オ) その他臨時に指名された職員は、あらかじめ指定された勤務場所と異なる場所に参集

(4) 参集時の留意事項

ア 参集方法

〈災害対策本部の組織体系〉



〈部・班の構成と所掌業務〉

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
対策本部事務局 総務部長	危機管理課長 危機管理課等	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関する事 ○県等への応援要請、連絡調整に関する事 ○避難指示等の発令に関する事 ○防災無線等の通信統制に関する事 ○災害対策の総合調整に関する事 ○災害救助法関係事務の総括に関する事
総務部 総務部長 行政経営課	調整班 行政経営課長 情報・運用支援班 総務課長 文書管理課・人事課・DX推進課・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内各部事務局（統括課）との調整に関する事 ○本部指令の伝達に関する事 ○情報収集・処理・伝達に関する事 ○住民からの通報等の受信に関する事 ○災害状況の記録に関する事 ○職員の安否確認、登庁状況及びサービスに関する事 ○職員等の給食に関する事 ○他自治体等の応援職員の受入れの統括・調整に関する事 ○災害復興計画の策定に関する事（当初の取りまとめ）
広報部 総合政策部長 政策推進課 議）庶務課・議事調査課・公共施設再編課・すぐやる課・秘書課・広報広聴課・地域共生課・まっどの魅力発信課		<ul style="list-style-type: none"> ○報道機関との連絡調整に関する事 ○広報に関する事 ○市議会との連絡調整に関する事 ○本部長の秘書に関する事 ○災害視察等の対応に関する事 ○災害復興計画の調整・策定に関する事 ○災害相談窓口（市役所本庁舎）の設置・運営に関する事
財務部 財務部長 財政課	財務班 会計管理者 会計課・財政課・公共施設マネジメント課・契約課・技術管理課 調査班 税制課長 税制課・債権管理課・市民税課・固定資産税課・収納課	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策関係予算その他財務に関する事 ○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関する事 ○車両と燃料の確保・管理に関する事 ○緊急通行車両の届出に関する事 ○市有施設の利用調整（仮設用地、仮置場等）に関する事 ○住民の避難誘導に関する事 ○被害状況調査に関する事 ○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事
市民部 市民部長 市民自治課 市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新松戸支所・矢切支所・東松戸支所		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営・管理の総括に関する事 ○地区（本庁管轄4・支所管轄11）毎の避難所総括に関する事 ○各地域の災害情報に関する事 ○避難所（市民センター、男女共同参画センター、勤労会館）の開設・運営支援に関する事 ○住民の安否情報に関する事 ○外国人の安否確認、避難支援に関する事 ○防犯に関する事 ○災害相談窓口の設置・運営に関する事

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
経済振興部 経済振興部長 商工振興課 消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局		<ul style="list-style-type: none"> ○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事 ○救援物資支援に関する統括に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集配拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 ○農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関する事 ○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事 ○商工業の被害調査、応急対策に関する事 ○農林水産関連の復旧対策に関する事 ○商工業者の復旧支援に関する事
文化スポーツ部 文化スポーツ部長 文化スポーツ政策課 文化芸術創造課・観光推進課・国際推進課・スポーツ振興課		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所(体育施設)の開設・運営支援に関する事 ○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 ○救援物資集配拠点(全般)の設置・管理に関する事 ○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事 ○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○文化財等の被害調査、応急対策に関する事
環境部 環境部長 環境政策課 廃棄物対策課・清掃施設整備課・環境保全課・東部クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター		<ul style="list-style-type: none"> ○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事 ○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事 ○避難所(各クリーンセンター)の開設・運営支援に関する事 ○防疫(消毒、駆除)に関する事 ○動物対策に関する事
保健医療部 健康医療部長 健康医療政策課 健康推進課・予防衛生課・国保年金課		<ul style="list-style-type: none"> ○市救護本部の設置・運営に関する事 ○救護所に関する事 ○防疫(保健衛生)の総括に関する事 ○遺体の処理・埋火葬の総括に関する事
福祉1部 福祉長寿部長 福祉政策課 高齢者支援課・地域包括ケア推進課・介護保険課・生活支援課・障害福祉課・指導監査課・健康福祉会館		<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉避難所(老人福祉センター等)の開設・運営に関する事 ○二次福祉避難所(協定を締結している県立特別支援学校や特別養護老人ホーム)の設置・運営に関する事 ○高齢者等要配慮者の支援に関する事 ○障害者等要配慮者の支援に関する事 ○災害弔慰金の支給等の事務の補助に関する事 ○災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関する事 ○赤十字義援金の受付・保管・配分に関する事 ○災害弔慰金の支給等に関する事務の立ち上げに関する事 ○災害見舞金、被災者生活再建支援金に関する事務の立ち上げに関する事

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
福祉2部 子ども部長 子ども政策課 子ども未来応援課・子ども居場所課・こども家庭センター・幼児教育課・保育課		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所（市民センター、体育施設を除く）の運営支援に関する事 ○応急保育に関する事 ○防疫（保健衛生）の補助に関する事
街づくり1部 街づくり部長 都市計画課 街づくり課・常盤平駅周辺まちづくり推進課・区画整理課・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築保全課		<ul style="list-style-type: none"> ○交通機関（鉄道・バス）との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事 ○臨時ヘリポートの設置・管理に関する事 ○被害家屋認定調査（二次調査）の協力に関する事 ○市有建築物、公園の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○土砂災害の警戒に関する事 ○建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 ○被災家屋の修理・障害物除去等に関する事 ○仮設住宅等の確保・管理に関する事 ○復興都市計画に関する事
街づくり2部 都市再生部長 松戸駅周辺整備振興課 新庁舎整備課		<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害の警戒に関する事 ○建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 ○松戸駅周辺における帰宅困難者・滞留者の情報収集及び一時滞在施設への誘導に関する事
建設部 建設部長 建設総務課 道路建設課・道路維持課・用地課・河川清流課・下水道経営課・下水道整備課・下水道維持課		<ul style="list-style-type: none"> ○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○緊急輸送道路の確保に関する事 ○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関する事 ○マンホールトイレの点検・管理に関する事 ○水防活動、救出活動の協力に関する事
教育1部 みらい教育創造部長 教育総務課 教育政策推進課・学校施設課		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○学校施設に関する事
教育2部 生涯学習部長 社会教育課 社会教育課・文化財保存活用課・図書館		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関する事 ○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事 ○文化財等の被害調査、応急対策に関する事

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
教育3部 学校教育部長 学校財務課 学務課・学習指導課・ 特別支援教育課 ・児童生徒課・市立高等学校・小、中学校		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関すること ○応急教育に関すること ○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関すること ○学校施設に関すること
水道部 水道事業管理者（水）総務課 工務課・選挙管理委員会事務局・監査委員事務局		○応急給水に関すること ○水道施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ○県企業局との連絡調整に関すること
病院部 病院事業管理局長 病院政策課 市立総合医療センター		○重傷者の応急処置、助産に関すること ○負傷者の診療等に関すること
消防局 消防局長 消防企画課 消防総務課・予防課・警防課・情報通信課・救急課・消防署		○水防活動に関すること ○消防・救急・救助に関すること ○消防団の動員・活動調整に関すること ○危険物対策に関すること ○火災調査に関すること ○広報に関すること
事務局共通		○部内の情報収集と集約に関すること ○部内への指令等の伝達に関すること ○本部への報告に関すること
各部共通		○所掌業務に必要な情報の収集・整理、業務記録簿（災害救助法業務の台帳作成含む）の作成に関すること ○所掌業務に必要な資器材の調達に関すること ○所掌業務に係る機関・団体との連絡調整及び応援に関すること ○所掌業務に係る専門ボランティアとの調整に関すること ○管理施設の保全、利用者の安全確保に関すること ○管理施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること ○管理施設に災害対策拠点（避難所、救護所、物資集配拠点、臨時ヘリポート等）が設置される場合の設置・運営の協力に関すること ○避難が長期化した場合の避難所の運営支援の協力に関すること

（注1）消防局は、大規模災害時の指揮命令系統に準拠した体制とする。

（注2）避難所の「開設」、「運営」、「運営支援」の違いについて

3 災害対応拠点設置予定場所

	種類	施設名
本部	災害対策本部	①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟 ④中央保健福祉センター
	情報集約拠点	各支所
	プレスセンター	市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター
避難	指定緊急避難場所	市指定 96 か所 [※]
	指定避難所	市指定 106 か所 [※] 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】
	福祉避難所	健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6か所 市民センターの一部（協定施設）
	帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 流通経済大学（協定施設）
活動部隊	消防・警察・自衛隊集結地	21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場
	相互応援市町村	松戸競輪場
	臨時ヘリポート	離着陸可能なグラウンド等 [※] 【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】
医療	市救護本部	中央保健福祉センター
	病院前救護所	市指定 9 病院 [※] 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】
	学校救護所	市指定 17 学校 [※] 【資料編 学校救護所予定施設一覧】
生活・ライフライン	食料・物資集配拠点	松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場
	給水拠点	浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽 耐震性井戸付貯水槽 [※] 【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】
	上水道災害対策班	水道部小金庁舎
	下水道災害対策班	下水道維持課内（本庁被災時、金ヶ作終末処理場内）
	災害ボランティアセンター	総合福祉会館
	家庭動物の収容所	避難所周辺敷地内
	仮設住宅設置場所 がれき等の仮置き場	市保有地、小中学校グラウンド 公園やスポーツ施設等の公有地等
窓口	災害相談窓口 （3日以内に設置）	市役所別館地下
	災害相談センター （10日以降設置）	広報広聴課内
調査・証明	応急危険度判定実施本部	街づくり部建築指導課内
	被災宅地危険度判定実施本部	街づくり部住宅政策課内
	罹災調査本部	財務部税制課内
	罹災証明書発行場所	財務部税制課内
遺体	遺体収容所	北山会館（市斎場）
	火葬場	北山会館（市斎場）

※具体的な設置場所については「資料編」を参照

【資料編 松戸市災害対策本部条例】

【資料編 松戸市災害対策本部規程】

【資料編 本部標識等】

ウ 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1/3

2 災害救助法による事務

(1) 業務の分担

市長が災害救助法の適用業務を実施する場合は、災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。

各業務の担当は、災害救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合は、市の委託事業として行うものとし、必要な事務を実施する。

災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間
避難所の供与	市民部	○	7日以内
応急仮設住宅の供与	街づくり1部	△	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部 文化スポーツ部	○	7日以内
飲料水の供給	水道部	○	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部 文化スポーツ部	○	10日以内
医療	保健医療部	○	14日以内
助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内
被災者の救出	消防局	○	3日以内
福祉サービスの提供	福祉1部	○	14日以内
被災住宅の応急修理	街づくり1部	○	1ヶ月以内
学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	保健医療部	○	10日以内
死体の捜索（行方不明者の捜索）	福祉1部	○	10日以内
死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10日以内
住居障害物の除去	街づくり1部	○	10日以内

※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。

【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表】

〈輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費と担当〉

被災者の避難に係る支援	市民部
医療及び助産	保健医療部
被災者の救出	消防局
飲料水の供給	水道部
死体の捜索	福祉1部

〈気象官署の地震に関する警報及び情報〉

種 類	情報等の発表
緊急地震速報 (警報)	ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。
震源に関する情報	震度3以上で発表する(津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)。地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度1以上。 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される時。 ・緊急地震速報(警報)発表時。 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表する。
長周期地震動の観測情報	長周期地震動階級1以上を観測したときに、10分程度で発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ・マグニチュード7.0以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。) 地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表する。(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1間半～2間程度で発表している。) 日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。

※各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県(74ヶ所)、気象庁(20ヶ所)、防災科学技術研究所(42ヶ所)、千葉市(4ヶ所)、松戸市(1ヶ所)により設置された震度計のデータを用いている(令和4年11月24日現在)。

※松戸市は千葉県北西部にあたる。

(6) 留意事項

- ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民や住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ウ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

3 被害調査

各部・各班及び防災関係機関は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

〈調査項目と担当〉

調査項目		市の担当	関係機関
人的被害	死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉1部、保健医療部、 消防局 消防団	警察署 陸上自衛隊 医師会等
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班	
	全焼・半焼の状況	消防局	
	応急危険度判定	街づくり1・2部	千葉県建築士会 千葉県建築士事務所協会
非住家被害	公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	街づくり1部、各部・各班 (平時 の施設管理者)	各官公署
	その他 (倉庫、土蔵、車庫等)	関係各部・各班 (平時 の施設管理者)	
その他の被害	農林水産業の被害状況	経済振興部	県農業事務所、坂川土地改良区、とうかつ中央農業協同組合、松戸市漁業協同組合等
	商工業の被害状況	経済振興部	松戸商工会議所
	文教施設・文化財の被害状況	文化スポーツ部 教育2部	
	医療機関の被害状況	保健医療部	医師会等
	道路、橋梁の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
	河川、水路等の被害状況	建設部	東葛飾土木事務所 江戸川河川事務所
	上水道施設の被害状況	水道部	縣市川水道事務所松戸支所
	下水道施設の被害状況	建設部	県江戸川下水道事務所 県手賀沼下水道事務所
	ごみ処理施設等の被害状況	環境部	
	し尿処理施設の被害状況	環境部	
土砂災害の被害状況	建設部、街づくり1・2部、消防局、消防団		

	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	情報・運用支援班	東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、NTT東日本(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
--	-------------------	----------	---

各調査項目の被害認定基準は、「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとし、調査にあたっては、次の点に留意する。

ア 各部・各班及び関係機関が連携して、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整するものとする。

イ 情報の記録には地図を活用し、状況の分析等に努める。

ウ 被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存上きわめて重要であるので、調査担当者は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度が明瞭に判るよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記録しておくものとする。

また、場合により、航空写真の撮影を検討する。

エ 情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）、被害認定基準】

4 情報のとりまとめ、報告

(1) 情報のとりまとめ

各部・各班及び各防災関係機関は、所管する次の情報をとりまとめ、情報・運用支援班及び必要に応じて県の主管部にそれぞれ伝達する。

【資料編 各部・各班の報告等一覧】

種類	主な情報項目
被害情報	① 参集途上等に収集した被害状況 ② 所管施設等の被害状況 ・来所者、入所者、職員等の安否 ・施設、設備、資器材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否 ③ 災害対策に従事中の事故等 ④ その他、各部が担当する調査項目の被害状況
措置情報	① 被害に対する応急対策の状況 ② 活動体制（参集者、勤務状況） ③ 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請
要請情報	① 建物、斜面等の危険度判定 ② 職員、ボランティアの派遣 ③ 応急対策用施設、設備、用地、資器材、車両等の確保、調達 ④ 広報

(2) 市本部への報告

各部・各班、防災関係機関から情報・運用支援班への被害状況等の第一報は災害発生から1時間以内に行い、その後も当日は1時間ごとに定時報告する。2日目以後は、毎日定時（9時及び

第7節 避難対策

【計画の指針】

- 避難者の避難誘導及び支援は、自主防災組織、町会・自治会等・連合町会、事業所等の地域において行うことを原則とする。市は、延焼火災、危険物の漏出等の危険がある場合、避難指示等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所直行職員、学校職員、施設職員、自主防災組織等が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難所の運営は、避難者及び自主防災組織等の地域住民による自治を原則とし、円滑に運営できるよう避難所直行職員及び学校職員、施設職員等が支援に当たる。
- 避難生活では、専用スペースを確保するなどプライバシーに配慮するとともに、介護等の支援や、福祉避難室の設置等、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の負担を軽減するため、必要な配慮を行う。
- 避難所の運営にあたっては女性の意見を取り入れるため、避難所直行職員に女性職員を含めて対策を実施する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難の指示等	本部事務局、情報・運用支援班、消防局、消防団、警察署
2 自主避難	住民
3 避難誘導	調査班、福祉1・2部、消防団
4 避難所の開設と運営	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2・3部
5 避難所等の閉鎖	市民部
6 在宅避難者・車中泊避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部
7 広域避難	本部事務局
8 広域一時滞在	本部事務局
9 感染症対策	本部事務局、保健医療部、松戸保健所

1 避難の指示等

(1) 避難の指示等の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。また、避難の指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

【資料編 避難所開設・運営マニュアル】

(2) 避難所の運営

ア 避難所運営委員会

平時から避難所運営委員会を努めて立ち上げておく。また、平時から立ち上がっていない避難所については、発災時に町会・自治会、施設管理者、学校職員、施設職員、避難所直行職員及び避難者等をもって速やかに立ち上げる。

避難所運営委員会を運営するため、避難所運営委員長、副委員長及び総務班・施設管理班・食料物資班等、各役割の班長を選出する。委員会には女性を入れるように配慮する。

イ 避難所の運営項目

- (ア) 運営方針、生活ルールの設定
- (イ) 救援食料、物資の管理・配分、炊出し協力
- (ウ) 避難者の転出入確認、名簿作成
- (エ) 情報管理、広報
- (オ) ゴミ・施設・トイレ等、環境の整備・管理
- (カ) 秩序の維持、警備
- (キ) 入浴・散髪
- (ク) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への配慮
- (ケ) 傷病者の搬送
- (コ) 医療・健康相談スペースの確保
- (サ) ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
- (シ) 各種記録の作成

(3) 支所の役割

ア 支所は、支所管轄地域内の避難所との通信連絡を確保し、災害対策本部（情報・運用支援班又は避難所ブース）へ、収集した支所管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援を要請する。

イ 本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域の避難所は市民部へ報告する。

市民部は、災害対策本部（情報・運用支援班）へ、収集した管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援を要請する。

ウ 支所は逐次人員を強化し、災害対策本部の避難所ブースと連携して避難所の開設運営を支援する。

(4) 初期対応協力事項

ア 避難所直行職員、地域住民、施設管理者等は、連携・協力して次の初期対応協力事項を実施し、速やかに避難所を開設する。

イ 初期対応協力事項

- (ア) 施設・設備の安全点検
- (イ) 支所、災害対策本部への情報伝達と情報収集
- (ウ) 開放スペースの指示
- (エ) プライバシー確保のためのパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- (オ) 避難者名簿の作成
- (カ) 避難者の体育館への誘導、住民スペースの割り当て
- (キ) 避難所運営委員会の立ち上げ

(5) 避難所担当職員

災害対策本部の避難所ブースは、初期の避難所運営体制及び市職員の対応等の状況を考慮し、避難所直行職員を避難所担当職員に逐次交代させる。

避難所担当職員は、市民部、福祉2部、教育1・2・3部又は市の全職員をもってあてる。

(6) 避難者の把握

避難所担当職員は、住民等を収容した際は、はじめに避難者カードを配り、各世帯単位で記入するよう指導する。集まった避難者カードを基にして、避難者収容名簿を作成し、支所等、市民部を通じて市本部に報告する。

また、避難所開設期間を通じて、事務室を窓口にして避難者の入退所を管理する。

【資料編 避難者カード】

(7) 健康・衛生対策等

市民部は、避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、各部・各班と協力して対策を講じる。

ア 要配慮者の支援

高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者、乳幼児等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。

その他、「第18節 要配慮者への対応」による。

イ し尿対策

環境部と連携して、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレの設置、管理を行う。その他、第9節の「3 し尿の処理」による。

ウ 医療、保健衛生対策

保健医療部と連携して、傷病をかかえた避難者等の治療を行うため巡回医療を行う。また、避難所での感染症や食中毒の発生を防止するため、施設内のゾーニング、予防接種、健康診断、衛生指導、相談対応等を行う。

その他、第8節の「3 被災者の健康管理」及び第9節の「2 保健活動」による。

エ 家庭動物同伴者対策

家庭動物同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内への家庭動物の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関に家庭動物対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。

その他、第9節の「7 動物対策」による。

オ 生活環境対策

女性や子育て家庭、要配慮者のニーズ等に配慮しつつ、生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくり等を行う。

(ア) 季節対策（冷暖房等）

(イ) 女性や要配慮者への配慮、プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）

(ウ) 男女別のトイレ、洗濯・物干し場、入浴対策（設備確保、利用ルールを男女のニーズに合わせ設定する等）

(エ) 子どものための娯楽用品の確保

(オ) 防犯用品の確保及び巡回等防犯対策

(カ) 食物アレルギー対策（原材料表示や献立表の掲示等）

カ ボランティアの要請

避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

(8) 避難状況の報告及び記録

ア 避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。

イ 各避難所では、避難者名簿等を作成し、避難者数、要配慮者数、体調不良者数等の概況、ライフライン等の状況、**プライバシー確保のための**パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況について支所(本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース)へ報告する。

ウ 市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

5 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要なとなる教室等から閉鎖する。

6 在宅避難者・車中泊避難者等の支援

市は、市の避難所以外の自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に避難できない車中泊避難者等に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

(1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や車中泊避難者、自主的な避難所等の所在確認、在宅避難者等への情報提供、ニーズの把握等を依頼する。

(2) 経済振興部、文化スポーツ部及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避難者等への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施に努める。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミー症候群等を予防するための保健指導を行う。

7 広域避難

市長(本部長)は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。

緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

他市町村又は県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

8 広域一時滞在

市長(本部長)は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合に、災害対策基本法

による他市町村への広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。

(2) 広域一時滞在の受入

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入を要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾する。

また、公営賃貸住宅や民間賃貸住宅等を活用して一時滞在用施設を提供し、各部局が連携して広域避難者の受け入れに努める。

併せて、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

9 感染症対策

市は、感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。

(1) 避難行動の普及

本部事務局は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

(ア) ハザードマップによる避難の要否の確認

(イ) 避難時の持出品（マスク、体温計等感染対策用品）の準備

(ウ) 避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保

(2) 指定感染症や麻しん等、松戸保健所が所在を把握している者の避難

保健医療部は指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、松戸保健所が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について松戸保健所から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。

避難先は避難所内に隔離スペースを設ける、又は災害対策本部が確保した感染者専用の避難所を案内する。

(3) ホテル・旅館等の活用

本部事務局は、指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。なお、感染者または濃厚接触者の受け入れの可否についても検討する。

また、保健医療部はこれらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

(4) 避難所の感染防止

ア 備蓄、訓練

本部事務局は、平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

イ 滞在スペースのゾーニング等

避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、発熱・咳等の症状がある方、インフルエンザ等の感染症に罹患中の方、その家族等濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図るように指導する。

洗面所、トイレなど居室以外の場所についても使用場所を固定する等、できる限り生活場所を分離する。

第8節 応急医療

【計画の指針】

- 災害発生時には市救護本部及び学校救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- あらかじめ定めている災害医療コーディネーターが、市救護本部長の指揮の下、市内における救護活動を調整する。
- 詳細な活動は、市が策定した「災害時保健医療救護活動マニュアル」に基づき対応する。
- 災害発生後、ただちに情報収集に努め、市内の災害医療協力病院の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認する。
- 重症者等は市内の災害医療協力病院で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 軽症者の応急手当、病院前救護所、学校救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となっており、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。軽症者の手当について、地域において開業している診療所等との連携を図る。
- 避難生活が長期にわたる場合は、避難所内で健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 医療救護体制	保健医療部、松戸保健所
2 医療救護活動	保健医療部、病院部、消防局、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会
3 被災者の健康管理	保健医療部、病院部、松戸保健所、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会

1 医療救護体制

災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時保健医療救護活動マニュアル」に基づき千葉県保健医療福祉調整本部や保健所等と連携して救護活動を行う。

市内における救護活動は、市救護本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。

市救護本部では、被災地域内における医療機関や学校救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、市からの要請等に基づき、災害派遣医療チーム(DMAT^{※1}・JMAT^{※2})及び医療救護班の派遣要請・配置調整、関係機関への支援要請等を行う。

後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は災害拠点病院等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。

松戸保健所は、連絡調整のため職員を派遣し、学校救護所や避難所等における対応を支援する。

※1 DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、厚生労働省医政局が設立した発災から48時間以内の「超急性期医療」を担う専門訓練を受けた医療チームで、災害医療への対応や、被災地医療の機能回復、フロアマネジメントなどを支援する。(主に災害拠点病院、日本赤十字

病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。)

※2 JMAT (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

2 医療救護活動

(1) 市救護本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。

市救護本部には、健康医療部長を本部長として、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、市立総合医療センター医師、(公社)看護協会松戸地区部会及び保健医療部の各責任者及び災害医療コーディネーターを設置し、連携して活動を実施する。

市救護本部は、震度5強以上の場合又は市長の指示がある場合や市救護本部長(健康医療部長)が必要と判断したときに設置できる。

(2) 救護活動の調整

市内全般の救護活動の調整は、災害医療コーディネーター及び松戸市医師会長を中心に実施する。

なお、災害医療コーディネーターは超急性期(72時間以内)の応急医療活動の調整を担当する者と応急医療を要しない被災者や在宅医療の医療活動を担当する者を予め指定する。

(3) 医療救護班の編成

市救護本部は、病院前救護所及び学校救護所を配置する場合、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会及び(一社)松戸市薬剤師会から、各学校救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員(看護師等及び事務職)等と医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

必要に応じて、市救護本部を通じ、千葉県保健医療福祉調整本部及び松戸保健所等に医薬品の供給や応援を要請する。

(4) 医療情報の収集

救護本部は(一社)松戸市医師会及び千葉県等の連携のもと、防災行政無線や電話、IP電話、FAX、EMIS(広域災害救急医療情報システム)等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

必要に応じて、EMISの代行入力を行う。

(5) 病院前救護所の設置と運営

災害医療拠点病院及び災害医療協力病院の9病院は、各病院の災害マニュアル等に基づき病院前救護所を設置する。(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会の各会員(学校救護所参集指定医師等、自院にて診療継続をする医師等を除く)は病院前救護所へ参集し、トリアージ活動、情報共有・伝達等を行う。

病院前救護所は、病院スタッフ、参集した各会員、DMAT、保健医療部職員により運営する。

(6) 学校救護所の設置と運営

市救護本部の指示に基づき市内17の小・中・高等学校に設置する。ただし、既に傷病者がいる場合等は本部の指示を待たずに参集と同時に設置する。

予め指定された(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会の

各会員及び保健医療部職員が参集し、保健室等にある流通備蓄医療資器材等を用い、トリアージ、軽症者の治療、重症者等の医療機関への搬送を行う。

医療救護班長に指定されている医師を中心に参集したスタッフで運営するが、不足する場合は避難者の中から医療関係者等を募って、体制を強化する。

〈救護所での活動〉

病院前救護所	学校救護所
①トリアージ	①トリアージ
②軽症者の治療	②軽症者の治療
③中等症、重症者に対する院内受け入れ又は搬送までの応急処置	③中等症・重症者に対する応急処置
④市救護本部、関係機関との連絡・調整	④受け入れ医療機関への搬送
	⑤ボランティアの要請・調整
	⑥避難者等に対する健康相談

(7) 傷病者の搬送

中等症・重症者の病院前救護所までの搬送は救急車等による搬送が望ましいが、困難な状況においては、自主防災組織、町会・自治会及び事業所(自衛消防組織)などへ協力を呼びかけ、連携して対応する。

災害拠点病院又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

学校救護所から病院前救護所への搬送は、救急車、公用車、応援車両等を原則とするが、多数の負傷者の搬送等は災害応援協定によるタクシー、バスによる搬送を、財務班を通じて要請する。

【資料編 災害協定一覧】

(8) 透析患者等への対応

人工透析等の応急措置が必要な患者は、市内の対応可能な医療機関で対応する。対応が困難な場合、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

(9) 助産

通常の分娩については、被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

(10) 医療救護班等の受入れ

市救護本部は、県から派遣された医療救護班や災害派遣医療チーム(DMAT・JMAT)を速やかに受入れ、傷病者や被災状況、医薬品・医療資機材、各救護所や市救護班の活動状況に関する情報を共有し、有効な医療救護活動を実施するため、派遣された医療救護班等と調整を図る。

(11) 医療用資機材・医薬品等の確保

救護のための医療器具及び医薬品は、初動対応時には学校救護所での備蓄品を活用することとするが、状況に応じて(一社)松戸市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請する。また、不足する場合は、松戸保健所及び千葉県保健医療福祉調整本部に対し医薬品等の供給を要請し、松戸保健所に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受ける。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

(2) 在宅者対策

自宅に残留する住民は、簡易トイレ等により自宅で処理するため、環境部は、必要に応じて業者等から簡易トイレを確保し、住民へ配布する。

(3) 収集処理体制の確立

環境部は、し尿処理施設の被害状況、避難所等の仮設トイレの配置状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、許可業者及び松戸環境整備事業協同組合に必要な収集車両及び収集作業員の確保について協力を要請する。体制の確保が困難な場合は、県を通じて（一社）千葉県環境保全センターにし尿収集の応援を要請する。

収集したし尿は、し尿処理施設にて処分するが、市で対応できない場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村に応援を要請する。

4 ごみの処理

(1) クリーンセンターにおける措置

環境部は、ライフラインの途絶、燃料の供給停止によりクリーンセンターの稼働が停止した場合、関係市町村と連携し一時保管場所を確保するなどの措置をとるとともに、早期稼働に努める。

(2) 処理体制の確立

環境部は、清掃施設の被害状況、避難場所の状況、道路の状況等をふまえて、ごみ処理実施体制や方法を決定する。

ごみの収集等は、委託業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

(3) その他

ア 排出ルール等

必要に応じて、被災地区に仮集積所を開設し、町会・自治会に分別や排出ルールの徹底、衛生管理等の協力を求める。また、災害ボランティアセンター等を通じて、災害ごみの排出に協力する災害ボランティアにも周知する。

イ 仮置場の確保

ごみが大量の場合は、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場を確保する。

なお、平時から仮置場候補地を選定しておくものとする。

5 障害物の除去

(1) 道路・河川障害物の除去

各道路管理者は、道路管理者間、警察と連携して、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握する。自動車、遺体等の特殊なものを除き、緊急輸送道路・災害時重要路線を優先して、障害物を除去する。

各河川管理者は、河川における流下障害物の状況を把握する。二次災害の危険性がある場合は、障害物の除去や排水等を行う。

建設部は、災害協定団体等の協力を得て実施するほか、状況に応じて消防団の協力を得るものとする。また、街路樹の除去については、街づくり1部と協力して実施する。

【資料編 緊急輸送道路・災害時重要路線図】

【資料編 災害協定一覧】

(2) 住居障害物の除去

街づくり1部は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

災害救助法による住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

〈障害物除去の対象者〉

- | |
|----------------------------|
| ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者 |
| ② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者 |
| ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |

除去作業は、災害協定団体等に要請する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

(3) 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去

災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業（国土交通省）を適用し、災害廃棄物が混在した土砂の除去、宅地内からの流木混じり土砂・ガレキ混じり土砂の除去、周辺街路等の流木混じり土砂等の除去を一体的に行う場合、街づくり1部、建設部、環境部が連携して被災者の申請窓口を一本化するなど総合的な処理を推進する。

6 災害廃棄物の処理

(1) 処理量の予測・対象等

災害廃棄物が発生した場合、環境部は「松戸市震災廃棄物処理計画」に基づいてその発生量を推計し、処理体制を確保する。

なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を要請する。

さらに、市が損壊家屋の解体を行う場合には、必要に応じ、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」及び「災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を要請する。

また、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度が「全壊」又は「解体」に該当する世帯に対しては、民間事業者の紹介等を行う。ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を市が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても市が実施する。

(2) 仮置場の確保

がれきの選別や一時保管等を長期間行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場（候補：公園やスポーツ施設等の公有地等）を確保する。

(3) 処理体制

ア 推計したがれき量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資器材を確保する。

イ アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。

ウ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

エ 甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行

第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理

【計画の指針】

- 行方不明者の捜索、遺体の処理を迅速に行うため、優先して必要な人員を増員する。
- 多数の死亡者が発生した場合は、1日以内に遺体収容所を設置し、必要な物品等を確保する。
- 警察署、消防局、消防団と連携して行方不明者、死亡者の情報収集を行い、早期に遺族に引き渡すことができるようにする。
- 火葬許可証の早期交付や市有車両、関係機関による搬送手段の確保など、必要に応じて被災者遺族への支援を行う。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 行方不明者の捜索	消防局、警察署、消防団
2 遺体の処理	保健医療部、警察署、日本赤十字社千葉県支部、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会
3 遺体の埋火葬	保健医療部

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

災害により現に行方不明の状態にある者(周囲の事情により死亡していると推定される者を含む)を対象として捜索活動を実施する。

なお、捜索活動については、災害救助法の適用、住家の被害状況及び原因を問わず実施するものとする。

本部事務局は、次の情報を整理・活用して、警察、自衛隊等の捜索を行う機関と連携する。

- ア 警察署等が保有する行方不明者情報
- イ 通報や相談窓口等で受け付けた行方不明者情報
- ウ 避難所、学校救護所、遺体収容所、医療機関等の収容者情報
- エ 避難行動要支援者の安否確認情報
- オ 関係部局が保有する市民情報(住民基本台帳)

(2) 捜索

消防局及び消防団は、行方不明者名簿に基づき捜索活動を行う。警察署、自衛隊に協力を要請して捜索活動を実施する。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察官の検視(見分)を受ける。捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。10日を経過してもなお捜索を要する場合には、知事へ捜索期間の延長について申請する。

2 遺体の処理

(1) 遺体処理の対象

保健医療部は、次の場合に遺体の処理を行う。

ア 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

イ 死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の遺体検視（見分）終了後、警察当局から遺族等又は市長に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

(2) 遺体収容所の設置

保健医療部は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館（市斎場）に遺体収容所を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。

【資料編 災害協定一覧】

(3) 遺体の調査、検視（見分）

警察署は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、死体取扱規則に基づき遺体の調査、検視（見分）を行う。

身元が不明の場合は、住民、報道機関等の協力を得て、身元や身元引受人を調査する。

(4) 遺体の搬送

遺体収容所等への遺体搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。

(5) 遺体の処理

保健医療部は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体収容所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

〈遺体の処理項目〉

① 遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

3 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

市は、次の場合に埋火葬を行う。

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため埋火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋火葬の受付

保健医療部は、遺体収容所又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。

(3) 埋火葬

遺体は北山会館（市斎場）で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

〈広域防災拠点（東葛・葛南ゾーン）の現況〉

種別	予定施設	備考（用途）
広域活動拠点等 （救援部隊の受入れ）	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 鎌ヶ谷市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察
市内宿営場所予定地※	松戸市消防訓練センター 千駄堀多目的スポーツ広場 21世紀の森と広場西駐車場	消防局 消防局 消防局
災害拠点病院等 （DMATの受入れ、重傷者の航空機搬送等）	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点
広域物資拠点（物資の管理、市の物資集積拠点への輸送）	民間営業倉庫	
広域災害ボランティアセンター	西部防災センター	東葛飾広域災害ボランティアセンター

※松戸市消防局受援計画に基づく拠点

2 自衛隊の災害派遣要請・受入れ

(1) 災害派遣要請

市長（本部長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(2) 派遣要請の手続き

市長（本部長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

本部事務局は、これらの手続きを実施する。

〈災害派遣要請の手続き〉

連絡先	千葉県知事
要請事項	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

第14節 生活関連施設等の応急対策

【計画の指針】

想定地震が発生した場合、水道は4割以上が停止し、復旧に1週間以上を要するおそれがある。また、ガス漏れや漏電等による火災等が発生する可能性もあり、二次災害の防止を考慮した応急復旧対策が必要となる。さらに、ライフライン施設が大量に被災した場合には、長期間の生活支障が発生し、機能の早期回復や代替サービスの提供等を迅速に行うことが重要となる。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 上水道施設	水道部、県企業局
2 下水道施設	建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)
5 通信施設	NTT東日本(株)
6 郵便	日本郵便(株)
7 道路・橋梁	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
9 バス	京成バス千葉ウエスト(株) 松戸東営業所、京成バス千葉セントラル(株)、東武バスセントラル(株)、京成バス千葉イースト(株)
10 河川	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所

1 上水道施設

ア 応急体制の確立

水道部は、応急活動体制を確立し生活水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行う。

イ 活動内容

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、①取水、導水、浄水、配水施設の復旧、②主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路、の優先順位で復旧する。③宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

県企業局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「企業局水道事業震災対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。

2 下水道施設

建設部及び県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所は、下水道の応急復旧対策を行う。

(1) 応急活動体制の確立

被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

〈ガスに関する広報事項〉

- | |
|---|
| <p>(1) 地震発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none">①ガス栓を全部閉めること。②ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。③ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。④換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。 <p>(2) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合</p> <ul style="list-style-type: none">①左上の丸い蓋を外し（蓋がないタイプもある）、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。②操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。 <p>(3) 供給を停止した場合</p> <ul style="list-style-type: none">①ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと。②ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。 |
|---|

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、NTT東日本(株)ほか、各通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 通信途絶、利用制限の理由と内容② 災害復旧措置と復旧見込時期③ 通信利用者に協力を要請する事項④ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの提供開始 |
|---|

6 郵便

(1) 郵便事業

日本郵便(株)は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

(2) 郵便局

日本郵便(株)は、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等を行う。

また、日本郵便(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保

(2) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた一時滞在スペースに誘導し避難させる。旅客を一時滞在スペースに誘導した後、さらに松戸市から一時滞在施設への避難指示があった場合又は一時滞在スペースが危険のおそれがある場合、一時滞在施設へ避難するよう案内する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に高齢者やこども、妊婦等に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

ウ 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者が駅構内に滞留した場合は、市と連携して帰宅困難者に情報を提供するとともに、安全が確認できしだい、あらかじめ定めた一時滞在スペースに誘導し、安全を確保する。

(3) 乗客の救護活動

災害による事故で負傷者が発生した場合は、駅従業員、乗務員等が救護にあたる。

9 バス

各バス会社は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。

10 河川

建設部及び各河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施するとともに、被害状況と危険箇所を把握し、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

第15節 教育対策・保育対策

【計画の指針】

- 学校等において授業時間内に地震が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで生徒・児童・園児を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。
- 避難所に指定されている場合は、避難所直行職員、避難所担当職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れ等を行う。
- 早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進する。
- 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害発生時の対応	教育2部、福祉2部、小・中学校等
2 避難所開設への対応	文化スポーツ部、教育1・2・3部、小・中学校
3 応急教育	教育2部、小・中学校等
4 応急保育	福祉2部
5 文化財の保護	文化スポーツ部

1 災害発生時の対応

各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒・園児等の安全を確保する。

(1) 児童・生徒・園児等の避難

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒・園児等の安全を確認する。施設の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒・園児等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 調査及び報告

ア 施設の被害状況等については、各学校長もしくは施設の管理者が、速やかに調査し、教育2部、福祉2部に報告する。

イ 避難所となる体育館の安全・点検及び施設の被害状況については、施設管理者等が避難所直行職員と連携して、災害対策本部及び教育2部に報告する。

ウ 保護者等に対しては、メール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する体制を整える。

(3) 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒・園児等の安否を確認する。

2 避難所開設への対応

(1) 学校及び体育館の対応

避難所に指定されている小・中・高等学校、市営体育館は、災害発生時の職員の配備計画を作成するなど、避難所の開設・運営支援等の災害対応を行う職員の役割分担を定めておく。

調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等に利用する場合は、炊き出しと給食の両立に努める。また、食材等の入手が困難な場合等は一時中止する。

(5) 健康管理

災害の状況により、被災学校（園）の教職員及び児童・生徒・園児等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、松戸保健所及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

(6) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

4 応急保育

福祉2部は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育できない場合、臨時保育所を設け、応急保育を実施する。また、市長が認める場合、保育料の減免又は猶予を行う。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所等で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、放課後児童クラブ、保育所等においては被災者の児童、園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

5 文化財の保護

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて文化スポーツ部に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

文化スポーツ部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理等の救済措置を講ずる。

第18節 要配慮者への対応

【計画の指針】

- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人、医療的ケアを必要とする人等の「要配慮者」は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。
- 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針（令和3年5月）」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（令和4年3月）」及び市が策定した「避難行動要支援者名簿活用の手引き（令和7年7月）」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援にあたる。
- 避難誘導・支援は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。
- 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。
- 避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 要配慮者の安全確保	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 福祉避難所等の開設・運営	福祉1・2部
3 要配慮者の支援	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
4 社会福祉施設入所者等への支援	福祉1・2部

1 要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者への情報提供

円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報等について、地域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するよう努める。

また、多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障害のある方への提供方法として文字情報による提供や、必要に応じた手話通訳士の派遣などに努める。

〈伝達手段〉

- | | | |
|-------------------|----------------|-----------|
| ① 防災行政無線 | ④ ケーブルテレビのテロップ | ⑦ 安全安心メール |
| ② 緊急速報メール(エリアメール) | ⑤ 松戸市ホームページ | ⑧ SNS |
| ③ 広報車 | ⑥ 電話等口頭による連絡 | |

(2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等

事前に整備している避難行動要支援者名簿等を活用し、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、松戸市社会福祉協議会等、地域の避難支援者の協力を得ながら、速かに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努め、必要に応じ、避難支援者が中心となり避難誘導

や必要な支援を行う。

また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等に協力して避難誘導等を依頼する。

なお、避難行動要支援者名簿、個別避難計画情報については、情報の管理等に留意し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、避難支援等関係者への名簿情報、避難計画情報の提供に同意のないものについても必要な限度で提供するものとする。

(3) 避難所への収容

避難所に要配慮者スペースを確保し、収容する。

(4) 千葉県災害福祉支援チーム（千葉県DWA T）

福祉1部は、災害の状況、避難者の状況等を勘案し「千葉県災害福祉支援チーム（千葉県DWA T）本部」に対して派遣要請を行う。

2 福祉避難所等の開設

(1) 福祉避難所の開設

福祉1部は、避難所を開設した場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。

(2) 福祉避難所等の運営

福祉1部（一部福祉2部含む。）は福祉避難所ごとに福祉避難所運営委員会を設置し、施設管理者や福祉関係者の協力を得て運営体制を確保する。

福祉避難所等の種類、入所対象者、開設時期の目安は次のとおりとし、要配慮者を介助する家族等も必要最小限の範囲で入所できるものとする。

〈福祉避難所の種類等〉

種 類	対象者	開設時期
【福祉避難室】 (避難所内設置) ・小、中学校	・要介護1, 2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦	発災後速やかに
【地域福祉避難所】 ・市民センター(※) ・老人福祉センター	・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度	発災後48時間
【二次福祉避難所】 ・健康福祉会館（ふれあい22） ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校 ・障害者施設	・福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者	発災後72時間

※市民センターについては、風水害時は避難所として使用するが、地震災害時には、和室等を地域福祉避難所として使用する。

3 要配慮者の支援

(1) 避難所における援護対策

保健医療部は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を

行うよう努める。

ア 施設

障害者用仮設トイレ、携帯トイレなどの設備の設置、暑さ・寒さ対策、騒音や出入り口等の配慮を行う。

イ 生活必需品、食料

要配慮者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

ウ 介護支援

必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護等を行う。

(2) 社会福祉施設等への入所

福祉1部は、避難所での継続的な生活が介護サービスの提供内容を理由に困難な避難行動要支援者について、千葉県DWA T、介護専門職等と協力し、可能な限り社会福祉施設等に入所ができるよう努める。

(3) 巡回相談等の実施

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、ボランティア等による要介護者への巡回相談等に努める。

(4) 在宅福祉サービスの継続的提供

事業者は、業務継続計画（BCP）に基づき、被災した要配慮者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。また、デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

4 社会福祉施設入所者等への支援

(1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

福祉1・2部は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

(2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、福祉1・2部が必要な支援を実施する。

また、市外の施設等へ移動する場合の支援も行う。

第1節 総則

1 計画策定の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されており、千葉県内では、銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、長生村、白子町、御宿町、鋸南町が推進地域に指定されている。（平成26年3月31日現在）

本市は推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5強の揺れが想定されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、県東部・南部でより多くの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置」として定めるものである。

2 基本方針

(1) 計画の内容

計画の内容は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、原則として平時の社会経済活動を維持しながら、

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置

イ 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

(2) 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、「松戸市地域防災計画」で対処する。

(3) 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

ア 南海トラフ地震が発生した場合の松戸市の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

1 南海トラフ地震臨時情報の種類

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。

〈南海トラフ地震臨時情報〉

南海トラフ地震臨時情報の種類	情報の発表条件	防災対応
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか否かの調査を開始した場合、または調査を継続している場合	○特に対応はしない。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の想定震源域（以下「想定震源域」という。）内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 想定震源域内のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 	○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。 ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合	○市の体制：災害対策本部設置（第1配備） ※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。 ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	○市の体制：解除など

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応措置

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 活動体制	本部事務局
2 応急対策	本部事務局、福祉1・2部、教育1・2・3部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、県、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

1 活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、警戒本部を設置し、警戒配備職員を動員する。

※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。

2 応急対策

(1) 対策の基本方針

市では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う社会的混乱を防止するために必要に応じて措置を講じる。

(2) 住民等への情報提供

混乱を防止するため、市防災行政無線、広報車、CATV、市ホームページ等によって、注意情報の内容の周知、住民のとるべき措置、今後の対応などについて広報を行う。

また、住民等からの問い合わせに対応する。

(3) 施設等への情報提供

混乱を防止するために、学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の関係施設等に情報を伝達する。

(4) 関係機関の活動

関係機関は、次の体制をとる。

県警察 (警察署)	ア 災害警備本部の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空 挺団	ア 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 イ 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
NTT東日本(株) 千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動

(株)NTTドコモ 千葉支店	次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道 (株)	ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
東武鉄道(株)、流 鉄(株)、北総鉄道 (株)、京成電鉄 (株)	直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備える体制に入る。
その他各防災関係 機関	要員を確保し、待機体制をとる。

(5) 広報活動

日本放送協会千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエムは、非常配備体制をとり、通常番組を中断し、地震関係の報道を行う。

(6) 混乱の防止

混乱を防止するため、各機関は次の対策を実施する。

県	各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 ア 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 イ 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 ウ その他必要な事項
県警察 (警察署)	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 ア 警戒警備等、必要な措置をとる。 イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。

<p>東日本旅客鉄道(株)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて次により対応する。</p> <p>ア 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。</p> <p>(ア) 強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>(イ) 該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</p> <p>(ウ) 強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</p> <p>(エ) 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</p> <p>(オ) 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。</p> <p>イ 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。</p> <p>ウ 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>エ 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>オ 状況により警察官の応援要請をする。</p>
<p>東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</p>
<p>NTT東日本(株)千葉支店</p>	<p>県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなるのが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
<p>(株)NTTドコモ千葉支店</p>	<p>県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなるのが想定されるので、次の措置をとる。</p> <p>ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応措置

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 活動体制	各部・各班
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報	各部・各班
3 災害時の警備	警察署
4 水防活動・消防活動	消防局、消防団
5 公共輸送	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)、(株)千葉県バス協会、(株)千葉県タクシー協会
6 交通対策	建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ
8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策	福祉1・2部、病院部、教育2部、小・中学校
9 避難	本部事務局、情報・運用支援班、市民部、福祉1・2部、教育1・2・3部、消防局、消防団
10 救護救援・防疫・保健活動	保健医療部、環境部
11 その他の対策	経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部、財務班、教育1・2・3部、環境部

1 活動体制

(1) 市の活動体制

ア 災害対策本部の設置

市は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置し、第1配備体制をとる。

※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。

イ 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等各種情報の収集・伝達
- (イ) 社会的混乱の防止に係る施策の実施
- (ウ) 各防災関係機関との連絡調整
- (エ) 市防災行政無線及び広報車等による住民への情報提供
- (オ) その他必要な事項

(2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

<p>県警察（警察署）</p>	<p>ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等</p>
<p>陸上自衛隊第1空挺団</p>	<p>計画に基づき災害派遣準備を実施</p>
<p>NTT東日本(株) 千葉支店</p>	<p>ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 (7) 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 (イ) 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>
<p>(株)NTTドコモ 千葉支店</p>	<p>ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 (7) 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 (イ) 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。</p>
<p>東日本旅客鉄道(株)</p>	<p>ア 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 イ 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 ウ 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p>
<p>東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)</p>	<p>災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。</p>
<p>その他の防災関係機関</p>	<p>ア 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 イ 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>

ウ 施設の保安措置等

- (ア) あらかじめ定めたガス工作物等の巡視・点検を行うための体制を準備する。
- (イ) 工事中又は作業中の工事等は中止し、必要な安全措置を講じる。
- (ウ) 無線及び電話等の連絡網を確認し、必要に応じ、通信設備の機能確認を行う。
- (エ) 本社、事業所等の見学者、来訪者等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を伝達し、避難、帰宅させる。
- (オ) 工事現場では直ちに作業を中止し、安全措置を講じて警戒体制に入る。その他の者は日常生活を制限し、地震が極度に切迫した場合、直ちに安全な状態で作業を中止できるようにする。

エ 広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、速やかに需要家に対する広報活動を実施するとともに、需要家からの問い合わせに対応できる受付体制を整える。また、大口需要家及び地下街、地下室等に係る需要家には個別に連絡をとり、ガス使用上の注意及び地震発生時の対応（使用制限、供給停止等）について確認する。

広報内容	① 引き続きガスを供給していること ② 避難する際のガス栓及びメーターガス栓の処理方法 ③ 地震が発生し、ガスの供給を停止した場合についての注意
広報手段	① 広報車により、直接需要家に呼びかける。 ② 関係防災機関に対し、ラジオ・テレビ等の報道機関による広報について協力を要請する。

(5) 通信対策

ア NTT東日本(株)

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達され防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

要員の確保	応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。 ① 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。 ② 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。
情報連絡室の設置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、千葉支店管内各地域支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。
資機材の点検、確認等	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の措置をとる。 ① 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認 ② 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認 ③ 工事中施設等の安全対策
応急対策	(ア) 電話の輻輳対策 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。 ① 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。 ② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう

	<p>トラフィック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p> <p>(イ) 手動通話、番号案内</p> <p>① 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。</p> <p>② 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。</p> <p>(ロ) 電報</p> <p>非常、緊急電線の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。</p>
電話の輻輳時の広報	<p>電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。</p> <p>「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」</p>

イ (株)NTTドコモ

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の対策を講ずる。

基本方針等	NTT東日本(株)に準ずる
資機材の点検、確認等	<p>① 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認</p> <p>② 災害復旧用資機材、車両の確認</p> <p>③ 工事中施設等の安全対策</p>
応急対策	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。</p> <p>① 防災機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行う。</p>

8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策

(1) 学校等対策

教育2部及び各学校、幼稚園の教職員は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、児童・生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

イ 児童・生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。

(ア) 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

(イ) 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

ウ 学校等に残留し、保護する児童・生徒等（上記(ア)・(イ)以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、教職員の職務内容に従って対処する。

エ 保護者への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、

第5節 住民等のとるべき措置

本市においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に伴い、若干の社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものである。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平時、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

1 住民のとるべき措置

区分	とるべき措置
平時	(1) 家や塀の耐震化を促進する。 ア わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 (2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 (3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ア ガスコンロ、ガスストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 (4) 消火器、消火用水の準備をする。 ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 (5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水 約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩等）を3日分程度準備しておく。 (6) 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。 (7) 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 (8) 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 (9) 防災講習会、訓練へ参加する。

2 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会・自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
<p style="text-align: center;">平 時</p>	<p>(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。</p> <p>(2) 防災知識の普及活動を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 地域内の消防水利を把握する。</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</p> <p>(3) 防災訓練を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。</p> <p>(4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。</p> <p>(5) 防災資器材等を整備する。</p> <p style="margin-left: 20px;">地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備しておく。</p> <p>(6) 情報の収集、伝達体制を確立する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 市、消防局等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</p>
<p>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) の発表から 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表される まで</p>	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</p> <p>(2) 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。</p>
<p>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表されてから地震発生まで</p>	<p>(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 自主防災組織の編成を確認する。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 自主防災組織本部を設置する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 市、消防局等防災関係機関から伝達された南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</p>

3 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
<p>平時</p>	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者にあたるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資器材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資器材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 市、消防局防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されるまで</p>	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>

松戸市地域防災計画

風水害等編

(令和 8 年度修正)

松戸市防災会議

すること

(15) 北関東防衛局

- ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

(16) 関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- ウ 地殻変動の監視に関すること

4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
- エ 松戸市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

5 指定公共機関

(1) NTT東日本株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- ア 電気通信施設の整備に関すること
- イ 災害時における通信サービスの提供に関すること
- ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(2) 日本赤十字社（千葉県支部）

- ア 医療救護に関すること
- イ こころのケアに関すること
- ウ 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- エ 血液製剤の供給に関すること
- オ 義援金の受付及び配分に関すること
- カ その他応急対応に必要な業務に関すること

(3) 日本放送協会（千葉放送局）

- ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること

(2) 地盤

松戸市地域は、台地地盤と低地地盤に大別され、台地地盤が全体の約半分を占める。

台地地盤は、地域的な違いは少ないが、台地の縁辺部などではところどころ切土や埋土によって異種の地盤が形成されている。

低地地盤は、沖積層の埋没地形の形成と、それを埋積した堆積物によって変化に富んでいる。これは、2万年前の海面低下によって埋没谷が形成され、その後の海面上昇によって谷が埋められ、ところによって波食台が形成されたことによる。

(3) 気候

松戸市の気候は、概ね温暖である。平成22年～令和元年の年平均気温は15.8℃～17.0℃、年間降水量は1,144.0mm～1,564.5mm、平均風速は3.3m/s～3.7m/sである。

3 宅地造成工事規制区域内の保全対策

市は県と連携して、規制区域内の土地に、がけ崩れや土砂の流出等の災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して速やかに必要な措置を講じるよう指導するとともに、宅地防災工事融資制度の活用により、改善措置の推進に努める。

【資料編 宅地造成工事規制区域図】

4 警戒避難体制の整備

(1) 災害対策本部及び本部事務局の機能強化

風水害等への警戒、災害発生初動において、迅速かつ円滑に対応できる体制を保持するため、災害対策本部及び本部事務局の機能強化を推進し、災害発生時の対応全般の総合調整を行う本部事務局を中心に、災害対策本部の円滑な運営ができるよう、体制を整備する。

この際、避難所担当職員の動員・配備については、事前準備等も含め、円滑に配備できるような体制を整備する。

(2) 土砂災害に関する情報の収集

ア 平時から、巡視により土砂災害警戒区域等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、随時、警戒パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候を把握する。

イ 県及び銚子地方気象台は、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、市に対して土砂災害警戒情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報が発表された際に、土砂災害警戒区域周辺の住民に対し、迅速かつ確実に周知徹底できるよう情報伝達体制の強化を図る。

(3) 警戒・避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域等の周辺住民に対し、日頃から地域の危険性を周知し、自宅内での安全行動や周辺にある避難所の場所、避難経路等について周知を図る。

イ 土砂災害警戒区域等周辺地域に対する巡視、情報収集の手順を明確にするとともに、防災行政無線、広報車で巡回、戸別訪問等により避難指示等の伝達体制の強化を図る。

ウ 自主防災組織は、災害に関する情報や気象予報及び警報、避難指示等の伝達、区域周辺の情報収集等、地域の実情に合った防災活動を行う。

第4節 雪害の予防

【計画の指針】

大雪時には、道路や交通機関の障害により、市民生活に支障をきたすおそれがある。
このため、降雪、積雪状況を把握して、道路交通の確保、雪害による被災、警戒等を円滑に行う。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 道路の対策	建設部、街づくり1・2部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
2 農作物等の対策	経済振興部、とうかつ中央農業協同組合
3 電力施設の対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 通信施設の対策	NTT東日本(株)

1 道路の対策

建設部、街づくり1・2部及び各道路管理者は、道路の雪害対策を行う。

(1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業マニュアル等をふまえて、活動を実施する。

ア 除雪作業

県東葛飾土木事務所等や除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。また、除雪の実施にあたっては、他の道路管理者と連携して実施する。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備える。また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布する。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施する。

(3) 街路樹の対策

降雪、積雪に備えて、適時パトロールを実施し、必要に応じて街路樹の雪害対策を行う。

2 農作物等の対策

経済振興部は、農業関係団体等と協力して、必要に応じて農作物等の雪害対策を行う。

3 電力施設の対策

東京電力パワーグリッド(株)は、電力設備の雪害対策を行う。

(1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ^{※1}及びギャロッピング^{※2}による短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

(2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

※1 スリートジャンプ：電線に付着した氷雪が、気温や風の変化等によって一斉に脱落して、電線がはね上がる現象。

※2 ギャロッピング：電線に扁平状の氷雪が付着し、そこに横風が当たって振動する現象。

4 通信施設の対策

NTT東日本(株)は、水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機の点検等を行う。

〈職員の配備別動員数〉

本部名		一	警戒本部				災害対策本部		
配備基準		情報体制等強化	注意配備	警戒配備	第1	第2	第3		
部	事務局・班								
災害対策本部等事務局		1 / 2	※～全員	全員	全員	全員	全員		
総務部	調整班	※	※	12人	全員	全員	全員		
	情報・運用支援班	※	※		3分の1	3分の2	全員		
広報部	事務局	※	1人	3人	3分の1	3分の2	全員		
	他構成課	※	4人	7人	3分の1	3分の2	全員		
財務部	事務局	※	※	※	3分の1	3分の2	全員		
	財務班	※	※	5人	3分の1	3分の2	全員		
	調査班	※	※	※	3分の1	3分の2	全員		
市民部	構成課	※	※	20人	3分の1	3分の2	全員		
経済振興部	構成課	※	※	5人	3分の1	3分の2	全員		
文化スポーツ部	構成課	※	※	4人	3分の1	3分の2	全員		
環境部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員		
福祉1部	構成課	※	※	10人	3分の1	3分の2	全員		
福祉2部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員		
保健医療部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員		
街づくり1部	構成課	※	9人	18人	3分の1	3分の2	全員		
街づくり2部	構成課	※	1人	2人	3分の1	3分の2	全員		
建設部	構成課	※	20人	40人	2分の1	3分の2	全員		
教育1部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員		
教育2部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員		
教育3部	構成課	※	※	※	3分の1	3分の2	全員		
水道部	構成課	※	※	6人	2分の1	3分の2	全員		
病院部	市立総合医療センター	※	※	※	別途計画				
消防局	構成課	別途計画					全員		

(注1) 「※」は、連絡のとれる体制又は各部等の計画によるものとする。

(注2) 表中の人数は目安であり、状況により増減する。

〈本部員の配備〉

配備体制		(注意)	警戒本部 (警戒)	災害対策本部 (第1・第2・第3)
本部員				
本部長 (市長)		—	—	○
副本部長 (副市長)		—	—	○
本 部 付	教育長	—	—	○
	代表監査委員	—	—	○
	水道事業管理者	—	—	○
	病院事業管理者	—	○	○
市議会事務局長		—	—	○
各 部 長 ・ 局 長	総務部長	—	○ (本部長)	○
	総合政策部長	—	○ (副本部長)	○
	財務部長	—	○	○
	市民部長	—	○	○
	経済振興部長	—	○	○
	文化スポーツ部長	—	○	○
	環境部長	—	○	○
	健康医療部長	—	○	○
	福祉長寿部長	—	○	○
	子ども部長	—	○	○
	街づくり部長	—	○	○
	都市再生部長	—	○	○
	建設部長	—	○	○
	消防局長	—	○	○
	病院事業管理局長	—	○	○
	みらい教育創造部長	—	○	○
	生涯学習部長	—	○	○
学校教育部長	—	○	○	
消防局長	—	○	○	

〈第1配備、第2配備、第3配備時の職員配備要領〉

区分	指揮	種別	職員配備要領
災害 対策 本部 設置	本部長	第1配備	①管理職の職員を含む各部所属人員の3分の1の職員 ②出先機関の施設長※ ③警戒配備職員
		第2配備	①第1配備職員 ②第2配備職員 (各部所属人員の3分の2の職員)
		第3配備	全ての市職員

※出先機関の施設長とは、所長、園長、館長、場長、センター長などをいう。

(3) 動員の区分

ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

ウ 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1/3

2 災害救助法による事務

(1) 業務の分担

市長が災害救助法の適用業務を実施する場合は、災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。

各業務の担当は、災害救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設した場合は、市の委託事業として行うものとし、必要な事務を実施する。

災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

災害救助法適用業務の種類	担当	市長委任※	実施期間
避難所の供与	市民部	○	7日以内
応急仮設住宅の供与	街づくり1部	△	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	経済振興部 文化スポーツ部	○	7日以内
飲料水の供給	水道部	○	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済振興部 文化スポーツ部	○	10日以内
医療	保健医療部	○	14日以内
助産	保健医療部	○	分娩の日から7日以内
被災者の救出	消防局	○	3日以内
福祉サービスの提供	福祉1部	○	14日以内
被災住宅の応急修理	街づくり1部	○	1ヶ月以内
学用品の給与	教育2部	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	保健医療部	○	10日以内
死体の搜索（行方不明者の搜索）	福祉1部	○	10日以内
死体の処理（遺体の処理）	保健医療部		10日以内
住居障害物の除去	街づくり1部	○	10日以内

※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項で、○は全ての事務、△は一部の事務を委任することを示す。

【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表】

〈輸送及び賃金職員等の雇上の対象経費と担当〉

被災者の避難に係る支援	市民部
医療及び助産	保健医療部
被災者の救出	消防局
飲料水の供給	水道部
死体の搜索	福祉1部

第7節 避難対策

【計画の指針】

- 江戸川が決壊した場合には市内が広範囲に浸水し、一部の地域では5メートル以上の水深となることから、堅牢で地上3階以上に避難者を収容できる建物を民間事業者の協力を得て確保し、垂直避難場所として指定を推進する。
- 土砂災害や生命に危険を及ぼす浸水被害等がある場合は、避難指示等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所直行職員、学校職員、施設職員、地域住民が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難所の運営は、避難所運営委員会を設立して実施する。
- 避難生活では、専用スペースを確保するなどプライバシーに配慮するとともに、介護等の支援や、福祉避難所の設置等、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の負担を軽減するため、必要な配慮を行う。
- 避難所の運営に当たっては女性の意見を取り入れる対策を実施する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難行動の分類	—
2 避難の指示等	本部事務局、情報・運用支援班、広報部、消防局、消防団、警察署
3 自主避難	住民
4 避難誘導	調査班、保健医療部、福祉1部、消防団
5 避難所の開設と運営	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2・3部
6 避難所等の閉鎖	市民部
7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部
8 広域避難	本部事務局
9 広域一時滞在	本部事務局
10 感染症対策	本部事務局、保健医療部、松戸保健所

1 避難行動の分類

(1) 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

(2) 屋内安全確保

災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

(3) 緊急安全確保

立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難することができなかったこと等により、災害が発生・切迫し、安全に立退き避難をできない状況に至ってしまった場合に、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等を行うことである。ただし、この

- (サ) 医療・健康相談スペースの確保
 - (シ) ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
 - (ス) 各種記録の作成
- (3) 支所の役割
- ア 支所は、支所管轄地域内の避難所との通信連絡を確保し、災害対策本部（情報・運用支援班又は避難所ブース）へ、収集した支所管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援要請を要請する。
 - イ 本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域の避難所は市民部へ報告する。
市民部は、災害対策本部（情報・運用支援班）へ、収集した管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援を要請する。
 - ウ 支所は逐次人員を強化し、災害対策本部の避難所ブースと連携して避難所の開設運営を支援する。
- (4) 初期対応協力事項
- ア 避難所直行職員、地域住民、施設管理者等は、連携・協力して次の初期対応協力事項を実施し、速やかに避難所を開設する。
 - イ 初期対応協力事項
 - (ア) 施設・設備の安全点検
 - (イ) 支所、災害対策本部への情報伝達と情報収集
 - (ウ) 開放スペースの指示
 - (エ) プライバシー確保のためのパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
 - (オ) 避難者名簿の作成
 - (カ) 避難者の体育館への誘導、住民スペースの割り当て
 - (キ) 避難所運営委員会の立ち上げ
- (5) 避難所担当職員
- 災害対策本部の避難所ブースは、初期の避難所運営体制及び市職員の対応等の状況を考慮し、避難所直行職員を避難所担当職員に逐次交代させる。
- 避難所担当職員は、市民部、福祉2部、教育1・2・3部又は市の全職員をもってあてる。
- (6) 健康・衛生対策等
- 市民部は、避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、各部・各班と協力して対策を講じる。
- ア 要配慮者の支援
高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者、乳幼児等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。
その他、「第18節 要配慮者への対応」による。
 - イ し尿対策
環境部と連携して、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレの設置、管理を行う。その他、第9節の「3 し尿の処理」による。
 - ウ 医療、保健衛生対策
保健医療部と連携して、傷病をかかえた避難者等の治療を行うため巡回医療を行う。また、避難所での感染症や食中毒の発生を防止するため、施設内のゾーニング、予防接種、健康診断、衛生指導、相談対応等を行う。
その他、第8節の「3 被災者の健康管理」及び第9節の「2 保健活動」による。

エ 家庭動物同伴者対策

家庭動物同伴者の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内への家庭動物の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関に家庭動物対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。

その他、第9節の「7 動物対策」による。

オ 生活環境対策

女性や子育て家庭、要配慮者のニーズ等に配慮しつつ、生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくり等を行う。

(ア) 季節対策（冷暖房等）

(イ) 女性や要配慮者への配慮、プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）

(ウ) 男女別のトイレ、洗濯・物干し場、入浴対策（設備確保、利用ルールを男女のニーズに合わせて設定する等）

(エ) **こども**のための娯楽用品の確保

(オ) 防犯用品の確保及び防犯対策

(カ) 食物アレルギー対策（原材料表示や献立表の掲示等）

カ ボランティアの要請

避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

(7) 避難状況の報告及び記録

ア 避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。

イ 各避難所では、避難者名簿等を作成し、避難者数、要配慮者数、体調不良者数等の概況、ライフライン等の状況、**プライバシー確保のための**パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況について支所(本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース)へ報告する。

ウ 市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

6 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援

市は、市の避難所以外の自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に避難できない車中泊避難者等に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

(1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や車中泊避難者、自主的な避難所等の所在確認、在宅避難者等への情報提供、ニーズの把握等を依頼する。

(2) 経済振興部、文化スポーツ部及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避難者等への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施に努める。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミー症候群等を予防するための保健指導を行う。

8 広域避難

市長（本部長）は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

他市町村又は県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

9 広域一時滞在

市長（本部長）は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合に、災害対策基本法による他市町村への広域一時滞在を実施する。

(1) 広域一時滞在の要請

県内の他市町村の受入が可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。

(2) 広域一時滞の受入

他市町村又は県から本市への広域一時滞の受入を要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受諾する。

また、公営賃貸住宅や民間賃貸住宅等を活用して一時滞在用施設を提供し、各部局が連携して広域避難者の受け入れに努める。

併せて、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

10 感染症対策

市は、感染症に対する国の指針等を踏まえ、避難者の感染防止対策を実施する。

(1) 避難行動の普及

本部事務局は、平時から感染を防止するための適切な避難行動を市民等に周知しておく。

(ア) ハザードマップによる避難の要否の確認

(イ) 避難時の持出品（マスク、体温計等感染対策用品）の準備

(ウ) 避難所以外の避難先（親戚・知人宅、ホテル等）の確保

(2) 指定感染症や麻しん等、松戸保健所が所在を把握している者の避難

保健医療部は指定感染症、麻しん、風しん、侵襲性髄膜炎菌感染症等、松戸保健所が所在を把握している自宅療養者とその濃厚接触者について松戸保健所から情報を得て、自宅避難が困難な場合は避難先を案内する。

避難先は避難所内に隔離スペースを設ける、又は災害対策本部が確保した感染者専用の避難所を案内する。

第8節 応急医療

【計画の指針】

- 災害発生時には市救護本部及び学校救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- あらかじめ定めている災害医療コーディネーターが、市救護本部長の指揮の下、市内における救護活動を調整する。
- 詳細な活動は、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき対応する。
- 災害発生後、ただちに情報収集に努め、市内の災害医療協力病院の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認する。
- 重症者等は市内の災害医療協力病院で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 軽症者の応急手当、病院前救護所、学校救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となって行い、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。軽症者の手当について、地域において開業している診療所等との連携を図る。
- 避難生活が長期にわたる場合は、避難所内で健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 医療救護体制	保健医療部、松戸保健所
2 医療救護活動	保健医療部、病院部、消防局、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会
3 被災者の健康管理	保健医療部、病院部、松戸保健所、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会

1 医療救護体制

災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき **千葉県保健医療福祉調整本部** や松戸保健所等と連携して救護活動を行う。

市内における救護活動は、市救護本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。

市救護本部では、被災地域内における医療機関や学校救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、市からの要請等に基づき、災害派遣医療チーム(DMAT^{※1}・JMAT^{※2})及び医療救護班の派遣要請・配置調整、関係機関への支援要請等を行う。

後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は災害拠点病院等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。

松戸保健所は、連絡調整のため職員を派遣し、学校救護所や避難所等における対応を支援する。

※1 DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、厚生労働省医政局が設立した発災から48時間以内の「超急性期医療」を担う専門訓練を受けた医療チームで、災害医療への対応や、

被災地医療の機能回復、フロアマネジメントなどを支援する。(主に災害拠点病院、日本赤十字病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。)

- ※2 JMAT (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

2 医療救護活動

(1) 市救護本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。

市救護本部には、健康医療部長を本部長として、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、市立総合医療センター医師、(公社)看護協会松戸地区部会及び保健医療部の各責任者及び災害医療コーディネーターを配置する。

市救護本部は、市救護本部長(健康医療部長)が必要と判断したときに設置できる。

(2) 災害医療コーディネーター

市内全般の救護活動の調整は、災害医療コーディネーター及び松戸市医師会長を中心に実施する。

なお、災害医療コーディネーターは超急性期(72時間以内)の応急医療活動の調整を担当する者と応急医療を要しない被災者や在宅医療の医療活動を担当する者を予め指定する。

(3) 医療救護班の編成

市救護本部は、学校救護所を配置する場合、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会及び(一社)松戸市薬剤師会から、各学校救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員等と医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

必要に応じて、市救護本部を通じ、**千葉県保健医療福祉調整本部**及び松戸保健所等に医薬品の供給や応援を要請する。

(4) 医療情報の収集

救護本部は(一社)松戸市医師会及び千葉県等の連携のもと、防災行政無線や電話、IP電話、FAX、EMIS(広域災害救急医療情報システム)等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

必要に応じて、EMISの代行入力を行う。

(5) 病院前救護所の設置と運営

災害医療拠点病院及び災害医療協力病院の10病院は、各病院の災害マニュアル等に基づき病院前救護所を設置する。(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会の各会員(学校救護所参集指定医師等、自院にて診療継続をする医師等を除く)は病院前救護所へ参集し、トリアージ活動、情報共有・伝達等を行う。

病院前救護所は、病院スタッフ、参集した各会員、DMAT、保健医療部職員により運営する。

(6) 学校救護所の設置と運営

市救護本部の指示に基づき市内17の小・中学校に設置する。ただし、既に傷病者がいる場合等は本部の指示を待たずに参集と同時に設置する。

予め指定された(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会の各会員および保健医療部職員が参集し、保健室等にある流通備蓄医療資器材等を用い、トリアージ、軽症者の治療、重症者等の医療機関への搬送を行う。

医療救護班長に指定されている医師を中心に参集したスタッフで運営するが、不足する場合は避難者の中から医療関係者等を募って、体制を強化する。

【震災編 第3章・第8節・2〈救護所での活動〉】

(7) 傷病者の搬送

中等症・重症者の病院前救護所までの搬送は救急車等による搬送が望ましいが、困難な状況においては、自主防災組織、町会・自治会及び事業所(自衛消防組織)などへ協力を呼びかけ、連携して対応する。

災害拠点病院又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプターにより行う。

学校救護所から病院前救護所への搬送は、救急車、公用車、応援車両等を原則とするが、多数の負傷者の搬送等は災害応援協定によるタクシー、バスによる搬送を、財務班を通じて要請する。

(8) 透析患者等への対応

人工透析等の応急措置が必要な患者は、市内の対応可能な医療機関で対応する。対応が困難な場合は、千葉県を通じて受け入れ医療機関を確保し、車両、ヘリコプター等で搬送する。

(9) 助産

通常の出産については、被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

(10) 医療救護班等の受入れ

市救護本部は、県から派遣された医療救護班や災害派遣医療チーム(DMAT・JMAT)を速やかに受入れ、傷病者や被災状況、医薬品・医療資機材、各救護所や市救護班の活動状況に関する情報を共有し、有効な医療救護活動を実施するため、派遣された医療救護班等と調整を図る。

(11) 医療用資機材・医薬品等の確保

救護のための医療器具及び医薬品は、初動対応時には学校救護所での備蓄品を活用することとするが、状況に応じて(公社)松戸市薬剤師会、各医療機関等に協力を要請する。また、不足する場合は、松戸保健所及び千葉県保健医療福祉調整本部に対し医薬品等の供給を要請し、松戸保健所に備蓄している医薬品のほか、千葉県と千葉県医薬品卸協同組合が締結した協定に基づき、速やかに医薬品の供給を受ける。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、千葉県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

3 被災者の健康管理

(1) 避難所の巡回医療

保健医療部は(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、松戸保健所等との連携のもと、医療救護班を編成して、避難所で巡回医療を行う。

(2) 避難所の巡回健康相談・保健指導

保健医療部は被災者の健康状態等の把握、エコノミー症候群の予防、療養相談、精神保健相談(こころのケア)、栄養相談等のため、三師会と連携して保健師等による避難所の巡回健康相談を行う。

また、巡回時に避難所を健康の視点からアセスメントし、必要に応じて感染対策の強化等環境対策の見直しや巡回医療につなげる。

(3) 在宅避難者の健康相談・保健指導

障害物の除去や排水等を行う。

建設部は、災害協定団体等の協力を得て実施するほか、状況に応じて消防団の協力を得るものとする。また、街路樹の除去については、街づくり1部と協力して実施する。

【資料編 災害協定一覧】

(2) 住居障害物の除去

街づくり1部は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

災害救助法による住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

〈障害物除去の対象者〉

- | |
|----------------------------|
| ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者 |
| ② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者 |
| ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |

除去作業は、災害協定団体等に要請する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

(3) 災害廃棄物、堆積土砂等の一体除去

災害等廃棄物処理事業（環境省）、堆積土砂排除事業（国土交通省）を適用し、災害廃棄物が混在した土砂の除去、宅地内からの流木混じり土砂・ガレキ混じり土砂の除去、周辺街路等の流木混じり土砂等の除去を一体的に行う場合、街づくり1部、建設部、環境部が連携して被災者の申請窓口を一本化するなど総合的な処理を推進する。

6 災害廃棄物の処理

(1) 処理量の予測・対象等

災害廃棄物が予想される場合、環境部は、家屋等の被害状況等から廃棄物の収集・処理見込み量を推定する。

なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を要請する。

さらに、市が損壊家屋の解体を行う場合には、必要に応じ、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」及び「災害時における復旧・復興等事業の」支援業務の実施に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を要請する。

また、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度が「全壊」又は「解体」に該当する世帯に対しては、街づくり1部が民間事業者の紹介等を行う。

〈水害廃棄物の発生量のめやす〉

項目	数量
全壊	12.9 t /世帯
大規模半壊	9.7 t /世帯
半壊	6.5 t /世帯
一部損壊	2.5 t /世帯
床上浸水	4.6 t /世帯
床下浸水	0.6 t /世帯

第14節 生活関連施設等の応急対策

【計画の指針】

災害時にも医療、福祉施設等にはライフラインの維持が求められるほか、氾濫が収まった直後から家財等の洗浄のための水の需要が急激に高まることが予想される。

このため、災害時にも重要施設のライフラインを確保するとともに、地域の生活、産業等の復旧と整合を図りながらライフラインを復旧させ、地域の復興を促進する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 上水道施設	水道部、県企業局
2 下水道施設	建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)
5 通信施設	NTT東日本(株)
6 郵便	日本郵便(株)
7 道路・橋梁	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
9 バス	京成バス千葉ウエスト(株)松戸東営業所、京成バス千葉セントラル(株)、東武バスセントラル(株)、京成バス千葉イースト(株)
10 河川	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所

1 上水道施設

(1) 市水道の対策

ア 応急体制の確立

水道部は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行う。

イ 活動内容

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、①取水、導水、浄水、配水施設の復旧、②主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路、の優先順位で復旧する。

(2) 県企業局の対策

県企業局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「企業局水道事業震災対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。

2 下水道施設

(1) 下水道施設に被害が発生、又は発生するおそれのある場合には、一次的な使用制限を行い、下水道機能の支障及び二次災害の可能性の高いものから優先して機能回復を図る。

4 都市ガス施設

京葉瓦斯(株)は、災害又は重大事故の発生により広範囲にわたりガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防機関、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

〈ガスに関する広報事項〉

- | |
|--|
| <p>(1) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合</p> <ul style="list-style-type: none">① 左上の丸い蓋を外し（蓋がないタイプもある）、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。② 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。 <p>(2) 供給を停止した場合</p> <ul style="list-style-type: none">① ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと。② ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。 |
|--|

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、NTT東日本(株)ほか、各通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 通信途絶、利用制限の理由と内容② 災害復旧措置と復旧見込時期③ 通信利用者に協力を要請する事項④ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの提供開始 |
|---|

6 郵便

(1) 郵便事業

日本郵便(株)は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

(2) 郵便局

8 鉄道

(1) 運転規制

各鉄道事業者は、雨量等の測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

(2) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた一時滞在スペースに誘導し避難させる。旅客を一時滞在スペースに誘導した後、さらに松戸市から一時滞在施設への避難指示があった場合又は一時滞在スペースが危険のおそれがある場合、一時滞在施設へ避難するよう案内する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に高齢者や**子ども**、妊婦等に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

ウ 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者が駅構内に滞留した場合は、市と連携して帰宅困難者に情報を提供するとともに、安全が確認できしだい、あらかじめ定めた一時滞在スペースに誘導し、安全を確保する。

9 バス

各バス会社は、災害が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。

10 河川

建設部及び各河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施するとともに、被害状況と危険箇所を把握し、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

第15節 教育対策・保育対策

【計画の指針】

- 授業時間内に災害が発生した場合は、保護者の引き取りがあるまで児童等を安全な場所で保護し、施設の被災情報や安否情報等を保護者等に提供する。
- 避難所に指定されている場合は、避難所直行職員、避難所担当職員、自主防災組織、町会・自治会等、連合町会などと協力して避難者の受入れ等を行う。
- 早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進する。
- 災害発生時には、市内の文化財の被害状況を速やかに調査する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害発生時の対応	教育2部、福祉2部、小・中学校等
2 避難所開設への対応	文化スポーツ部、教育1・2・3部、小・中学校
3 応急教育	教育2部、小・中学校等
4 応急保育	福祉2部
5 文化財の保護	文化スポーツ部

1 災害発生時の対応

各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒・園児等の安全を確保する。

(1) 児童・生徒・園児等の避難

学校長等は、災害が発生した場合、児童・生徒・園児等の安全を確認する。施設の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒・園児等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 調査及び連絡

ア 施設の被害状況等については、各学校長もしくは施設の管理者が、速やかに調査し、教育2部、福祉2部に報告する。

イ 避難所となる体育館の安全・点検及び施設の被害状況については、施設管理者等が避難所直行職員と連携して、災害対策本部及び教育2部に報告する。

ウ 保護者等に対しては、メール等を活用し、施設の被災情報や安否情報等を速やかに提供する体制を整える。

(3) 安否の確認

休日、夜間に災害が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒・園児等の安否を確認する。

2 避難所開設への対応

(1) 学校及び体育館の対応

避難所に指定されている小・中・高等学校、市営体育館は、災害発生時の職員の配備計画を作成するなど、避難所の開設・運営支援等の災害対応を行う職員等の役割分担を定めておく。

施設管理者、学校職員及び施設職員は、避難所直行職員、自主防災組織及び町会・自治会等と

施設を炊き出し等に利用する場合は、炊き出しと給食の両立に努める。また、食材等の入手が困難な場合等は一時中止する。

(5) 健康管理

災害の状況により、被災学校（園）の教職員及び児童・生徒・園児等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、松戸保健所及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

(6) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

4 応急保育

福祉2部は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育できない場合、臨時保育所を設け、応急保育を実施する。また、市長が認める場合、保育料の減免又は猶予を行う。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所等で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、放課後児童クラブ、保育所等においては被災者の児童、園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

5 文化財の保護

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて文化スポーツ部に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

文化スポーツ部は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。また、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急的修理等の救済措置を講ずる。

松戸市地域防災計画

大規模事故編

(令和8年度修正)

松戸市防災会議

(5) 放射性同位元素使用事業所に係る事故の影響想定

市内にある放射性同位元素使用事業所が、何らかの要因により放射性同位元素の漏えい等をおこし、放射線障害が発生する事故を想定する。

2 予防計画

(1) 放射性同位元素使用事業所に係る事故予防対策

放射性同位元素使用事業所の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ国、県、市、警察及び消防などの関係機関に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

(2) 放射性同位元素取扱事業所の把握

予防計画に記載のある関係部署は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性同位元素取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

(3) 情報の収集・連絡体制整備

総務部は、国、警察、消防機関、放射性物質を取扱う事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

(4) 応急活動体制の整備

総務部は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備するものとする。

(5) 環境放射線モニタリング体制の整備

環境部は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備するものとする。

(6) 退避誘導體制の整備

総務部は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、**平時**から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めることとする。

また、避難行動要支援者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、**平時**より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

(7) 放射性物質事故に関する知識の普及

総務部は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及を図ることとする。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

(8) 放射性同位元素使用事業所の措置

放射性同位元素使用事業所の管理者は、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努める。

(9) 防護資機材等の整備

消防局、総務部、市民部、保健医療部、消防団、警察署、松戸保健所は、核燃料物質事故の応

松戸市地域防災計画

資料編

(令和 8 年度修正)

目 次

松戸市防災会議条例	1
松戸市防災会議委員一覧表（令和8年5月）	3
松戸市防災会議運営要領	4
松戸市防災会議医療部会設置要綱	5
松戸市災害対策本部条例	6
松戸市災害対策本部規程	7
本部標識等	10
松戸市自主防災組織補助金交付要綱	12
松戸市地域防災リーダー設置要綱	15
松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱	16
防災に関する事務取扱要綱	28
松戸市盛土事業規制要綱	29
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表	32
風水害関係の気象警報・注意報の発表基準	37
災害協定一覧	38
防災協力民間井戸一覧	43
土砂災害警戒区域指定一覧	44
急傾斜地崩壊危険区域指定一覧	51
浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧	52
指定緊急避難場所・指定避難所一覧	58
避難所開設・運営マニュアル	61
備蓄品一覧	85
防災用井戸・貯水槽一覧	87
応急給水重要施設（防災協力医療機関含む）一覧	88
学校救護所予定施設一覧	90
ヘリコプター離発着可能地点の位置基準	91
緊急輸送道路・災害時重要路線図	96
緊急用船着場位置図	97
防災関係機関等連絡先一覧	98
千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）	104
被害認定基準	105
各部・各班の報告等一覧	109
職員動員報告書	110
参集途上の被害状況報告	111
送信・受信用紙	112
被害等の記録・処理票	113
避難者カード（松戸市）	114
物品受け払い簿	115
義援金品受領書	116
罹災届出証明申請書	117
罹災証明書	118
用語集	119

防災会議関係

松戸市防災会議委員一覧表

(令和8年5月)

種 別	委 員 名	備 考
会 長	松戸市長	
1 号	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長	
	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長	
	関東農政局千葉県拠点地方参事官	
	銚子地方気象台長	
2 号	陸上自衛隊後方支援学校需品科部長	
3 号	千葉県東葛飾地域振興事務所長	
	千葉県東葛飾土木事務所長	
	千葉県企業局市川水道事務所松戸支所長	
	千葉県松戸健康福祉センター センター長	
4 号	千葉県松戸警察署長	
	千葉県松戸東警察署長	
5 号	副市長	
	水道事業管理者	
	病院事業管理者	
	総務部長	
	財務部長	
	市民部長	
	経済振興部長	
	健康医療部長	
	街づくり部長	
	都市再生部長	
	市議会事務局長	
	男女共同参画課長	
6 号	教育長	
7 号	消防局長	
	消防団長	
8 号	NTT 東日本株式会社 千葉事業部 千葉西支店長	
	東日本旅客鉄道株式会社松戸駅長	
	東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社 支社長	
	京葉ガス株式会社供給企画部災害対策室長	
	京成電鉄株式会社 松戸駅駅長	
	東武鉄道株式会社 新鎌ヶ谷駅長	
	流鉄株式会社鉄道部次長	
北総鉄道株式会社東松戸駅駅務区長		
9 号	千葉県看護協会松戸地区部会長	
	聖徳大学短期大学部総合文化学科准教授	
	松戸市女性防火クラブ会長	
	松戸自衛隊協力会女性部会長	
	千葉県助産師会第1地区 (柏・野田・流山・我孫子・松戸) 地区副会長	
1 0 号	松戸市医師会会長	
	松戸歯科医師会会長	
	松戸市薬剤師会会長	
	松戸市赤十字奉仕団委員長	
	社会福祉法人松戸市社会福祉協議会会長	

防災会議関係

松戸市防災会議運営要領

〔 昭 和 5 6 年 3 月 3 日 〕
防 災 会 議 議 決

(趣 旨)

第1条 この要領は、松戸市防災会議条例（昭和38年松戸市条例第8号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、松戸市防災会議（以下「会議」という。）の議事および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規程による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会 議)

第3条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第4条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第5条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項を専決処分することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合における災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。
- (4) 災害対策本部の設置に関すること。
- (5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 会議の庶務は、防災担当課において処理する。

(補 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年5月20日から施行する。

実施要領等

風水害関係の気象警報・注意報の発表基準

令和7年5月29日現在
発表官署 銚子地方気象台

松戸市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北西部		
	市町村等をまとめた地域	東葛飾		
警 報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	128
	洪 水		流域雨量指数基準	坂川流域=11.5, 新坂川流域=5.8, 国分川流域=11.5, 六間川流域=4
			複合基準 ※1	坂川流域= (11, 9.1), 国分川流域= (7, 5.8) 江戸川流域= (7, 15.4)
			指定河川洪水予報による基準	江戸川 [野田]
	暴 風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波 浪		有義波高	
	高 潮		潮 位	
注意報	大 雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	103
	洪 水		流域雨量指数基準	坂川流域=9.2, 新坂川流域=4.6, 国分川流域=9.2, 六間川流域=3.3
			複合基準 ※1	坂川流域= (5, 8.2), 新坂川流域= (5, 4.6) 国分川流域= (5, 5.2), 江戸川流域= (7, 13.8)
			指定河川洪水予報による基準	江戸川 [野田]
	強 風		平均風速	13m/s
	風 雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波 浪		有義波高	
	高 潮		潮 位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融 雪			
	濃 霧	視 程	100m	
	乾 燥	最小湿度30%で、実効湿度60%		
	なだれ			
	低 温	夏季(最低気温): 銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温): 銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		
霜	晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

災害協力関係

2 民間との協定

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
1	物資供給	災害時における物資供給に関する協定	山崎製パン(株)松戸工場	H10. 11. 1	パンの供給
2			東京千住青果(株)東葛支社	H10. 11. 1	野菜・梅干の供給
3			東京シティ青果(株)千葉支社	H10. 11. 1	
4			とうかつ中央農業協同組合	H12. 12. 20	米・菓子類・生活用品等の提供
5			イオン(株)イオン北小金店	H19. 8. 30	応急生活物資・物的資源等の供給
6			NPO 法人コメリ災害対策センター	H28. 11. 2	
7			(株)マツモトキヨシ	H26. 9. 1	
8			株式会社ブリッジウェル	R7. 8. 21	
9		災害時における物的資源等の協力に関する協定	(公社) 松戸青年会議所	H25. 12. 16	応急生活物資・物的資源等の供給
10		災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	生活協同組合コープみらい	H14. 3. 21	
11			生活協同組合パルシステム千葉		
12			生活クラブ生活協同組合		
13		災害時における応急給食に関する協定書	松戸保健所管内食品衛生協会	H10. 11. 1	応急給食の提供
14		災害時における寝具の供給に関する協定書	(株)伊賀屋	H11. 4. 1	毛布・布団・枕・シーツ等の供給
15		災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	(一社)日本福祉用具供給協会	H27. 5. 27	福祉用具等物資の供給
16			松戸市福祉用具事業所協議会	R7. 1. 17	
17		災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	東日本段ボール工業組合	H29. 1. 27	物資の供給
18		災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H27. 1. 14	地図等の供給
19		災害時における物資供給等に関する協定	(株)セブンイレブン・ジャパン	H27. 8. 17	被災住民を救助するための物資等の調達及び供給
20		災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定	(株)総合サービス	H28. 1. 28	携帯トイレの供給等
21		災害時における物資集配拠点の運営等に関する協定	いちごマルシェ(株)	H28. 2. 24	物資集配拠点としての活用と運営協力
22			東京千住青果(株)東葛支社	H28. 2. 24	
23		災害時における物資の供給に関する協定書	(株)メリーチョコレートカンパニー	H31. 4. 23	被災者に菓子等の物資提供
24		災害時における物資の供給等に関する協定書	(株)マミーマート	H31. 3. 7	災害時における生活物資提供
25		災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書	三協フロンテア(株)	R4. 1. 26	ユニットハウス等の供給
26		災害時等における仮設トイレ等の提供協力に関する協定	セイジツサービス(株)	R4. 4. 1	仮設トイレ等の提供
27		災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定	キャンピングカー(株)	R4. 12. 26	キャンピングカー、電源等の貸出し
28		災害時等における物資の供給に関する協定	(株)アイリスプラザユニディカンパニー	R5. 4. 1	物資の供給
29		災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定	(一社)日本キッチンカー経営審議会	R6. 1. 22	キッチンカー等による炊き出しの実施
30		災害時における量の提供等に関する協定	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	R6. 4. 26	量の提供・輸送・設置
31		災害時等における物資の供給及び被災者への一時的な施設等の提供に関する協定	ロイヤルホームセンター(株)	R6. 6. 1	生活必需品物資等の供給
32		災害時等における物資の供給に関する協定	(株)新井商店	R6. 11. 1	段ボールベッド、段ボールトイレ、トイレトーパーの供給

災害協力関係

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
33		災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)アクティオ	R7. 3. 31	レンタル機材の提供
34		災害時における物資の供給等に関する協定	トラスコ中山株式会社 都機工株式会社	R7. 6. 18	生活必需物資の供給
35	飲料水供給	災害時における飲料水運搬用器材提供に関する協定書	合同酒精(株)東京工場	H10. 11. 1	飲料水運搬用容器等の提供
36		災害時における飲料水等の供給の協力に関する協定書	山崎製パン(株)松戸工場	H9. 9. 9	所有井戸による飲料水等の供給
37			宝酒造(株)松戸工場	H9. 9. 9	
38			マブチモーター(株)	H9. 9. 9	
39	飲料水供給	災害時における飲料水等の供給の協力に関する協定書	(株)的場製餡所	H9. 9. 9	所有井戸による飲料水等の供給
40			松戸建設業協同組合	H26. 3. 20	
41		災害時における飲料水等の供給の協力に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	H21. 3. 24	飲料水等の供給
42			(株)伊藤園	H24. 4. 1	
43			大蔵屋商事(株)	R4. 4. 1	
44			サントリービバレッジソリューション(株)	R4. 4. 1	
45			(株)アペックス	R4. 4. 1	
46	救護	松戸市災害時医療救護活動についての協定書	(一社)松戸市医師会	S56. 8. 1	医療活動に関する協力
47			(公社)松戸歯科医師会	H7. 7. 20	歯科医療に関する協力
48			(一社)松戸市薬剤師会	H11. 4. 1	医療救護活動に関する協力
49		災害時における助産師による支援活動協力に関する協定	(一社)千葉県助産師会	H28. 3. 30	妊産婦等を支援する助産師の派遣
50		松戸市災害時応急救護活動についての協定書	(公社)千葉県柔道整復師会松戸支部	H9. 1. 17	応急救護衛生材料等の提供
51	避難所関連	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)	H26. 5. 20	東電柱に設置する民間広告看板と併せて避難場所等の案内表示を記載
52		災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン	R4. 5. 20	避難所の混雑状況を公開できるシステムの提供
53	応急建設業務	災害時における応急建設業務に関する協定書	松戸建築組合	H10. 11. 1	応急仮設住宅建設・被災住宅の応急修理
54		災害時における公共施設の応急補修、応急仮設住宅の建設、その他の応急対策の協力に関する協定書	全建総連千葉土建一般労働組合 松戸支部	H18. 12. 5	公共施設の応急補修・応急仮設住宅の建設等
55		災害時における木材の提供に関する協定書	松戸鎌ヶ谷木材同業組合	H10. 9. 1	木材の提供
56	搬送活動・情報収集及び傷病者搬送	災害時における航空機出動に関する協定	朝日航洋(株)	S60. 7. 1	防災活動に必要な航空機の出動
57		災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書	松戸地区タクシー運営委員会	H9. 9. 30	傷病者等の緊急搬送及び災害情報の提供
58			京成バス千葉ウエスト(株)	H9. 9. 30	
59			京成バス千葉ウエスト(株) 松戸東営業所	H9. 9. 30	
60			東武バスセントラル(株)	H9. 9. 30	
61			松戸市特別養護老人ホーム連絡協議会	R7. 5. 14	要配慮者等の緊急搬送及び災害情報の提供
62			災害時における自動車の貸渡しに関する協定	(株)カクタ	R1. 10. 1
63		災害発生時における地域支援のため	(株)ジェイコム千葉 東葛・葛	R2. 2. 1	災害発生時における

災害協力関係

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
		の人員及び車両等の提供に関する協定	飾局		地域のための人員及び車両等の提供
64		災害発生時における松戸市と松戸市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株) 松戸郵便局	H29. 10. 5	災害時の情報収集、応急活動の相互協力
65		災害時における無人航空機による支援活動に関する協定	(株)BFHD	R3. 7. 1	災害時の情報収集、災害地図作成等の支援
66	ドローン・エージェントカンパニー(株)		R3. 7. 1		
67	(株)昭和精機		R4. 11. 21		
68	(一社)ドローン減災士協会関東地区連合会千葉支部		R6. 11. 1		
69	物資輸送等	災害時における輸送業務に関する協定書	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部	H9. 8. 27	避難所等への物資輸送
70		(一社)千葉県トラック協会松戸支部	H9. 9. 30		
71		災害時における応急活動の協力に関する協定書	(特非)千葉レスキューサポートバイク	H18. 4. 1	情報収集・提供、緊急物資輸送等
72		災害における物資供給及び物資集配拠点の運営の協力に関する協定	ヤマト運輸(株)	H28. 8. 17	物流専門家の派遣及び物資配送業務
73		災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株) 東関東支店	R4. 9. 30	支援物資の受入及び配送等
74	ゴミ処理	災害時等における塵芥収集運搬業務に関する協定	松戸市環境清掃協業組合	※年次更新	災害時におけるごみの収集・運搬
75			松戸市一般廃棄物処理事業協同組合	※年次更新	
76		災害時等におけるし尿収集運搬業務に関する協定	市内浄化槽清掃業許可業者	※年次更新	
77	葬祭物資供給	災害時における葬祭物資の供給等に関する協定書	松戸葬祭業協同組合	H12. 12. 20	遺体の収容、柩、ドライアイス等の提供
78			(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	H12. 12. 20	
79			千葉中央葬祭業協同組合	H23. 12. 6	
80	要配慮者関係	障害者等を対象とした避難所施設使用に関する協定	千葉県立つくし特別支援学校他2校	H28. 2. 12	二次福祉避難所の開設及び運営
81		災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定	(福)松栄会 ひまわりの丘他18施設	H28. 2. 12	
82		(福) 陽光会 東松戸ヒルズ	H28. 4. 8		
83		(福) 白寿会 プレミア東松戸	H29. 12. 5		
84		(福) 聖心会 明尽苑	H29. 12. 5		
85		(福) 清和園 セイワ松戸	R2. 3. 1		
86		(福) 草加福祉会 アウル大金平	R2. 3. 1		
87		障害者施設代表者会議	R7. 12. 15		
88		災害時における福祉避難所等への介護福祉士の派遣に関する協定	(公社)日本介護福祉士会	H28. 8. 17	
89	災害時等における外国人支援に関する協定	(公財)松戸市国際交流協会	R5. 10. 23	平時は外国人への防災意識の普及・啓発 災害時は窓口設置等	
90	施設等の提供	災害時における一時避難場所等の提供に関する覚書	国立大学法人千葉大学	H22. 3. 8	一時避難場所としての施設提供
91		災害時における施設等の提供協力に関する協定書	松戸公産(株)	H21. 4. 13	競輪場施設のトイレ、駐車場の開放
92		大規模災害時等における協力体制に関する基本協定	学校法人日通学園 流通経済大学	H24. 2. 8	大学施設の一部を市民及び帰宅困難者等の安全確保のための避難施設としての提供等
93		災害時における避難所等の提供に関する協定書	市内千葉県立高校 7校	H25. 3. 28	災害時における施設の一時的避難場所・避難所としての使用
94			学校法人専修大学松戸高等学校	H26. 1. 22	
95			日本大学松戸歯学部	H26. 4. 1	

災害協力関係

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
96			(公財)ニッセイ聖隷健康福祉財団	H26.12.24	
97		大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定	松戸公産(株)	R2.9.24	大規模水害時における施設等の提供
98			松戸商工会議所	R3.11.16	洪水災害時における施設の一時避難場所としての使用
99			SKビルディング(株)	R4.9.1	
100			トラスコ中山(株)	R4.9.30	
101			(株)サントロペ	R4.9.30	
102			イワブチ(株)	R6.10.1	
103		災害時における被災者への一時的な施設等の提供に関する協定	(株)ヤオコー	R6.4.1	
104			(株)遊楽	R6.6.1	
105		災害時等における物資の供給及び被災者への一時的な施設等の提供に関する協定	ロイヤルホームセンター(株)	R6.6.1	災害時における一時的な施設・駐車場の提供
106		災害時におけるランドリー施設及び有償設備の利用に関する協定	トリオマネジメント(株)	R7.4.1	ランドリー施設等の提供
107	燃料供給	災害時における燃料の供給に関する協定書	千葉県石油協同組合松戸支部・松戸市危険物安全協会	R7.5.1	ガソリン・軽油・灯油の供給
108			公益社団法人千葉県LPガス協会	H10.11.1	液化石油ガス等燃料及びその他物資の供給
109		災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	千葉トヨタ自動車(株)	R3.4.22	電力の供給
110	応急復旧	災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置等に関する協定書	松戸建設業協同組合	H17.4.1	道路・橋梁等の応急修理、障害物の除去、その他応急措置
111		災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置及び簡易トイレ等の貸出しに関する協定	(株)DAYS	R5.11.1	道路・橋梁等の応急修理、障害物の除去、その他応急措置及び簡易トイレ等の貸出し
112		災害時における公共施設内電気設備の応急復旧対策の協力に関する協定書	松戸市電業協会	H18.5.23	公共施設内電気設備の応急復旧
113		災害時等における大型土のうの設置等に関する協定	(株)クマガイ工業	H25.12.27	大型土のうの提供
114		災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)	R3.2.16	広範囲の長期間停電が発生した時の早期復旧及び事前対応
115		災害時における相互連携・協力に関する協定	京葉瓦斯(株)	R7.1.17	ガスの復旧に関する相互連携・協力
116	その他	災害発生時における放送要請に関する協定	(株)ジェイコム東葛・葛飾局	H24.7.5	災害情報の放送要請に関するもの
117		災害時における被災者探索及びし尿の収集運搬等の応急活動に関する協定書	東葛環境整備事業協同組合	H22.5.7	被災者探索及びし尿の収集・運搬、その他応急措置
118		災害時における飲料水の水質検査に関する協定書	(一社)松戸市薬剤師会	H8.4.1	飲料水の水質検査
119		松戸市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	(福)松戸市社会福祉協議会	H25.5.24	災害ボランティアセンター設置・運営に関するもの
120		災害に係る情報発信等に関する協定	LINE ヤフー(株)	H28.2.12	運営サイト上に平時からの避難所情報等の掲載と、災害時のキ

災害協力関係

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
					ヤッシュサイトの提供等
121		災害時における浴場の使用等に関する協定について	千葉県公衆浴場業生活協同組合 松戸市公衆浴場組合	H29. 1. 19	災害時における浴場の使用・生活用水の提供
122		松戸市防災行政無線(移動系)の設置に関する協定について	東日本旅客鉄道(株)東京支社	H29. 11. 6	防災行政無線(移動系)の設置等
123		災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合松戸支部	H30. 10. 15	災害時における避難所、福祉避難所での理容ボランティア
124	その他	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	H30. 10. 17	被害家屋調査及び市民相談の補助
125		災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	H31. 2. 14	災害時における行政書士業務の提供
126		災害時等における消防水の供給支援に関する協定	千葉県北部生コンクリート協同組合	R2. 4. 22	災害時等における消防水の供給
127		災害時における松戸駅西口地下駐車場の浸水対策としての警戒措置等に関する協定	輝建設(株)	R1. 10. 15	浸水対策としての警戒活動に関するもの
128		災害時における動物救護活動に関する協定書	東葛地域獣医師会	H29. 3. 29	災害時における動物救護活動
129		災害時における防疫措置等に関する協定書	イカリ消毒(株)松戸営業所、トキワ消毒(有)、(株)ダスキン誠実	R2. 4. 1(※年次更新)	災害時における防疫措置等
130		災害配備体制時における職員用物資の供給に関する協定	森紅、(株)ファミリーマート	R6. 2. 1	災害時における職員用物資の供給
131		災害時の法律相談等に関する協定	千葉県弁護士会	R6. 11. 1	被災者に対する法律相談を円滑かつ適切に実施するための協力

防災協力民間井戸一覧

No.	事業所名	所在地 電話番号	許可年月日	許可揚水量	深 度
1	マブチモーター株式会社	松飛台 430 (384) 1111	S62. 7. 28	1 5 0 m ³ /日	200m
2	株式会社の場製館所	上本郷 158 (363) 5255	H 5. 10. 7	2 6 0 m ³ /日	150m
3	山崎製パン株式会社 松戸工場	南花島 319 (364) 1242	H 5. 10. 7	2 0 0 m ³ /日	250m
4	宝酒造株式会社 松戸工場	新 作 111 (362) 0261	H 5. 10. 7	1 2 0 m ³ /日	150m
民間協力事業所		4 社 (井戸 4 本)		7 3 0 m ³ /日	

災害危険箇所等

浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧

(注) 江戸川、利根運河、坂川・坂川放水路は、国管理区間の洪水浸水想定区域を示す。

坂川・新坂川、真間川は、県管理区間の洪水浸水想定区域を示す。

高潮は、県の高潮浸水想定区域を示す。

土砂は、「◎」が土砂災害特別警戒区域、「○」が土砂災害警戒区域を示す。

1 地下街

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	備考
1	松戸駅西口地下駐車場	本町24の3	367-5553	○		○	○		○	

2 要配慮者利用施設

(1) 保育園・幼稚園

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
1	上本郷保育園	上本郷 2292	366-0675	○	○	○	○	○		
2	つぼみ保育園	上矢切 1101-2	368-7811	○	○	○	○	○	○	
3	松戸南保育園	小山 523-5	368-0366	○	○	○	○	○	○	
4	さわらびこども園	栄町 3-185-1	362-1530	○	○	○	○		○	
5	新松戸中央保育所	新松戸 3-111	344-7221	○	○	○	○		○	
6	新松戸グレース保育園 ベビーホーム	新松戸 6-118-1	344-3222	○	○	○	○	○	○	
7	新松戸北保育所	新松戸 7-145-3	346-5161	○	○	○	○	○	○	
8	小金西グレースこども園	新松戸北 2-11-3	345-4994	○	○	○	○	○	○	
9	新松戸南部保育所	新松戸南 2-17	344-0010	○	○	○	○	○	○	
10	松戸ひばり保育園	西馬橋 1-28-16	346-0336	○	○	○	○	○	○	
11	いわさき保育園	西馬橋 3-49-2	341-0941	○	○	○	○	○	○	
12	馬橋西保育所	西馬橋広手町 123	344-8001	○	○	○	○	○	○	
13	古ヶ崎第二保育所	古ヶ崎 1-1994-2	363-4044	○	○	○	○	○	○	
14	古ヶ崎保育所	古ヶ崎 4-3617	367-9981	○	○	○	○	○	○	
15	いわさき第二幼稚園	旭町 2-300	346-3164	○	○	○	○	○	○	
16	清風幼稚園	馬橋 2547	341-2469	○	○			○		
17	さかえ幼稚園	栄町 4-252	361-0532	○	○	○	○	○	○	
18	新松戸幼稚園	新松戸 3-256	344-4199	○	○	○	○	○	○	
19	第二かきのき幼稚園	新松戸 5-191	345-4722	○	○	○	○	○	○	
20	いわさき幼稚園	西馬橋 2-6-23	342-8706	○	○	○	○	○	○	
21	北部幼稚園	根本 190	367-3121	○	○	○	○		○	
22	第一平和保育園	松戸 2283-2	367-0123	○						
23	けやきの森保育園まばし	新作 1-1035-2	330-0084	○						
24	小金北保育所	中金杉 3-192	344-4155	○						
25	みなみ新松戸保育園	新松戸 1-82	340-3730	○						
26	ゆいまーる保育園	松戸 1129-1 ニューバウスタビル 1F	362-2215	○						◎
27	ゆいまーる保育園中和倉	中和倉 175-2	712-1507	○						
28	第二平和保育園	松戸 1394	367-0105	○					○	
29	保育園きぼうのたから	本町 13-9	308-3088	○	○	○	○		○	
30	東進ポップキッズ	新松戸 1-345-2	340-3434	○						
31	保育園きぼうのつばさ	根本 12-16	710-9939	○			○		○	
32	大金平グレース保育園	大金平 3-132-1	382-6181	○						
33	ゆめのみ保育園	西馬橋蔵元町 134-1	701-7755	○	○	○	○		○	
34	ナーサリースクールいずみ 新松戸	新松戸北 1-11-15	382-6612	○		○	○			
35	新松戸ゆいのひ保育園	新松戸 4-31-1	711-6655	○	○	○	○		○	
36	ケヤキッズベビールーム	本町 12-17 秋本ビル 101	368-5120	○		○	○		○	
37	へいわオリーブ保育室	松戸 1344-1 エンデュランス松戸 1F	712-1933	○						○
38	さわらびこども園 北松戸ルーム	上本郷 867-5 サポーレ北松戸 101	712-2180	○		○	○			
39	さわらびドリームこども園 馬橋ルーム	馬橋 179-1 馬橋ステーションモール 1F B2	712-1745	○	○	○	○		○	

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
40	野菊野こども園 松戸ステーションルーム (送迎ステーション併設)	根本 2-16 アムス松戸プラザ2F	330-2031 送迎ST 330-3511	○			○		○	
41	へいわこぼと保育室	松戸 1227-1 アンセイエ松戸 2F	712-2620	○					○	
42	へいわちろば保育室	松戸 1227-1 アンセイエ松戸 2F	712-2621	○					○	
43	ケヤキッズスマイルルーム	根本 12-2	710-6336	○			○		○	
44	こすもすベビールーム 新松戸	新松戸 1-186 第2ロイヤルマンション 101	382-6501	○			○		○	
45	上本郷保育園 ひまわりルーム	上本郷 907-4 アーバンライフ安田	368-2305	○						
46	へいわかしの木保育室	松戸 1333 コスモ松戸ス テーション1F	718-6145	○					○	
47	ミルクキーホーム新松戸園	新松戸 4-28-1 ジュネオン新松戸 1F	344-4248	○	○	○	○		○	
48	さわらびドリームこども園 馬橋第2ルーム	馬橋 179-1 馬橋ステーションモール 1F B1	710-9880	○	○	○	○		○	
49	京進のほいくえん HOPPA 新松戸駅園	二ツ木 757-1 ラックフィールド 1F	393-8501	○						
50	野菊野こども園 松戸駅西口ルーム	本町 14-18 松戸トシオビル 1F	382-6870	○			○		○	
51	へいわこえた保育室	松戸 1227-1 アンセイエ松戸 3F	382-5001	○					○	
52	へいわみのり保育室	松戸 1227-1 アンセイエ松戸 3F	382-5002	○					○	
53	こすもすベビールーム 新松戸第2ルーム	新松戸 1-232	382-6844	○		○	○		○	
54	新松戸すずらん保育園	新松戸 3-127	712-1970	○	○	○	○		○	
55	小金城趾グレース保育園 ノーチェルーム	横須賀 1-20-2	711-9120	○			○			
56	まつど中央公園前保育園 第一	松戸 1139-2	369-7362	○						
57	まつど中央公園前保育園 第二	松戸 1139-2	369-7362	○						
58	新松戸なのはなルーム	新松戸 1-486	702-7608	○		○	○			
59	まつど中央公園前保育園 第三	松戸 1139-2	369-7362	○						
60	まつど中央公園前保育園 第四	松戸 1139-2	369-7362	○						
61	保育園きぼうのそら	本町 6-10	703-7113	○		○	○		○	
62	新松戸ニコニコ保育園	新松戸 4-204	711-8878	○	○	○	○		○	
63	こすもすベビールーム 新松戸第3ルーム	新松戸 1-186	711-8092	○			○		○	
64	ふるーる保育園松戸駅前	本町 17-7 松葉ビル 2F	710-4630	○		○	○		○	
65	エンゼルひかり保育園松戸	本町 20-10	368-6277	○			○		○	
66	北松戸ニコニコ保育園	上本郷 891	710-6776	○						
67	こすもす保育園	栄町西 3-1049	367-7775	○	○	○	○		○	
68	ケヤキッズ保育園	古ヶ崎 1-3073	703-8805	○	○	○	○		○	
69	さわらびドリームこども園	栄町 3-185-1	703-3838	○	○	○	○		○	
70	新松戸幼稚園 おひさまルーム	新松戸 3-256	344-4199	○	○		○		○	
71	星のおうち新松戸	新松戸 3-129-1	712-2494	○	○	○	○		○	
72	小山保育ルーム	小山 257-1	393-8615	○	○	○	○		○	
73	つぼみルーム	上矢切 1131	712-2020	○	○	○	○		○	
74	いたるルーム	栄町 3-183 1F	382-6330	○	○	○	○		○	
75	のびろルーム	栄町 3-183 2F	382-6331	○	○	○	○		○	
76	栄町ルーム	栄町 3-183 3F	382-6332	○	○	○	○		○	
77	ここのりの森保育園新松戸	新松戸 6-1-1	342-8008	○	○	○	○		○	
78	新松戸第二すずらん保育園	新松戸 5-158-1	710-5082	○	○	○	○		○	
79	こすもすベビールーム馬橋	西馬橋広手町 40-1	711-5510	○	○	○	○		○	
80	こすもすベビールーム 新松戸中央公園	新松戸 6-9	710-3967	○	○	○	○		○	
81	エンゼルつきの保育園馬橋	西馬橋 1-14-5	703-7112	○	○	○	○		○	

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
82	オハナキッズルーム馬橋	西馬橋相川町1 クレインヒルズ101	394-4576	○	○	○	○		○	
83	こすもすベビールーム 新松戸ゆりのき通り	新松戸3-270 サンハイム光洋1F	710-0826	○	○	○	○		○	
84	フレンドキッズランド 東松戸園	東松戸4-8-6	701-7695					○		
85	松戸いずみ幼稚園	上本郷2794	363-3289	○						○
86	へいわ野のはな保育園	松戸1331-10	710-0355	○					○	
87	松戸ゆいのひ保育園	本町13-20	712-0800	○	○	○	○		○	
88	エンゼルさつき保育園馬橋	馬橋312-3	710-0565	○	○		○			
89	エンゼルきらり保育園松戸	本町20-10	382-6277	○	○	○	○		○	
90	こすもすベビールーム 新松戸ゆりのき通り 第2ルーム	新松戸3-270 サンハイム光洋 1F	710-0650	○		○	○		○	
91	保育園いきいきキッズ	新松戸4-80 リジエール1階	711-8012	○	○	○	○		○	

(2) 学校

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
92	旭町小学校	旭町1-20-2	345-1177	○	○	○	○		○	
93	河原塚小学校	河原塚47-1	392-5100					○		
94	古ヶ崎小学校	古ヶ崎4-3620-1	364-5118	○	○	○	○		○	
95	幸谷小学校	幸谷212-2	344-6765	○						
96	北部小学校	根本217	363-5251	○	○	○	○		○	
97	新松戸西小学校	小金1180	344-1061	○	○	○	○		○	
98	南部小学校	小山148	363-5171	○	○	○	○		○	
99	中部小学校	松戸2062	363-4191	○	○	○	○		○	
100	上本郷第二小学校	上本郷2677	367-3413							◎
101	新松戸南小学校	新松戸6-301	343-3275	○	○		○		○	
102	馬橋北小学校	新松戸南2-1	344-8586	○	○		○		○	
103	横須賀小学校	新松戸北2-13-1	344-4040	○	○	○	○		○	
104	馬橋小学校	西馬橋1-12-1	341-1218	○	○		○		○	
105	小金北小学校	殿平賀270	343-1263	○						
106	旭町中学校	旭町1-150	342-3651	○	○	○	○		○	
107	河原塚中学校	河原塚190	391-6161							○
108	第一中学校	岩瀬587	363-4171							○
109	古ヶ崎中学校	古ヶ崎2515-1	366-0420	○	○	○	○		○	
110	新松戸南中学校	新松戸南2-124	344-0188	○	○		○		○	
111	小金中学校	新松戸北2-16-11	341-0646	○	○	○	○		○	
112	第三中学校	馬橋2080	341-5195	○						○
113	小金北中学校	幸田206	348-5700	○	○	○				
114	聖徳大学附属小学校	秋山600	392-3111					○		
115	光英 VERITAS 中学校	秋山600	392-8111					○		
116	矢切特別支援学校	中矢切54	312-3010	○	○	○	○		○	
117	旧古ヶ崎南小学校	古ヶ崎1-3073	番号なし	○		○				

(3) 障害者福祉施設

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
118	地域活動センターウィング	竹ヶ花西町306-1	047-331-5024	○	○	○	○		○	
119	ピオラ工房	松戸1485 メゾントーカン1・2F	331-6018	○	○	○		○	○	
120	ほくと	根本79谷口ビル1階	711-8835	○	○	○	○		○	
121	生活介護事業所 アウーの アトリエ松戸中和倉	中和倉194-9	710-9853	○						
122	喜楽家	馬橋2986	344-9951	○						
123	キッズフロンティアII番館	新作240-3 プレメンスト2F	349-1841	○						○

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
124	Cocorport 新松戸駅前Office	新松戸1-439-8 新松戸岡田ビル5F	710-9071	○	○	○	○		○	
125	ミラトレ新松戸	新松戸2-18 長谷川ビル6F	349-3410	○		○	○		○	
126	ワークスタジオ松戸	新松戸3-91 セチュールビル201	701-7798	○	○	○	○		○	
127	ディーキャリア 新松戸オフィス	新松戸4-37 野沢天 祐堂第2ビル5F	701-8770	○	○	○	○		○	
128	就労移行支援事業所 リンクス松戸	根本6-1 シエモア松戸2F	712-2444	○		○	○		○	
129	ウェルビー松戸センター	本町14-2 松戸第一生命ビル6F	703-3636	○		○	○		○	
130	ウェルビー松戸 第2センター	本町14-1 松戸本町ビル2F	712-0507	○		○	○		○	
131	エナベル松戸	本町19-14 平野第2ビル3F	369-7991	○		○	○		○	
132	LITALICOワークス 松戸	松戸1307-1 松戸ビル5F	367-1813	○	○	○	○		○	
133	LITALICOワークス 松戸西口中通	松戸1834-15 キュービック松戸ビル1F	362-6260	○			○		○	
134	LITALICOジュニア 松戸教室	本町23-5 土屋ビル6F	330-2330	○		○	○		○	
135	株式会社CBS	西馬橋幸町2 松戸シティハイツ1F	342-8289	○	○	○	○		○	
136	総活躍 松戸	上本郷858-4 北松戸駅西口ビル4F	308-2020	○		○	○		○	
137	福祉事業部「結」	上本郷86	331-7100	○	○	○	○		○	
138	あるば	松戸1879-24	703-1236	○			○		○	
139	えるあいサポート	新松戸4-65-1 アビス新松戸ビル201	710-9955	○	○	○	○		○	
140	あじょうだ	根本141-4 フローラル松戸402	367-0800	○	○	○			○	
141	オレンジハウス	新松戸7-214-105	711-8459	○	○	○	○		○	
142	ハビー松戸駅西口教室	本町19-14 平野第2ビル2F	703-8381	○		○	○		○	
143	わくわくクラブ	新松戸2-9 トレノ新松戸2F	344-3055	○	○	○	○		○	
144	わくわくクラブエース	新松戸四4-35 興学 社学園新松戸ビル3F	344-5225	○	○	○	○		○	
145	スターギフト	新松戸北2-2-14 すずらん健美クラブ1F	711-9657	○	○	○	○		○	
146	ゆったり	古ヶ崎3-3322-2	048-212-2 527	○	○	○	○		○	
147	あらた松戸事業所	栄町西2-865	710-3780	○	○	○	○		○	
148	プレジール秋桜	栄町西3-991-15	703-7210	○	○	○	○		○	
149	通所支援バルテール 松戸馬橋園	西馬橋1-35-14	718-4019	○	○	○	○		○	
150	えがおの教室新松戸南	西馬橋2-12-4	345-3330	○	○	○	○		○	
151	運動遊びと療育支援 こどもプラス新松戸教室	新松戸3-219 CSビル201	369-7650	○	○	○	○		○	
152	こばんはうす さくら新松戸教室	新松戸4-84 貴和ビル2F	711-8217	○	○	○	○		○	
153	このこのリーフ秋山	秋山738-3	382-5750					○		
154	アサヒファンレイズファーム 松戸	上本郷700-3	703-7333	○	○		○		○	
155	ニューロリワーク 新松戸 センター	新松戸1-426 BEARE 新松戸BLDG 3F B号室	712-0480	○	○		○			
156	馬橋児童発達支援事業所	西馬橋幸町2 松戸シティハイツ201	710-7547	○	○	○	○		○	
157	こすもすカレッジジュニア 新松戸教室	新松戸1-448-2 藤喜ビル2F	375-8091	○					○	
158	どらせなきっず	新松戸4-232-3	723-9993	○	○	○	○		○	
159	まるたらんち	栄町西4-1158-3	375-8910	○	○	○	○			

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
160	からふるKids松戸	新作 240-3 プレレスト101号室	711-6839	○						○
162	TAKUMI 新松戸	新松戸南 1-355 サクトワンビル 1階	382-6606	○	○		○		○	
163	ネイスふらす新松戸校	新松戸 2-2 兵藤プラザ 202	369-7723	○	○		○		○	
164	こぼんはうすさくら 新松戸第2教室	新松戸 6-32	712-1510	○	○		○		○	
165	とばり農園	栄町西 5-1366-6	361-2109	○	○	○			○	
166	就労移行支援事業所、 就労移行 IT スクール松戸	松戸 1307-1	707-3335	○	○	○			○	
167	みらいず 松戸	本町 14-1 松戸本町センタービル 3F	710-5977	○	○	○			○	
168	みらいず 馬橋	西馬橋蔵元町 183 シティプラザⅡ 201	375-8655	○		○	○		○	
169	シュウエール新松戸	新松戸 5-158-1 新松戸第2 すずらん ビル 2階	710-7473	○	○	○	○		○	
170	ドリカムサポート新松戸第 一支店	新松戸 4-50 新松戸 U2ビル 2階	712-1100	○	○	○	○		○	
171	キッズフロンティアⅢ番館	西馬橋相川町 1 クレインヒルズ 1F	711-7901	○	○	○	○		○	
172	クラルテ 松戸	松戸 1307-1 9階	271-0092	○			○		○	
173	児童発達支援・放課後等デイ サービス ふらん新松戸	新松戸 3-5 ペガサスビル 2F	340-6660	○	○	○	○		○	
174	フルーツバスケット	根本 323-1R FIELDS MATSUDO 1階	382-6313	○	○	○	○		○	
175	放課後等デイサービス きぼう新松戸	新松戸北 2-2-13	711-9676	○	○		○			
176	児童発達支援・放課後等デイ サービス バースデー	西馬橋幸町 55 ウエストビル 302	375-8993	○	○	○	○		○	
177	AKIDS松戸	馬橋 1890-1 ウェルネス馬橋 4階	050-3565- 6688	○						
178	みらいーく新松戸	新松戸 3-107 新松戸 ガーデンシティ 1階	703-8120	○	○	○	○		○	
179	つむぎヶ丘松戸中和倉	中和倉 194-9	710-9853	○						
180	CocorportCollege 新松戸 駅前キャンパス	新松戸 1-426 BEARE 新松戸 BLDG 新松戸 6 階	712-2461	○			○		○	
181	シュウエール新松戸第2教 室	松戸市新松戸北 1丁目 目 20-3	369-7727	○	○		○			
182	てらびあぼけつと馬橋駅前 教室	松戸市西馬橋蔵元町 70-2	712-1045	○	○	○	○		○	
183	輝き	千葉県松戸市馬橋 117-1 田口ビル 201	712-8339	○	○		○			
184	ドリカムサポート新松戸第 二支店	松戸市新松戸 4丁目 52-3 コーヨー第4 ビル 5階	711-7433	○		○	○		○	
185	あらた北松戸事業所	松戸市上本郷 858-2 2F ポルシェ北松戸	703-8900	○		○	○		○	

(4) 高齢者福祉施設

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
186	特別養護老人ホーム陽光苑	旭町 2-238	348-1866	○	○	○	○	○	○	
187	特別養護老人ホーム秋桜	栄町西 3-1036-2	703-1275	○	○	○	○	○	○	
188	特別養護老人ホーム緑風園	和名ヶ谷 1484	392-2900	○	○	○	○	○		
189	特別養護老人ホーム松戸陽 だまり館	幸田 111	374-6311	○		○	○			
190	特別養護老人ホームなでし こ	中矢切 259-1	312-3033	○		○	○		○	
191	特別養護老人ホームアウル 大金平	大金平 3-155	382-6011	○						
192	特別養護老人ホーム 芙蓉園	幸田 153	711-5565	○		○	○			○

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
193	特別養護老人ホームセイワ松戸	大橋 89	382-6161					○		
194	介護老人保健施設 偕楽園	西馬橋幸町 23	340-1300	○	○	○	○		○	
195	介護老人保健施設 まつど徳洲苑	幸田 180-1	309-7172	○		○	○			
196	ケアハウス サンシャイン	旭町 2-270-1	374-6211	○	○	○	○	○	○	
197	ケアハウス なでしこ	馬橋 1435-8	309-8883	○	○	○		○		
198	エルダーホーム松戸	樋野口 699	331-8300	○	○	○	○		○	
199	エルダーホーム上本郷	上本郷 1464	309-7900							◎
200	エルダーホーム 新松戸	三ヶ月 1234	330-5801	○						
201	エルダーホーム 新松戸式番館	二ツ木 1468-1	330-5500	○						
202	かぜのおと	中和倉 161-7	718-1852	○						
203	SOMPOケア ラヴィール松戸	馬橋 312-1	347-4165	○						
204	グレースメイト松戸	旭町 1-193	330-5557	○	○	○	○		○	
205	グループホームユーカリ新松戸式番館	新松戸 6-191	702-7881	○	○	○	○		○	
206	あさひガーデン松戸	栄町西 3-1066	331-6541	○	○	○	○		○	
207	島村洗心苑	和名ケ谷 660	392-3946					○		
208	サンセット豊夢	河原塚 146-1	391-1881					○		
209	アイホームまつど中央	岩瀬 595-1	367-0088							◎
210	メディクスケアホーム松戸	松戸 1063-1	366-0072	○						◎
211	ジャンティエス松戸	樋野口 771	360-8383	○	○		○		○	
212	ケアレジデンス松戸	樋野口 756	711-7485	○	○		○		○	
213	グループホームあゆみ	大金平 5-365-1	710-3571	○		○	○	○		
213	ショートステイセンター エルケア	新松戸 3-114	309-2711	○		○	○	○	○	
214	ミモザ新松戸	新松戸 4-119-2	343-8161	○		○	○	○	○	
215	ニチイケアセンター河原塚	和名ケ谷 9-2	703-5451					○		
216	認知症対応型共同生活介護 サンパティオ	旭町 2-271-2	710-4186	○		○	○		○	
217	小規模多機能型居宅介護 サンパティオ	旭町 2-271-2	710-4186	○		○	○		○	
218	グループホームかがやき新松戸	旭町 4-1150-3	710-7773	○		○	○		○	
219	松戸グループホームそよ風	馬橋 530-2	340-1800	○		○	○		○	
220	エスケアホーム松戸	馬橋 2844	312-1550	○		○	○			
221	エスケアライフ松戸	馬橋 2844	312-1551	○		○	○			
222	わいわい豊夢栄町	栄町西 1-851-4	393-8992	○		○	○		○	
223	グループホームユーカリ新松戸	新松戸 6-186	369-6631	○	○	○	○		○	
224	看多機かえりえ河原塚	河原塚 69-1	050-1753-4348					○		

(5) 病院・医院 (有床に限る)

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
225	松戸整形外科病院	旭町 1-161	344-3171	○	○	○	○	○	○	
226	大川レディースクリニック	馬橋 1902	341-3011	○						
227	日本大学松戸歯学部付属病院	栄町西 2-870-1	360-7111	○	○	○	○	○	○	
228	新松戸中央総合病院	新松戸 1-380	345-1112	○			○			
229	東葛クリニック病院	樋野口 865-2	364-5121	○	○	○	○	○	○	

避難関係

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(令和8年4月現在)

No	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所(対象とする異常な現象)							指定 避難所
			洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	
1	本土寺	平賀 63	○	○	○	○		○	○	
2	新松戸中央公園	新松戸 6-22	×	○	×	○		○	△	
3	東漸寺	小金 359-1	○	○	○	○		○	○	
4	ユーカー交通公園	小金原 1-25	○	○	○	○		○	△	
5	小金原公園	小金原 6-10	○	○	○	○		○	△	
6	栗ヶ沢公園	小金原 8-26	○	○	○	○		○	△	
7	金ヶ作公園	常盤平 3-27-1	○	○	○	○		○	△	
8	21世紀の森と広場	千駄堀 269	○	○	○	○		○	△	
9	松戸運動公園	上本郷 4434	○	○	○	○		○	△	
10	六実中央公園	六高台 3-142	○	○	○	○		○	○	
11	陸上自衛隊松戸駐屯地	五香六実 17	○	○	○	○		○	△	
12	八柱霊園	田中新田 48-2	○	○	○	○		○	△	
13	東部クリーンセンター	高塚新田 352	○	○	○	○		○	△	
14	柿ノ木台公園	二十世紀が丘柿の木町 99	○	○	○	○		○	△	
15	千葉大学園芸学部	松戸 648	○	○	○	○		○	○	
16	松戸中央公園	岩瀬 487-1	○	○	○	○		○	○	
17	江戸川河川敷	市内流域部分	×	○	×	○	×	○	○	
18	小金北小学校	殿平賀 270	△	○	○	○		○	○	○
19	殿平賀小学校	殿平賀 339-1	○	○	○	○		○	○	○
20	小金小学校	小金 355	○	○	○	○		○	○	○
21	小金北中学校	幸田 206	△	○	○	○		○	△	○
22	小金南中学校	小金清志町 1-16-1	○	○	○	○		○	○	○
23	旧根木内東小学校	根木内 598	○	○	○	×		○	△	
24	根木内小学校	小金原 2-3	○	○	○	○		○	△	○
25	貝の花小学校	小金原 8-10	○	○	○	○		○	△	○
26	栗ヶ沢小学校	小金原 7-16	○	○	○	○		○	△	○
27	根木内中学校	小金原 1-30	○	○	○	○		○	△	○
28	栗ヶ沢中学校	小金原 9-25	○	○	○	○		○	△	○
29	金ヶ作小学校	金ヶ作 317	○	○	○	○		○	△	○
30	高木小学校	金ヶ作 120	○	○	○	○		○	○	○
31	常盤平第一小学校	常盤平 7-1	○	○	○	○		○	△	○
32	常盤平第二小学校	常盤平 4-18	○	○	○	○		○	○	○
33	常盤平第三小学校	常盤平西窪町 25-1	○	○	○	○		○	△	○
34	牧野原小学校	牧の原 435-1	○	○	○	○		○	△	○
35	松飛台小学校	五香西 4-22-1	○	○	○	○		○	○	○
36	松飛台第二小学校	松飛台 59	○	○	○	○		○	○	○
37	金ヶ作中学校	金ヶ作 341-15	○	○	○	○		○	△	○
38	第六中学校	千駄堀 1341	○	○	○	○		○	△	○
39	常盤平中学校	常盤平 7-25	○	○	○	○		○	△	○
40	牧野原中学校	五香西 4-39-1	○	○	○	○		○	△	○
41	第四中学校	五香西 1-6-1	○	○	○	○		○	○	○
42	県立松戸国際高等学校	五香西 5-6-1	○	○	○	○		○	△	○
43	六実小学校	六高台 4-131	○	○	○	○		○	○	○
44	六実第二小学校	六実 2-34-1	○	○	○	○		○	△	○
45	六実第三小学校	六高台 3-141	○	○	○	○		○	○	○

避難関係

No	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所(対象とする異常な現象)							指定避難所
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	
46	高木第二小学校	五香 4-18-1	○	○	○	○		○	△	○
47	六実中学校	六高台 5-166-1	○	○	○	○		○	△	○
48	県立松戸六実高等学校	六高台 5-150-1	○	○	○	○		○	△	○
49	河原塚小学校	河原塚 47-1	○	○	○	○		○	△	○
50	東部小学校	高塚新田 382-1	○	○	○	○		○	○	○
51	梨香台小学校	高塚新田 512-13	○	○	○	○		○	○	○
52	河原塚中学校	河原塚 190	○	○	○	○		○	△	○
53	第五中学校	高塚新田 380	○	○	○	○		○	○	○
54	市立松戸高等学校	紙敷 2-7-5	○	○	○	○		○	△	○
55	東松戸小学校	紙敷 1-19-1	○	○	○	○		○	○	○
56	県立松戸南高等学校	紙敷 1199	○	○	○	○		○	○	○
57	県立松戸向陽高等学校	秋山 682	○	○	○	○		○	△	○
58	東部スポーツパーク 体育館	高塚新田 427	○	○	○	○			△	○
59	柿ノ木台小学校	二十世紀が丘柿の木 町 111	○	○	○	○		○	△	○
60	大橋小学校	二十世紀が丘梨元町 32	○	○	○	○		○	△	○
61	矢切小学校	中矢切 540	○	○	○	○		○	○	○
62	第二中学校	小山 685	○	○	○	○		○	△	○
63	柿ノ木台公園体育館	松戸 594-7	○	○	○	○		○	△	○
64	上本郷小学校	上本郷 3620	○	○	○	○		○	△	○
65	上本郷第二小学校	上本郷 2677	○	×	○	○		○	○	○
66	寒風台小学校	松戸新田 316-25	○	○	○	○		○	○	○
67	松ヶ丘小学校	松戸新田 159	○	○	○	○		○	○	○
68	稔台小学校	稔台 2-36-1	○	○	○	○		○	○	○
69	相模台小学校	岩瀬 434-2	○	○	○	○		○	△	○
70	和名ヶ谷小学校	和名ヶ谷 1085	○	○	○	○		○	△	○
71	第一中学校	岩瀬 587	○	○	○	○		○	○	○
72	和名ヶ谷中学校	和名ヶ谷 1338-1	○	○	○	○		○	○	○
73	専修大学松戸高校	上本郷 2-3621	○	○	○	○		○	△	○
74	古ヶ崎小学校	古ヶ崎 4-3620-1	△	○	△	○		○	△	○
75	旧古ヶ崎南小学校	古ヶ崎 1-3073	△	○	△	○		○	○	○
76	北部小学校	根本 217	△	○	△	○		○	△	○
77	中部小学校	松戸 2062	△	○	△	○		○	△	○
78	南部小学校	小山 148	△	○	△	○		○	○	○
79	古ヶ崎中学校	古ヶ崎 2515-1	△	○	△	○		○	△	○
80	日本大学松戸歯学部	栄町西 2-870-1	△	○	△	○		○	△	○
81	幸谷小学校	幸谷 212-2	△	○	△	○		○	△	○
82	八ヶ崎第二小学校	八ヶ崎 3-3-1	○	○	○	○		○	○	○
83	八ヶ崎小学校	八ヶ崎 6-53-1	○	○	○	○		○	○	○
84	第三中学校	馬橋 2080	△	○	○	○		○	○	○
85	県立松戸高等学校	中和倉 590-1	○	○	○	△		○	○	○
86	横須賀小学校	新松戸北 2-13-1	△	○	△	○		○	△	○
87	新松戸西小学校	小金 1180	△	○	△	○		○	○	○
88	新松戸南小学校	新松戸 6-301	△	○	△	○		○	△	○
89	馬橋北小学校	新松戸南 2-1	△	○	△	○		○	△	○
90	馬橋小学校	西馬橋 1-12-1	△	○	△	○		○	○	○
91	旭町小学校	旭町 1-20-2	△	○	△	○		○	○	○

避難関係

No	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所(対象とする異常な現象)							指定 避難所
			洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	
92	小金中学校	新松戸北 2-16-11	△	○	△	○		○	△	○
93	新松戸南中学校	新松戸南 2-124	△	○	△	○		○	○	○
94	旭町中学校	旭町 1-150	△	○	△	○		○	○	○
95	県立小金高等学校	新松戸北 2-14-1	△	○	△	○		○	△	○
96	県立松戸馬橋高等学校	旭町 1-7-1	△	○	△	○		○	○	○
97	小金北市民センター	中金杉 2-159-2	○	○	○	○			△	○
98	小金市民センター	小金きよしヶ丘 3-1-1	○	○	○	○			○	○
99	小金原体育館	小金原 6-4-1	○	○	○	○			△	○
100	小金原市民センター	小金原 6-6-2	○	○	○	○			○	○
101	常盤平市民センター	常盤平 3-30	○	○	○	○			○	○
102	八柱市民センター	牧の原 1-193-6	○	○	○	○			○	○
103	松飛台市民センター	松飛台 210-2	○	○	○	○			○	○
104	五香市民センター	五香 2-35-5	○	○	○	○			○	○
105	常盤平体育館	常盤平松葉町 1-3	○	○	○	○			○	○
106	六実市民センター (別館含む)	六高台 3-71	○	○	○	○			○	○
107	東部市民センター	高塚新田 494-9	○	○	○	○			○	○
108	二十世紀が丘市民センター	二十世紀が丘中松町 2	○	○	○	○			○	○
109	総合福祉会館	上矢切 299-1	○	○	○	○			○	○
110	和名ヶ谷スポーツセンター	和名ヶ谷 1360	○	○	○	○			○	○
111	明市民センター	上本郷 3018-1	○	○	○	○			○	○
112	稔台市民センター (別館含む)	稔台 7-1-5	○	○	○	○			○	○
113	勤労会館	根本 8-11	△	○	△	×			○	○
114	男女共同参画センター	本町 14-10	△	○	△	×			○	○
115	青少年会館樋野口分館	樋野口 543	△	○	△	○			○	○
116	八ヶ崎市民センター	八ヶ崎 5-15-1	△	○	○	○			○	○
117	新松戸市民センター	新松戸 3-27	△	○	△	○			△	○
118	馬橋市民センター	西馬橋蔵元町 177	△	○	△	○			△	○
119	青少年会館	新松戸南 2-2	△	○	△	○			○	○
120	松戸競輪場	上本郷 594	△	○	△	○	○	○	△	
121	馬橋東市民センター	馬橋 1854-3	△	○	○	○			○	○
122	古ヶ崎市民センター	古ヶ崎 4-3490	×	○	○	○			○	○
123	市民交流会館 (文化施設)	新松戸 7-192-1	×	○	△	○			○	○
124	市民交流会館 (運動施設)	新松戸 5-179-1	×	○	△	○			○	○
125	市民会館	松戸 1389-1	△	○	△	○		○	△	○

※「○」は指定基準を満たすもの(耐震基準や、浸水深 0m、土砂災害警戒区域にかからない、火事にあつては面積が 10h 以上)「△」は指定基準を一部満たすもの(洪水、内水は 2.3 階以上の建物である、土砂は建物の一部がかかる等)

情報連絡関係

防災関係機関等連絡先一覧

1 関係機関

機 関 名		連 絡 先	一般電話	FAX	県 防 災 行政無線	MCA 無 線
千 葉 県	東葛飾地域振興事務所	地域防災課	361-2111	367-4348	○	○
	東葛飾土木事務所	調整課	364-5980	362-4884	○	○
	企業局市川水道事務所松戸支所	料金管理課	368-6143	363-5340		
	松戸保健所	総務課	361-2121	367-7554	○	○
	西部防災センター		331-5511	331-5522	○	
	千葉県警察	松戸警察署 松戸東警察署	警備課 警備課	369-0110 349-0110	369-0110 349-0110	
指 定 地 方 行 政 機 関	関東地方整備局	江戸川河川事務所	防災対策課	04-7125-7436	04-7123-1741	
			松戸出張所	343-3722	344-8919	
		千葉国道事務所	管理第二課	043-287-0315	043-285-0412	○
			柏維持修繕出張所	04-7143-4230	04-7144-2063	
		首都国道事務所	工務課	362-4114		
	関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画部門	043-242-7336	043-244-0760		
	関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室	043-224-5611	043-227-7135	○	
	関東森林管理局 千葉森林管理事務所	調整官	043-242-4656	043-242-4658		
	東京管区气象台 銚子地方气象台		0479-23-7705		○	
陸上自衛隊松戸駐屯地	需品学校企画室	387-2171		○	○	
指 定 公 共 機 関	NTT 東日本株式会社 千葉事業部	千葉西支店	04-7162-4650	04-7162-7998		○
	東日本旅客鉄道(株)	松戸駅	360-1402	360-1402		○
	日本通運(株)	柏営業所	04-7191-5511	04-7191-5723		
	東京電力パワーグリッド(株)	東葛支社	0120-995-007	0120-995-606		○
	日本郵便(株)	松戸郵便局	362-2357	363-9134		
	日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	043-241-7531	043-248-6812	○	
	日本放送協会 千葉放送局	企画総務	043-203-1001		○	
指 定 地 方 公 共 機 関	(公社) 千葉県LPガス協会	松戸支部	368-1200	368-1296		○
	千葉瓦斯(株) 供給企画部	災害対策室	04-7164-0581	04-7162-5254	○	
	東武鉄道(株)	六実駅	387-6795	—		○
	京成電鉄(株)	松戸駅	362-2014	—		
	京成電鉄(株)	八柱駅	387-3451			○
	流鉄(株)	運輸区駅務担当区	04-7158-0117	04-7158-2274		○
	北総鉄道(株)	東松戸駅駅務区	392-3235	392-3235		
	(一社) 千葉県トラック協会松戸支部	事務局	04-7139-6811	04-7139-6811		○
	東武バスセントラル(株)	沼南営業所	04-7193-2683	0471-93-2685		○
	京成バス千葉ウエスト(株)	松戸営業所	362-1256	364-8470		○
	京成バス千葉ウエスト(株)	松戸東営業所	387-0388	389-8624		○
千葉テレビ放送(株)	報道制作局	043-231-3111		○		
(株) ベイエフエム	総務部	043-351-7878		○		
公 共 的 団 体 等	(一社) 松戸市医師会	事務局	368-2255	365-4915		○
	(公社) 松戸歯科医師会	事務局	368-3553	365-4015		○
	(一社) 松戸市薬剤師会	事務局	360-3600	360-3614		○
	(公社) 千葉県柔道整復師会	松戸支部	366-8567	366-8567		○
	(福) 松戸市社会福祉協議会		368-0503	368-0203		○
	(公財) 松戸市国際交流協会		711-9511	308-6789		
	(公社) 松戸市シルバー人材センター		330-5005	330-5008		
	(公財) 松戸市文化振興財団		384-5050	384-5243		
	とうかつ中央農業協同組合	経済センター	341-5151	341-5154		
	松戸市漁業協同組合		362-3462			

情報連絡関係

機 関 名		連 絡 先	一般電話	FAX	県 防 災 行政無線	MCA 無 線
そ の 他	松戸商工会議所	総務課	364-3111	365-0150		○
	(公社) 千葉県獣医師会		043-232-6980	043-232-6986		
	(独) 都市再生機構	松戸住宅管理センター	368-3800			
	(一社) 千葉県建築士会 松戸支部		368-0371	710-0515		
	(公社) 千葉県建築士事務所協会 松戸支部	(株)クリエート建築事務所	386-3115	387-4008		
	松戸赤十字奉仕団	委員長	362-0428			
松戸市消防団	団長	363-1116	363-1121			
松戸市建設業協会		344-5171	346-3510			
松戸地区タクシー運営委員会	(有)小金タクシー	341-4132			○	
生活協同組合コープみらい		043-301-6684	043-301-6685		○	
山崎製パン(株) 松戸第一工場		364-1231			○	

2 消防機関

施 設 名	一般電話	FAX	県 防 災 行政無線	消防無線	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)
松戸市消防局	363-1111	363-1121	○	○	○	○
中央消防署(中央方面隊)	368-0119	369-1166		○		
西口消防署(西口方面隊)	367-0119	362-4712		○	○	
馬橋消防署(馬橋方面隊)	344-0119	344-5525		○		
小金消防署(小金方面隊)	340-0119	341-0149		○		
大金平消防署(大金平方面隊)	348-0119	347-9894		○		
五香消防署(五香方面隊)	387-0119	387-5490		○		
六実消防署(六実方面隊)	383-0119	387-9449		○		
東部消防署(東部方面隊)	391-0119	391-0111		○		
二十世紀が丘消防署 (二十世紀が丘方面隊)	392-0119	391-4222		○		
八ヶ崎消防署(八ヶ崎方面隊)	347-0119	347-0120		○		
消防団第1方面隊						
消防団第2方面隊						
消防団第3方面隊						
消防団第4方面隊						
消防団第5方面隊						
消防団第6方面隊						
消防団第7方面隊						
消防団第8方面隊						
消防団第9方面隊						
消防団第10方面隊						

情報連絡関係

3 市の施設

施設名	一般回線		県防災 行政無線	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
	普通電話	F A X				
市役所	366-1111	363-3200	○	○	○	災害対策本部
常盤平支所	387-2131	388-9664		○	○	情報集約拠点
小金支所	341-5101	344-8730		○	○	情報集約拠点
小金原支所	344-4151	344-3684		○	○	情報集約拠点
六実支所	385-0113	385-1848		○	○	情報集約拠点
馬橋支所	345-2131	344-5782		○	○	情報集約拠点
新松戸支所	343-5111	344-6514		○	○	情報集約拠点
矢切支所	362-3181	368-1439		○	○	情報集約拠点
東松戸支所	703-0610	703-0612		○	○	情報集約拠点
中央保健福祉センター	366-7489	363-9766		○	○	福祉避難所 災害対策本部
小金保健福祉センター	346-5601	344-3400			○	
常盤平保健福祉センター	384-1333	394-5223			○	
〃 六実保健室	384-2583				○	
古ヶ崎市民センター	367-7700			○	○	指定避難所
馬橋東市民センター	346-2055			○	○	指定避難所
市民会館	368-1237	366-3344		○	○	指定避難所 帰宅困難者向け 一時滞在施設
森のホール21(文化会館)	384-5050	384-5243		○	○	
21世紀の森と広場 (パークセンター)	345-8900	348-4522		○	○	臨時レポート
ユウカリ交通公園	341-2707			○	○	
松戸市総合医療センター	712-2511	712-2512	○	○	○	災害拠点病院
水道部	341-0430	349-0881		○	○	給水拠点
小金浄水場						給水拠点
常盤平浄水場				○		給水拠点
幸田配水場						給水拠点
南部市場	363-2222	369-1181		○	○	県輸送拠点
日暮クリーンセンター	388-6555	388-6868		○	○	
東部クリーンセンター	391-1141	391-1142			○	指定緊急避難場所
和名ヶ谷クリーンセンター	392-1118	392-1119		○	○	
北山会館	387-5855			○	○	遺体収容所
北松戸保育所	362-8282	362-8163		○	○	
小金原保育所	341-2643	348-8246		○	○	
ユアラ保育所	343-1262	343-8294		○	○	
梨香台保育所	391-3710	391-6997		○	○	
六実保育所	385-0998	385-8103		○	○	
牧の原保育所	385-0997	385-1982		○	○	
馬橋西保育所	344-8001	344-4196		○	○	
古ヶ崎保育所	367-9981	367-9294		○	○	
八柱保育所	392-2955	392-6972		○	○	
小金北保育所	344-4155	344-9347		○	○	
二十世紀ヶ丘保育所	391-2200	391-6963		○	○	
松ヶ丘保育所	368-9191	368-9704		○	○	
新松戸中央保育所	344-7221	344-9465		○	○	
松飛台保育所	384-2421	384-2048		○	○	
新松戸南部保育所	344-0010	344-4194		○	○	
新松戸北保育所	346-5161	346-7901		○	○	
古ヶ崎第二保育所	363-4004	363-4293		○	○	

情報連絡関係

4 指定避難所

施設名	普通電話	F A X	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
男女共同参画センター	364-8778	364-7888	○	○	
稔台市民センター	367-6420		○	○	
明市民センター	368-6700		○	○	
常盤平市民センター	387-2529		○	○	
八柱市民センター	388-3570		○	○	
小金市民センター	343-8641		○	○	
小金北市民センター	343-8191		○	○	
小金原市民センター	344-8268		○	○	
六実市民センター	385-0116		○	○	
五香市民センター	386-8300		○	○	
松飛台市民センター	386-6000		○	○	
八ヶ崎市民センター	348-6667		○	○	
新松戸市民センター	343-6500		○	○	
馬橋市民センター	342-9690		○	○	
二十世紀が丘市民センター	392-7021		○	○	
東部市民センター	391-3701		○	○	
古ヶ崎市民センター	367-7700		○	○	
馬橋東市民センター	346-2055		○	○	
勤労会館	365-9666		○	○	
東部スポーツパーク	391-0944		○		
和名ヶ谷スポーツセンター (アリーナ棟)	391-5990		○		
総合福祉会館	368-1241		○	○	
(旧)古ヶ崎南小学校			○		
市民会館	368-1237	366-3344	○	○	
市民交流会館 (文化施設)	349-6530		○		
市民交流会館 (運動施設)	349-6530		○		
小金原体育館	341-2242		○		
常盤平体育館	386-0111		○		
柿ノ木台公園体育館	331-1131		○		
青少年会館	344-8556	342-9244	○	○	
青少年会館樋野口分館	369-0440		○	○	
中部小学校	363-4191	363-4803	○	○	
東部小学校	391-2971	392-5025	○	○	
北部小学校	363-5251	363-2629	○	○	
相模台小学校	363-4245	363-5952	○	○	
南部小学校	363-5171	363-4422	○	○	
矢切小学校	363-6887	363-6885	○	○	
高木小学校	387-5103	389-4457	○	○	
高木第二小学校	387-2191	389-4453	○	○	
馬橋小学校	341-1218	340-0670	○	○	
小金小学校	341-0450	342-1227	○	○	
常盤平第一小学校	387-2397	389-3882	○	○	
常盤平第二小学校	386-1331	389-5453	○	○	
稔台小学校	364-4128	363-6383	○	○	
常盤平第三小学校	387-4605	389-5848	○	○	
上本郷小学校	363-9278	363-4234	○	○	
小金北小学校	343-1263	340-0664	○	○	
根木内小学校	341-2641	340-0663	○	○	
栗ヶ沢小学校	341-2640	340-0656	○	○	
松飛台小学校	387-0494	389-4885	○	○	

情報連絡関係

施設名	普通電話	F A X	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
松ヶ丘小学校	361-2238	368-3262	○	○	
柿ノ木台小学校	365-7662	365-5568	○	○	
古ヶ崎小学校	364-5118	365-5759	○	○	
六実小学校	387-9391	389-0703	○	○	
八ヶ崎小学校	342-1094	345-8091	○	○	
梨香台小学校	391-4311	391-8198	○	○	
寒風台小学校	363-1048	365-9535	○	○	
河原塚小学校	392-5100	392-8187	○	○	
和名ヶ谷小学校	391-2401	391-8882	○	○	
旭町小学校	345-1177	346-9387	○	○	
牧野原小学校	385-0996	388-2099	○	○	
貝の花小学校	344-8611	349-4909	○	○	
金ヶ作小学校	385-8886	384-6875	○	○	
馬橋北小学校	344-8586	349-4104	○	○	
殿平賀小学校	344-8621	345-9368	○	○	
横須賀小学校	344-4040	348-8445	○	○	
八ヶ崎第二小学校	344-7437	346-4945	○	○	
六実第二小学校	384-3011	384-7709	○	○	
新松戸南小学校	343-3275	348-8237	○	○	
松飛台第二小学校	385-4111	385-8066	○	○	
上本郷第二小学校	367-3413	368-1338	○	○	
大橋小学校	392-2921	392-6166	○	○	
六実第三小学校	384-3161	384-7879	○	○	
幸谷小学校	344-6765	345-6956	○	○	
新松戸西小学校	344-1061	345-9883	○	○	
東松戸小学校	388-6621	388-6626	○	○	
第一中学校	363-4171	364-2655	○	○	
第二中学校	363-7205	364-6732	○	○	
第三中学校	341-5195	345-0179	○	○	
第四中学校	387-5311	386-9176	○	○	
第五中学校	391-2110	391-8637	○	○	
第六中学校	343-1208	345-0209	○	○	
小金中学校	341-0646	345-0296	○	○	
常盤平中学校	387-4611	386-9182	○	○	
栗ヶ沢中学校	341-5178	345-0459	○	○	
六実中学校	388-1190	386-9329	○	○	
小金南中学校	342-1061	345-0538	○	○	
古ヶ崎中学校	366-0420	364-7166	○	○	
牧野原中学校	384-3021	386-9389	○	○	
河原塚中学校	391-6161	391-8669	○	○	
根木内中学校	343-1268	345-0623	○	○	
新松戸南中学校	344-0188	345-0626	○	○	
金ヶ作中学校	384-3171	386-9529	○	○	
和名ヶ谷中学校	391-1818	391-8708	○	○	
旭町中学校	342-3651	345-0725	○	○	
小金北中学校	348-5700	345-0729	○	○	
市立松戸高等学校	385-3201	385-3467	○	○	
県立松戸高等学校	341-1288	346-4002	○	○	
県立小金高等学校	341-4155	349-2300	○	○	
県立松戸国際高等学校	386-0563	386-8518	○	○	
県立松戸南高等学校	391-2849	391-5287	○	○	
県立松戸六実高等学校	385-5791	386-4762	○	○	

情報連絡関係

施設名	普通電話	F A X	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
県立松戸馬橋高等高校	345-3002	346-5330	○		
県立松戸向陽高等高校	391-4361	391-8219	○		
専修大学松戸高等学校	362-9101		○		
日本大学松戸歯学部	368-6111	364-6295	○		

令和 8 年度松戸市総合防災訓練について

【概要】

- 訓練想定
松戸市直下地震 マグニチュード 7. 1 最大震度 6 強 (松戸)
- 重点項目
 - (1) 市民が楽しみつつ、防災の展示体験ができる「防災フェア」を実施する。
 - (2) 学校救護所の運営及び要配慮者の福祉避難所の開設訓練を実施する。
 - (3) 市長に各部等の対応状況等を報告する「災害対策本部訓練」を実施する。
 - (4) 避難所直行職員を指定避難所へ直行させ避難所の開設を実施する。
また、避難所運営委員会を主体に避難所ごとに「避難所訓練」を実施する。
 - (5) 消防、警察等による「救出救助訓練 (特殊災害対応訓練)」を消防訓練センターで実施する。

1 総合防災訓練の考え方

大規模地震において、市として実施すべき実践的な訓練を実施し、発災当初の初動対処要領を確立するとともに、市民の防災意識の向上を図る。

この際、能登半島地震における自治体等の教訓を踏まえた実効性のある訓練の実施に努める。

2 実施日時 (場所)

- (1) 防災フェア・学校救護所訓練 (トリアージ) (市立松戸高校) メイン会場
令和 8 年 11 月 7 日 (土) 9 時 30 分から 13 時 00 分予定
- (2) 福祉避難所開設訓練
令和 8 年 11 月 7 日 (土) 午前中を予定
- (3) 救出救助訓練 (特殊災害対応訓練) (消防訓練センター)
令和 8 年 11 月 18 日 (水) 9 時 30 分から 11 時 30 分
- (4) 災害対策本部訓練
令和 8 年 10 月 5 日 (月) 部長会議終了後を予定
- (5) 物資供給訓練 (南部市場)
令和 8 年 11 月 7 日 (土) 午前中を予定
- (6) 避難所直行職員訓練 (指定避難所)
令和 8 年 10 月 14 日 (水) 午前中を予定
- (7) 避難所訓練 (指定避難所 小中学校等)
※各避難所運営委員会により日程を決定 (11 月 7 日 (土) 以外を推奨)

3 訓練内容

- (1) 防災フェア

防災関係機関等の展示、市民が楽しみつつ、防災の疑似体験ができる「防災フェア」を実施する。あわせて「シェイクアウト訓練」を実施する。

- (2) 学校救護所訓練（トリアージ訓練）
学校救護所の運営及びトリアージ訓練を実施する。
- (3) 福祉避難所開設訓練
要配慮者のための福祉避難所を開設し、運営訓練を実施する。
- (4) 災害対策本部訓練
発災の状況、市の対応方針、各部の対応について、各部（部長級）が参加する災害対策本部会議を実施する。
- (5) 物資供給訓練
支援物資を南部市場に集積し、一部の避難所への輸送訓練を実施する。
- (6) 避難所直行職員訓練
避難所直行職員が避難所に直行し、避難所の安全確認、開錠、段ボールベッドなどを組み立てるとともに、災害対策本部へ通信機器により報告する。
- (7) 救出救助訓練（特殊災害対応訓練）
総合防災訓練と連携し消防及び警察等による救出救助訓練を実施する。
- (8) 避難所訓練
避難所運営委員会が各学校、町会・自治会等と連携し、地域の実情に応じて、避難所ごとの計画で実施する。

【訓練の一例】

避難所運営ゲーム（HUG）の実施、備蓄品の確認、パーテーション、段ボールベッドの設置、緊急遮断弁による給水、マンホールトイレの設置等避難所の開設（通路・パーテーション、受付の設置等）・運営（被災者の受け入れ）

4 訓練参加・協力機関

- (1) 防災関係機関（調整中）
- (2) 協定団体等（調整中）

5 令和7年度総合防災訓練成果【報告】

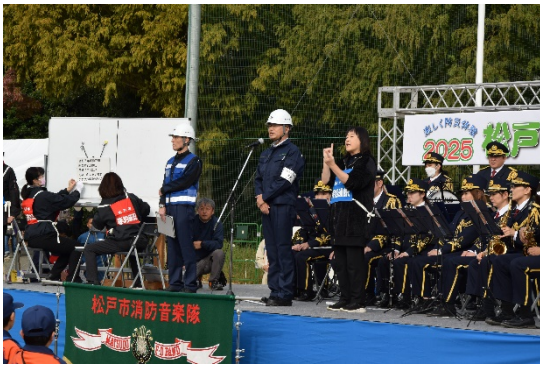
- (1) 総合防災訓練として「防災フェア」を市立松戸高校で実施し、多くの家族連れなど、昨年度を上回る来場者約1800名で賑わい、防災の疑似体験などにより、市民の防災意識を向上させるとともに、防災関係機関との連携を深めることができた。
- (2) 「学校救護所の開設」及び「福祉避難所の開設」の訓練を実施し、要救護者のトリアージや要配慮者の受け入れ態勢を確認できた。
- (3) 「災害対策本部訓練」を実施し、災害対策本部における報告やドローンによる情報収集など、会議のイメージアップを図ることができた。
- (4) 避難所開設・運営において避難所直行職員による通信訓練、避難所運営委員会が主体となった訓練により避難所の開設、備蓄品などの知識と操作技

術の向上を図ることができた

- (5) 「救出救助訓練（特殊災害訓練）」を総合防災訓練と連携して実施し、自衛隊の参加を含めた救助部隊の連携を深めることができた。
- (6) 物資供給訓練にて、物資の集配及び供給により協定締結団体と連携強化が図れ、支援物資の受入れから避難所に届け、一連の流れを確認し理解が深まった。

訓練の景況

【防災フェア（屋外ステージ）】



【学校救護所】



【防災フェア（車両展示）】



【防災フェア（車両展示）】



【福祉避難所】



【物資供給訓練】



【災害対策本部訓練】



【救出救助訓練】



【避難所直行職員訓練】



【避難所訓練】



報告事項 (1)

令和7年度災害対応について

No.	発生 月日	発生 原因	気象情報		被害状況	対応体制等
			注意報			
			警 報			
1	5/2	大雨	雷	なし		情報体制等強化
			大雨 洪水			
2	9/5	台風 15号	雷	なし		注意配備 避難所12箇所開設
			大雨 洪水			
3	9/10	大雨	雷	なし		情報体制等強化
			大雨 洪水			
4	9/11	大雨	雷	なし		情報体制等強化
			大雨 洪水			
5	2/6	降雪	なし	なし		情報体制等強化
			大雪			

報告事項 (2)

災害時応援協定の新規締結について

【概要】

下記のとおり 4 団体と 4 件の協定を締結しました。

○災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定	【1 団体 1 件】
○災害時における物資の供給等に関する協定	【1 団体 1 件】
○災害時における物資供給に関する協定	【1 団体 1 件】
○災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定	【1 団体 1 件】

1 新たに締結した協定 (令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 1 日)

- (1) 災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定
松戸市特別養護老人ホーム連絡協議会様 (令和 7 年 5 月 1 4 日締結)
- (2) 災害時における物資の供給等に関する協定
トラスコ中山株式会社様
都機工株式会社様 (令和 7 年 6 月 1 8 日締結)
- (3) 災害時における物資供給に関する協定
株式会社ブリッジウェル様 (令和 7 年 8 月 2 1 日締結)
- (4) 災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定
障害者施設代表者会議様 (令和 7 年 1 2 月 1 5 日締結)

2 今後の予定

- (1) 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
東横 INN 松戸駅東口様
- (2) 大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定
大和ハウス工業株式会社様
大和ハウスプロパティマネジメント株式会社様
DPL 開発 1 特定目的会社様

特殊災害対応訓練について

【概要】

- 特殊災害とは大規模な災害により要救助者が多数発生し、救助、救急活動が極めて困難な災害、また、航空機や鉄道、化学災害や生物剤による事故及びテロにより多数の傷病者が発生した災害。
- 消防局と関係機関が協力して安全、確実、迅速に負傷者の救出、救護、搬送等の一連の活動について連携強化を図り、各機関の活動について共通の認識を持つとともに、災害活動に万全を期することを目的。

1 令和8年度特殊災害対応訓練（案）

(1) 目的

この訓練は、NBC災害発生時の初動対応能力向上を目的とする。

(2) 訓練想定

松戸市内において化学災害が発生し、救出救護活動が困難な状況で多数の傷病者が発生したもの

(3) 実施日時

令和8年11月18日（水）9時30分から11時30分まで

(4) 実施場所

千葉県松戸市八ヶ崎四丁目50番地の2 松戸市消防訓練センター

(5) 訓練参加機関（※予定）

- ア 千葉県警察松戸警察署
- イ 千葉県警察松戸東警察署
- ウ 松戸市立総合医療センター
- エ 千葉西総合病院
- オ 市立総合医療センター附属看護専門学校
- カ 松戸市消防局（主催）

(6) 訓練内容

- ア 警察・消防による消火、救出、救助及び応急救護活動
- イ 関係機関合同による指揮本部運用
- ウ 多数傷病者発生時における傷病者管理
- エ 医療機関による傷病者の救護、病院搬送

2 訓練実績

(1) 令和7年度 (R7.11.8)

ア 訓練想定

松戸市域に大規模地震が発生し、市内で同時多発的に災害が発生しており、主要道路が損壊したことにより消火及び救出救護活動が困難な状況で中高層建物火災等の発生により多数の傷病者が発生したもの

イ 参加関係機関

千葉県警察（松戸警察署・松戸東警察署・第三機動隊）、市立総合医療センター、千葉西総合病院、市立総合医療センター附属看護学校、危機管理課及び松戸市消防局 計187名

(2) 令和6年度 (R6.11.9)

ア 訓練想定

松戸市の直下に大地震が発生し、多数の傷病者が発生したもの

イ 参加関係機関

千葉県警察（松戸警察署・松戸東警察署・第三機動隊）、市立総合医療センター、千葉西総合病院及び松戸市消防局 計182名

(3) 令和5年度 (R5.10.18)

ア 訓練想定

地震災害の影響により、多数の傷病者が発生したもの

イ 参加関係機関

千葉県警察（松戸警察署・松戸東警察署・第三機動隊）、市立総合医療センター、千葉西総合病院、市立総合医療センター附属看護学校、危機管理課及び松戸市消防局 計194名